

令和7年度
(2025年度)

学 生 便 覧



独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校高松キャンパス

校 章 の 由 来

旧高松高専、旧詫間電波高専の伝統を守りつつ、新しいイメージになるよう考案され、中央の「K」は、古の良さと新しき時代を融合させた書体で力強さを表し、「K」から生え実った2つのオリーブの実は、高松キャンパスと詫間キャンパスを表している。

本 校 の 使 命

本高専は、「豊かな人間性を有し創造力に富む実践的な技術者の育成」と「地域における知の拠点としての社会貢献」を使命として掲げ、教育研究基盤並びに管理運営基盤の強化を図り、創造力に富む実践的な技術者を育成するとともに香川県の産業界や行政と連携を深めて地域の活性化に貢献する。

本校の育成する人財像

本高専では育成する人財像を次のように設定しています。

1. 広い視野を持ち、自然との調和を図り、人類の幸福に寄与できる技術者（倫理）
2. 科学技術の基礎知識と応用力を身につけ、時代の変遷に対応できる技術者（知識）
3. 課題解決の実行力と創造力を身につけ、社会に有益なシステムを構築できる技術者（実行力）
4. 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者
(コミュニケーション能力)

香川高等専門学校校歌

作詞:藤本友美

作曲:永町一樹



1. き のめほころぶとき だ い ちの い き づ か い さ た
2. の びるわかばのとき しろ い は な が さ く た な
3. め ぐみゆたかなとき か た く み を む す ぶ な

5. め き の み ど り に は か ぜ す み わ た る た
6. か く は る か な そ ら の そ む た い よ う た
7. が め る せ と の う み あ お い さ ぎ な み お き

9. く ま し く み な ぎ る お も い み
10. お き な あ す そ の て に ひ め て う
11. た い も ゆ じ ゆ う な ひ と み い

13. ら い こ め そ う ぞ う は ぐ く み ゆ こ う
14. け つ が ん で ん と う む す び て ゆ こ う
15. ぎ つ ど い こ う が く ひ ら い て ゆ こ う

17. こ ろ ひ と つ な ぎ か が わ こ う せん

- 1 木の芽ほころぶ時 大地の息づかい 讃岐のみどりには 風澄み渡る
逞しく みなぎる想い 未来こめ 創造 育みゆこう
心ひとつなぎ 香川高専
- 2 伸びる若葉の時 白い花が咲く 高く遙かな空 臨む太陽
大きな明日 その手に秘めて 受け継がん 伝統 結びてゆこう
心ひとつなぎ 香川高専
- 3 恵み豊かな時 固く実を結ぶ 眺める瀬戸の海 青いさざ波
期待萌ゆ 自由な瞳 いざ集い 工学 拓いてゆこう
心ひとつなぎ 香川高専

目 次

1. 沿革の概要	1
2. 学則・学生準則	
・ 香川高等専門学校学則	7
・ 香川高等専門学校学生準則	4 5
・ 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項	5 0
3. 教務関係	
・ 香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程	5 3
・ 香川高等専門学校単位追認試験実施申し合わせ	5 7
・ 香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程	5 8
・ 校外実習(インターンシップ)	6 0
・ 学業評価におけるG P Aの算出に関する要領	6 1
4. 学生心得	
1 生活一般について	6 3
2 校内生活について	6 3
3 自然災害(台風等)による休校について	6 6
4 服装について	6 7
5 頭髪等身だしなみについて	6 7
6 飲酒・喫煙について	6 8
7 校内でのゲーム等の遊びについて	6 8
8 スマートフォン(携帯電話)等の使用について	6 8
9 アルバイトについて	6 8
10 政治的活動等について	6 8
11 校外生活について	6 8
12 運転免許取得, 通学方法等について	6 9
13 諸手続一覧(高松キャンパス)について	7 4
14 諸納金一覧について	7 6
15 指導処分について	7 7
5. 福利厚生	
1 奨学金制度	7 9
2 高等学校等就学支援金制度(本科1~3年生)	8 1
3 授業料等の免除	8 1
4 各種相談制度	8 3
5 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて(災害共済給付制度)	8 3

6 学生総合保険、学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）	・	8 5
7 学校学生生徒旅客運賃割引証	・ ・ ・ ・ ・	8 5
8 通学定期券	・ ・ ・ ・ ・	8 5
9 福利施設の利用	・ ・ ・ ・ ・	8 5
 6. 学生支援関係		
1 香川高等専門学校高松キャンパス職業紹介業務運営規程	・ ・ ・ ・ ・	8 7
2 香川高等専門学校 専攻科入学及び大学編入学に関する推薦要項	・ ・ ・ ・ ・	8 8
3 香川高等専門学校表彰規程	・ ・ ・ ・ ・	8 9
4 香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程	・ ・ ・ ・ ・	9 1
5 香川高等専門学校図書館規程	・ ・ ・ ・ ・	9 4
6 香川高等専門学校図書館利用細則	・ ・ ・ ・ ・	9 6
 7. 学生寮関係		
1 香川高等専門学校学生寮管理運営規程	・ ・ ・ ・ ・	9 9
2 香川高等専門学校学生寮管理運営細則	・ ・ ・ ・ ・	1 0 1
 8. 学生会関係		
1 香川高等専門学校高松キャンパス学生会会則	・ ・ ・ ・ ・	1 0 7
2 香川高等専門学校高松キャンパス学生会準則	・ ・ ・ ・ ・	1 1 2
3 香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会会則	・ ・ ・ ・ ・	1 1 4
 9. 施設等の利用関係		
1 香川高等専門学校情報基盤センター規程	・ ・ ・ ・ ・	1 1 7
2 香川高等専門学校情報基盤センター利用細則	・ ・ ・ ・ ・	1 1 9
3 情報基盤センター(高松キャンパス)利用上の注意	・ ・ ・ ・ ・	1 2 1
4 香川高等専門学校地域イノベーションセンター利用細則	・ ・ ・ ・ ・	1 2 3
5 香川高等専門学校サーキットトレーニングセンター使用内規	・ ・ ・ ・ ・	1 2 5
6 香川高等専門学校サーキットトレーニングセンター使用心得	・ ・ ・ ・ ・	1 2 5
7 香川高等専門学校部室使用心得	・ ・ ・ ・ ・	1 2 6
 10. その他		
1 建物平面図及び配置図	・ ・ ・ ・ ・	1 2 7
2 学校行事	・ ・ ・ ・ ・	1 3 9
行事予定表	・ ・ ・ ・ ・	1 4 0
香川高等専門学校の連絡先(学生関係)	・ ・ ・ ・ ・	1 4 2

1. 沿 革 の 概 要

沿革の概要

平成21年10月	1日	高松工業高等専門学校及と詫間電波工業高等専門学校を高度化・再編し、独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校を設置 創造基礎工学系（機械工学科，電気情報工学科，機械電子工学科，建設環境工学科），電子情報通信工学系（通信ネットワーク工学科，電子システム工学科，情報工学科）を設置 専攻科（創造工学専攻，電子情報通信工学専攻）を設置 初代校長に嘉門雅史（高松工業高等専門学校長）就任
平成21年10月	14日	開校記念式典 举行
平成22年	3月18日	第1回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（高松キャンパス）
平成22年	3月19日	第1回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（詫間キャンパス）
平成22年	4月 6日	第1回入学式举行（香川高専第1期生入学式）
平成25年	1月26日	香川高等専門学校創基70周年・高専創立50周年記念式典举行
平成26年	3月18日	第5回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（高松キャンパス）
平成26年	3月19日	第5回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（詫間キャンパス）
平成26年	4月 1日	第2代校長に八尾健（京都大学大学院エネルギー科学研究科教授・工学部教授・工学博士）就任
平成27年	3月19日	第6回卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行（香川高専第1期生卒業式）
平成30年	4月 1日	第3代校長に安蘇芳雄（大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター教授・理学博士）就任
令和 元年	9月19日	香川高等専門学校開校10周年記念式典举行
令和 3年	4月 1日	第4代校長に田中正夫（大阪大学大学院基礎工学研究科教授・学術博士）就任
令和 5年	2月16日	高専制度創設60周年記念植樹式举行
令和 5年	3月30日	国際寮新営工事完成
令和 6年	4月 1日	第5代校長に荒木信夫（一関工業高等専門学校長・博士（工学））就任
令和 6年	4月 5日	令和6年度入学式举行
令和 7年	3月19日	令和6年度卒業証書授与式及び専攻科修了証書授与式举行

旧高松工業高等専門学校沿革

昭和36年5月高松工業高等専門学校設置期成同盟会が結成され、次いで昭和37年1月高松工業高等専門学校設置準備会及び同校設置準備委員会が構成され、昭和37年3月29日国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和37年法律第36号）が公布されるにおよび本校の設置が正式に決定した。

昭和37年	4月 1日	初代校長に増山義雄（大阪府立大学教授）が就任 香川県立高松工業高等学校並びに高松市立二番丁小学校の一部を仮校舎として発足した。
	4月20日	開校式並びに第1回入学式挙行（機械・電気） この日を開校記念日とする。
昭和38年	3月30日	校舎、寄宿舎の第1期工事完工
	4月 1日	仮校舎から新校舎に移転
昭和39年	3月10日	校舎、寄宿舎の第2期工事完工
昭和40年	3月30日	校舎、寄宿舎の第3期工事完工
	4月 1日	事務部制施行（会計・庶務の2課）
昭和41年	3月30日	寄宿舎の第4期工事完工 水泳プール工事完工
	4月 1日	土木工学科設置
	4月11日	第5回入学式挙行（機械・電気・土木）
昭和42年	3月21日	第1回卒業証書授与式挙行（機械・電気）
	3月25日	校舎の第5期工事完工
昭和45年	4月 1日	事務部に学生課設置
	12月18日	サーキットトレーニングセンター工事完工
昭和46年	3月18日	第5回卒業証書授与式挙行（機械・電気・土木）
	3月20日	図書館工事完工
昭和48年	3月16日	機械工学棟、同実習工場増築工事完工
	11月10日	創立10周年記念碑除幕式挙行
昭和49年	3月22日	電子計算センター工事完工
	4月 1日	校長 増山義雄が退官
	4月 1日	校長に立松秋雄（文部省大学学術局科学官）が就任
昭和52年	4月 1日	編入生受入れ開始
昭和53年	2月28日	第二運動場テニスコート工事完工
	11月30日	第二運動場野球場工事完工
昭和55年	3月14日	第二体育館工事完工
昭和56年	3月30日	普通教室増築工事完工
昭和57年	3月 8日	風洞実験室工事完工
	4月 1日	校長 立松秋雄が退官
	4月 1日	校長に國松治男（文部省初等中等教育局審議官）が就任
	4月 1日	公開講座、聴講生・研究生受入れ開始
	4月30日	福利施設（自彊会館）工事完工
	10月 8日	創立20周年記念式典挙行
昭和58年	3月28日	合宿研修施設（和敬館）工事完工
昭和59年	3月 7日	職員集会所工事完工
	3月26日	レンガの広場工事完工
昭和61年	6月16日	校長 國松治男が退官
	6月16日	校長に河西三省（京都大学名誉教授）が就任
昭和62年	3月31日	高機能化技術教育研究センター工事完工

	8月31日	高機能化技術教育研究センター竣工記念式典挙行
昭和63年	4月 1日	外国人留学生受入れ開始
平成 2年	4月 1日	制御情報工学科設置
	4月 9日	第29回入学式挙行（機械・電気・制御情報・土木）
平成 3年	3月31日	校長 河西三省が退官
	4月 1日	校長に山本 清（日本国際教育協会専務理事）が就任
平成 4年	10月 7日	創立30周年記念式典挙行
平成 5年	3月19日	制御情報工学科棟工事完工
平成 6年	4月 1日	土木工学科を建設環境工学科に改組
	4月 8日	第33回入学式挙行（機械・電気・制御情報・建設環境）
	5月18日	制御情報工学科棟竣工式及び創立30周年記念植樹
	9月30日	高機能化技術教育研究センター増築工事完工
平成 7年	3月14日	第29回卒業証書授与式挙行（機械・電気・制御情報・土木）
平成 8年	6月30日	校長 山本 清が退官
	7月 1日	校長に平川忠男（大学入試センター副所長）が就任
平成11年	3月12日	第33回卒業証書授与式挙行（機械・電気・制御情報・建築環境）
	4月 1日	専攻科（機械電気システム工学専攻・建設工学専攻）設置
	4月 8日	第38回入学式及び第1回専攻科入学式挙行
	8月31日	太陽光発電設備工事完工
	9月 3日	太陽光発電設備竣工式挙行
平成13年	1月31日	専攻科棟工事完工
	3月 8日	第35回卒業証書授与式及び第1回専攻科修了式挙行
	3月16日	専攻科設置及び専攻科棟竣工記念式典挙行
	3月31日	校長 平川忠男が退官
	4月 1日	校長に早野 浩（文部科学省大臣官房文教施設部長）が就任
	4月 1日	電気工学科を電気情報工学科に名称変更
	4月 9日	第40回入学式（機械・電気情報・制御情報・建設環境）及び第3回専攻科入学式挙行
平成14年	11月15日	創立40周年記念祝賀会挙行
	12月25日	女子学生寄宿舎工事完工
平成15年	4月 8日	女子寮竣工式挙行
平成16年	4月 1日	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づく高松工業高等専門学校に移行した。
		事務部に施設課を設置
平成17年	3月31日	校長 早野 浩が退任
	4月 1日	校長に塩谷幾雄（広島大学理事・副学長）が就任
平成18年	3月18日	第40回卒業証書授与式（機械・電気情報・制御情報・建設環境）及び第6回専攻科修了式挙行
	4月 1日	事務部を3課（総務課・学生課・施設課）に再編
平成20年	4月 1日	本校事務部と詫間電波高専事務部を再編して、香川地区事務部を設置
	8月31日	校長 塩谷幾雄が退任
	9月 1日	校長事務取扱に河野伊一郎（独立行政法人国立高等専門学校機構理事長）が併任
	10月 1日	校長に嘉門雅史（京都大学大学院地球環境学堂長）が就任
平成21年	3月18日	第43回卒業証書授与式及び第9回専攻科修了式挙行
	4月 6日	第48回入学式及び第11回専攻科入学式挙行
平成21年	10月 1日	独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部が改正され、詫間電波工業高等専門学校と高度化再編し、香川高等専門学校として発足

旧詫間電波工業高等専門学校沿革

昭和18年	10月	官立無線電信講習所（東京都目黒区所在）の大阪支所として、通信省所管の下に大阪府中河内郡矢田村に設立
昭和20年	4月	官制改正により独立し、官立大阪無線電信講習所と改称
昭和23年	8月	文部省に移管
昭和24年	4月	香川県三豊郡詫間町に移転し、本科・第一別科及び第二別科の3科を設置
	5月	国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の施行により詫間電波高等学校と改称
昭和26年	4月	専攻科設置
昭和28年	3月	詫間電波高等学校第二別科廃止
昭和41年	3月	学生寄宿舍新営工事が完成し、七宝寮と命名
昭和42年	1月	体育館新営工事完成
	8月	水泳プール新営工事完成
昭和45年	3月	校舎、本館新営工事完成
昭和46年	4月	国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和46年法律第23号）の施行により、詫間電波工業高等専門学校設置
		初代校長に石黒美種（徳島大学工学部教授工学博士）就任
		第1回入学式挙行
	10月	詫間電波工業高等専門学校開校記念式典挙行
昭和47年	3月	詫間電波高等学校第一別科廃止
		運動場整備工事完成
昭和48年	3月	詫間電波高等学校本科廃止
昭和49年	2月	第二校舎、高学年用寄宿舍、寄宿舍浴室、寄宿舍食堂増築、図書館等の新営工事完成
	3月	詫間電波高等学校専攻科廃止
		武道館新営工事完成
	4月	校舎等落成記念式典挙行
	6月	国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和49年法律第81号）の施行により詫間電波高等学校廃止
昭和50年	3月	校舎用地として隣接地買収
	4月	第5回入学式挙行
昭和51年	3月	第1回卒業式挙行
	4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年文部省令第12号）の施行により電波通信学科2学級・電子工学科1学級に改組
昭和52年	3月	第二校舎増築
昭和54年	4月	第二代校長に田中哲郎（京都大学工学部教授工学博士）就任
昭和55年	3月	第5回卒業式挙行
		合宿研修所新営工事完成
	4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和55年文部省令第5号）の施行により電波通信学科2学級を電波通信学科1学級・情報工学科1学級に改組
		第10回入学式挙行
昭和56年	6月	情報工学科棟新営工事完成
昭和57年	4月	福利施設新営工事完成
昭和59年	2月	第二体育館、第二体育館付属倉庫新営工事完成
	3月	屋外便所新営工事完成
昭和60年	3月	第10回卒業式挙行

	4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年文部省令第9号）の施行により電子制御工学科1学級を増設 第15回入学式を挙行
昭和61年	8月	記念館新営工事完成
	11月	創立40周年記念式典挙行
昭和62年	3月	電子制御工学科棟・講義棟・学生寄宿舍棟新営工事完成
	4月	第3代校長に浅井健次郎（京都大学理学部教授理学博士）就任
昭和63年	3月	学生寄宿舍棟新営工事完成
平成元年	4月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第12号）の施行により電波通信学科が情報通信工学科に名称変更
平成2年	3月	第15回卒業式挙行
	4月	第20回入学式挙行
平成3年	4月	第4代校長に片山健一（京都大学化学研究所教授理学博士）就任
平成5年	9月	学生寄宿舍を一部女子寮に転用し、紫雲寮と命名
	11月	創立50周年記念式典挙行
平成7年	3月	第20回卒業式挙行
	4月	第25回入学式挙行
平成8年	4月	第5代校長に布川昊（京都大学工学部教授工学博士）就任
平成12年	3月	第25回卒業式挙行
	4月	第30回入学式挙行
平成13年	4月	第6代校長に竹内賢一（京都大学大学院工学研究科教授Ph. D）就任
平成14年	3月	共用棟新営工事完成
平成16年	4月	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）の施行により、独立行政法人国立高等専門学校機構託児間電波工業高等専門学校設置 専攻科（電子通信システム工学専攻、情報制御システム工学専攻）設置
平成17年	3月	第30回卒業式挙行
	4月	第35回入学式挙行
平成18年	3月	第1回専攻科修了式挙行 専攻科棟新営工事完成
	4月	第7代校長に高畑秀行（高松工業高等専門学校機械工学科教授）就任
	7月	専攻科棟竣工記念式典挙行
平成20年	4月	第5回専攻科入学式挙行
平成21年	10月	独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部が改正され、高松工業高等専門学校と高度化再編し、香川高等専門学校として発足

2. 学則・学生準則

- ・ 香川高等専門学校学則
- ・ 香川高等専門学校学生準則
- ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

香川高等専門学校学則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 本校の目的

(目的)

- 第 1 条 本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本校は、その教育研究水準の向上に資するため、定期的に、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

- 第 2 条 修業年限は、5 年とする。
- 2 在学期間は、前項に規定する修業年限（第 2 学年以上に入学した者は修業年限から入学した 1 学年前の学年数を減じた数）の 2 倍を超えることはできない。
- 3 停学の期間は、第 1 項に規定する修業年限に算入する。

(学年)

- 第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 4 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。
- 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第 1 学期、後半を第 2 学期、後期の前半を第 3 学期、後半を第 4 学期とし、各学期の始期及び終期については別に定める。

(休業日)

- 第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 春季休業
 - 四 夏季休業
 - 五 冬季休業
 - 六 学年末休業
- 2 前項第三号から第六号の休業日は、校長が年度毎に定める。
- 3 第 1 項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

- 第 6 条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 系，学科，学級数，入学定員，教育の目的及び教職員組織

（系，学科，学級数，入学定員，収容定員及び教育の目的）

第7条 本校に学科を大括りする系として，創造基礎工学系及び電子情報通信工学系を置く。

2 各系を構成する学科，学級数，入学定員，収容定員及び教育の目的は，次のとおりとする。

系	学科	学級数	入学定員	収容定員	教育の目的
創造基礎工学系	機械工学科	1	40人	200人	力学を中心とした機械工学の知識とそれを応用した設計力を柱として，コンピュータ支援工学や電気工学などの周辺技術を身につけた，幅広い産業分野において創造力を発揮できる機械技術者を育成する。
	電気情報工学科	1	40人	200人	電気電子・情報通信工学の基礎を学習させ，各種応用分野に進むために必要な知識と技術を涵養し，組込み技術等に携わる電気電子技術者，情報通信技術者を育成する。
	機械電子工学科	1	40人	200人	機械技術，電子技術を組合せコンピュータ制御技術により付加価値を高めた機械電子複合システムの設計・開発，生産・製造，運用・保守，検査・修理等に携わる技術者を育成する。
	建設環境工学科	1	40人	200人	土木工学を中心に，公共の建設構造物の設計・施工・計画の基礎技術を身につけた建設技術者を育成する。 環境保全や防災・減災などの知識を応用して，市民の安全・安心・快適な生活を支える豊かな創造性と実行力を有する建設技術者を育成する。
電子情報通信工学系	通信ネットワーク工学科	1	40人	200人	通信工学，情報工学の基礎から，情報通信分野やコンピュータネットワーク分野の幅広い知識と技術並びに実践的応用力を身につけたコミュニケーションシステム技術者，コンピュータネットワーク技術者を育成する。
	電子システム工学科	1	40人	200人	電子回路や半導体工学など電子工学の基礎から電子材料や集積回路技術などの応用までの知識と技術を身につけたデバイスエンジニアを育成する。 制御工学，ロボット工学に代表されるシステム工学の基礎から応用までの知識と技術を身につけたロボットエンジニアを育成する。
	情報工学科	1	40人	200人	画像処理や人工知能などコンピュータに関する幅広い知識とコンピュータのさまざまな技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。 ネットワークを利用したソフトウェア開発の基礎から応用までの技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、各系において異なる学科の学生をもつて学級を編成することができる。

(職員)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、本校に副校長を置く。
3 第1項の職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
4 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐し、校長が不在のときは、その職務を代行する。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、その事務を処理するため事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第13条 教育課程は授業科目及び特別活動により編成するものとする。

- 2 授業科目及びその履修単位数は、創造基礎工学系の一般科目は別表1、専門科目は別表2、電子情報通信工学系の一般科目は別表3、専門科目は別表4のとおりとする。
3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。
4 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもつて1単位とする。
5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年 30 単位時間、計 90 単位時間実施する。

(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、第28条の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数を合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(成績)

第16条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、各履修科目の成績及び特別活動の履修状況等を総合して行うものとする。

2 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第17条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者の再履修については、別に定めるところによる。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第18条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に

より、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
七 その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

第 19 条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に定めるもののほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、総合的に判定する方法により入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前 2 項の選抜の結果に基づき、第 32 条に規定する入学料を納付した者、又は入学料の免除若しくは徴収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

(学年の途中の入学及び編入学)

第 20 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

(入学手続)

第 21 条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第 22 条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、相当学年に転科を許可することがある。

(休学)

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3 か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 2 条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第 24 条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第 25 条 学生に感染症その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第 26 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ相当学年に入学を許可することがある。

(転学)

第 27 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第 28 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。
- 2 校長は、第 15 条第 3 項の規定により単位の修得を認定された学生については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 3 前 2 項について、必要な事項は別に定める。

(卒業及び称号)

- 第 29 条 全学年の課程を修了し、167 単位以上修得した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 13 条の 2 の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。
- 3 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び納付方法等)

- 第 30 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）に定めるところによる。

(検定料の納付)

- 第 31 条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(入学料の納付)

- 第 32 条 入学料は、入学を許可されるときに納付するものとする。

(授業料の納付)

- 第 33 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあつては 5 月に、後期にあつては 10 月に納付するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(学年の途中で復学等する場合の授業料)

- 第 34 条 学年の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で卒業又は課程を修了する場合の授業料)

- 第 35 条 学年の途中で卒業又は課程を修了する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に在学する月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

(学年の途中で退学する場合の授業料)

- 第 36 条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるとき

は、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料の納付)

第 37 条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第 38 条 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この項において「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。又、これに準じて学校長が相当と認める事由がある場合、上記免除をおこなうことがある。

経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、入学料の徴収を猶予することがある。又、その他やむを得ない事由があると認められる場合にも、猶予することがある。

- 2 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 死亡又は行方不明及び授業料未納により除籍された場合並びに風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 4 前 3 項に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料等)

第 39 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず第 33 条第 3 項の規定により前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、当該年度の後期分授業料納付時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第 7 章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第 40 条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第 41 条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第 42 条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 前項の規定のほか、学生の懲戒について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍することがある。

- 一 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 二 第 2 条第 2 項に規定する在学期間を超える者
- 三 第 23 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第 19 条第 3 項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者、並びに入学料徴収猶予の申請書を受理された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第 8 章 専攻科

(設置)

第 44 条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第 45 条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識と技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻、入学定員、収容定員及び教育の目的)

第 46 条 専攻科の専攻、入学定員、収容定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員	教育の目的
創造工学専攻 機械工学コース 電気情報工学コース 機械電子工学コース 建設環境工学コース	24 人	48 人	機械工学，電気・電子工学，情報工学及びその融合分野を基礎としたものづくり，並びに建設・環境工学を基礎とした都市づくり分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。
電子情報通信工学専攻	18 人	36 人	自律できる能力，実践的で独創的な開発能力及びコミュニケーション能力を身につけ，複合領域にも対応できる幅広い視野を持つ，通信工学，電子工学，情報工学及びその関連分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。

(連携教育プログラム)

第 46 条の 2 各専攻において、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）を置く。

2 前項に規定する連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学資格)

第 47 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 短期大学を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者

五 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者

七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第 48 条 校長は、専攻科の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第 32 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可する。

（修業年限及び在学期間）

第 49 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。

2 在学期間は、4 年を超えることはできない。

（休学）

第 50 条 専攻科学生の休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、前条第 2 項に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（教育課程）

第 51 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、創造工学専攻については別表 5、電子情報通信工学専攻については別表 6 のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 52 条 社会人特別選抜を経て入学した専攻科学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し出た時は、4 年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。ただし、6 年を超えて在学することはできない。

2 前項により計画的な履修を認められた学生が特別の理由により履修期間の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を得なければならない。

（長期にわたる教育課程の履修を認められた者に係る授業料及び納入方法の特例）

第 53 条 前条第 1 項により、専攻科の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修することを認められた者が納入する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条に規定する授業料の年額に第 49 条第 1 項に規定する修業年限を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合は、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の

総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められたときに納付するものとする。

(修了)

第 54 条 校長は、専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

2 修了を認定した者には、所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第 55 条 削除

(準用規定)

第 56 条 専攻科学生については、第 3 条から第 6 条、第 12 条、第 13 条の 2 第 1 項及び同条 2 項、第 15 条第 1 項及び同条第 4 項、第 21 条、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 27 条、第 28 条第 1 項、第 30 条から第 43 条の規定を準用する。この場合において、第 28 条第 1 項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」と、第 43 条第二号中「第 2 条第 2 項」とあるのは「第 49 条第 2 項」と、第 43 条第三号中「第 23 条」とあるのは「第 50 条」と、第 43 条第五号中「第 19 条第 3 項」とあるのは、「第 48 条第 2 項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第 57 条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学生寮

(学生寮)

第 58 条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第 59 条 本校の専門分野における特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 60 条 本校が開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 61 条 大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）間相互単位互換協定に基づき、本校の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

3 独立行政法人国立高等専門学校機構における国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和 4 年 1 月 28 日理事長裁定）により受け入れた単位互換履修生は、特別聴講学生とみなし、本校特別聴講生規程（平成 21 年 10 月 1 日制定）第 7 条及び第 8 条を適用する。

4 前項の単位互換履修生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 62 条 本校が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 63 条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、入学定員外とすることができる。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 64 条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(教育課程の履修に関する経過措置)

第 2 条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成 21 年法律第 18 号）附則第 10 条の規定に基づき、平成 21 年 9 月 30 日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）別表に規定する高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

2 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ高松工業高等専門学校又は詫間電波工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。

3 第 7 条第 2 項及び第 46 条の規定にかかわらず、第 1 項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

- 一 機械工学科
- 二 電気情報工学科
- 三 制御情報工学科
- 四 建設環境工学科
- 五 情報通信工学科
- 六 電子工学科
- 七 電子制御工学科
- 八 情報工学科
- 九 専攻科機械電気システム工学専攻
- 十 専攻科建設工学専攻
- 十一 専攻科電子通信システム工学専攻
- 十二 専攻科情報制御システム工学専攻

- 4 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 5 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の一般科目の教育課程は、学則別表3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表3－1	(省略)

- 3 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の通信ネットワーク工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表4－1	(省略)

- 4 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表4－2	(省略)

- 5 この学則施行の際、第4学年以上に在学している者に係る平成29年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程	
平成25年度入学者	附則別表4－3	(省略)
平成26年度入学者	附則別表4－4	(省略)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程
平成26～29年度入学者	附則別表4－5

- 3 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入 学 年 度	教 育 課 程
平成27～29年度入学者	附則別表4－6

附 則

この学則は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前の入学者にかかる教育課程については、第13条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造基礎工学系	一般科目		附則別表1－1
	専門科目	機械工学科	附則別表2－1
		電気情報工学科	附則別表2－2
		機械電子工学科	附則別表2－3
		建設環境工学科	附則別表2－4
電子情報通信工学系	一般科目		附則別表3－2
	専門科目	通信ネットワーク工学科	附則別表4－7
		電子システム工学科	附則別表4－5 附則別表4－8
		情報工学科	附則別表4－6 附則別表4－9

附 則

この学則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 5 年 1 月 19 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学者にかかる創造基礎工学系の専門科目の教育課程については、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造 基礎 工学系	専門科目	機械工学科	附則別表 2－5
		電気情報工学科	附則別表 2－6
		機械電子工学科	附則別表 2－7
		建設環境工学科	附則別表 2－8

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 創造基礎工学系 一般科目

(平成31年度以降入学者)

各学科共通

区分	授業科目			単位数	学年別配当					備考
					1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語	国語 I	I	2	2					
		国語 II	II	2		2				
		国語 III	III	2			2			留学生対象外
	日本語			2						留学生対象
	社会	社会学 I	I	2	2					
		社会学 II	II	2		2				
	数学	数学 I A	A	2	2					
		数学 I B	B	2	2					
		数学 I C	C	2	2					
		数学 I D	D	2	2					
		数学 II A	A	2		2				
		数学 II B	B	2		2				
		数学 II C	C	2		2				
		数学 II D	D	2		2				
		数学 III A	A	2			2			
		数学 III B	B	2			2			
	理科	物理学 I	I	2		2				
		物理学 II	II	2			2			
		化学 I	I	2	2					
		化学 II	II	2		2				
	保健・体育	保健・体育 I	I	2	2					
		保健・体育 II	II	2		2				
		保健・体育 III	III	2			2			
	外国語	英語 I A	A	2	2					
		英語 I B	B	2	2					
		英語 II A	A	2		2				
		英語 II B	B	2		2				
		英語 III A	A	2			2			
		英語 III B	B	2			2			
	表現コミュニケーション I			2	2					
	表現コミュニケーション II			2		2				
	芸術			2	2					
	小計			62	24	24	14	0	0	
選択科目	文学特論 I	I	2					2		※
	人文科学 I	I	2					2		※
	人文科学 II	II	2					2		※
	人文科学 III	III	2					2		※
	社会科学 I	I	2					2		※
	社会科学 II	II	2					2		※
	社会科学 III	III	2					2		※
	化学概論 I	I	2					2		※
	化学概論 II	II	2					2		※
	体育 I	I	1					1		
	体育 II	II	1						1	
	英語 IV A	A	2					2		※
	英語 IV B	B	2					2		※
	英語 V A	A	2						2	※
	英語 V B	B	2						2	※
	語学特講 I	I	2					2		※
	語学特講 II	II	2					2		※
	語学特講 III	III	2					2		※
	語学特講 IV	IV	2					2		※
	海外英語演習		1				1			
	小計		37	0	0	(1)	5(27)	5(27)		
開設単位合計				99	24	24	14(1)	5(27)	5(27)	

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。
計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表2 創造基礎工学系 専門科目

(令和6年度以降入学者)

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	機 械 工 学 演 習 I	1	1					
	機 械 工 学 演 習 II	1		1				
	工 業 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	振 動 工 学	2					2	
	加 工 工 学	2			2			
	機 械 要 素 設 計 I	1			1			
	機 械 要 素 設 計 II	2				2		
	材 料 学	2			2			
	電 気 工 学	1				1		
	制 御 工 学 I	1					1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 基 礎	2		2				
	数 値 計 算 法	2			2			
	機 械 設 計 製 図 I	2	2					◎
	機 械 設 計 製 図 II	2		2				◎
	C A D I	3			3			
	創 造 基 礎 工 作 実 習 I	3	3					◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 II	3		3				◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 III	2			2			◎
	機 械 工 学 実 験 I	3				3		◎
	機 械 工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	応 用 数 学 III	2				2		※
	工 業 力 学 II	2				2		※
	材 料 力 学 III	2					2	※
	弾 性 力 学	2					2	※
	伝 熱 工 学	2				2		※
	流 体 力 学 I	2					2	※
	電 子 工 学	2				2		※
	コ ン ピ ュ ー タ 工 学	2				2		※
	機 構 工 学	2				2		※
	計 算 力 学	2					2	※
	C A D II	4				4		
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	熱 機 関	2					2	※
	制 御 工 学 II	2					2	※
	流 体 力 学 II	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	52	1	1	5	4(23)	18(23)	
	開 設 単 位 合 計	116	9	9	23	18(23)	34(23)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表2 創造基礎工学系 専門科目

(令和6年度以降入学者)

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 気 情 報 基 礎 I	4	4					
	電 気 情 報 基 礎 II	4		4				
	電 気 基 礎	4			4			
	電 子 工 学 基 礎	4			4			
	電 磁 気 学 I	2				2		
	電 気 回 路 I	2				2		
	論 理 回 路	2				2		
	情 報 処 理 基 礎	4			4			
	電 子 回 路 I	1				1		
	情 報 数 学	1				1		
	創 造 工 学 実 験 実 習 I	2	2					◎
	創 造 工 学 実 験 実 習 II	4		4				◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 I	4			4			◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 II	4				4		◎
選択科目	電 気 情 報 工 学 応 用 実 験	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	回 路 設 計	2					2	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
	半 導 体 物 理	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	電 気 回 路 II	2				2		※
	計 測 工 学	2				2		※
	電 気 電 子 材 料	2				2		※
	電 子 回 路 II	2				2		※
	電 子 回 路 III	2				2		※
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2				2		※
	制 御 工 学	2				2		※
	電 子 デ バ イ ス	2				2		※
	通 信 工 学	2				2		※
	情 報 通 信 ネットワーク	2				2		※
	ア ル ゴ リ ズ ム	2				2		※
	計 算 機 アーキテクチャ	2				2		※
	オペレーティングシステム	2				2		※
	信 号 処 理	2				2		※
	情 報 ・ 符 号 理 論	2				2		※
	知 能 情 報 処 理	2				2		※
	数 値 解 析	2				2		※
	統 計 データ処理	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	ブ レ 研 究 I	1	1					
	ブ レ 研 究 II	1		1				
	ブ レ 研 究 III	1			1			
	ソフトウェア特別実習 I	4			4			
	ソフトウェア特別実習 II	4				4		
	ソフトウェア特別実習 III	4					4	
	小 計	62	1	1	5	4(45)	6(45)	
開 設 単 位 合 計		126	9	9	23	18(45)	22(45)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表2 創造基礎工学系 専門科目

(令和6年度以降入学者)

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2					2	
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 磁 気 学 I	2			2			
	加 工 学 基 礎	2		2				
	工 業 力 学	2			2			
	材 料 力 学 基 礎 I	2			2			
	機 械 設 計 工 学	2				2		
	機 械 材 料 学 I	2				2		
	熱 工 学 I	1				1		
	流 体 工 学 I	1				1		
	電 気 電 子 回 路 I	2			2			
	情 報 処 理 基 礎	2			2			
	メカトロニクス基礎 I	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎 II	3		3				
	メカトロニクス基礎 III	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	2				2		
	システム制御工学 I	2				2		
	技 術 科 学 表 現 演 習	1			1			
	創造機械電子基礎実験実習 I	3	3					◎
	創造機械電子基礎実験実習 II	3		3				◎
	創造機械電子基礎実験実習 III	2			2			◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 I	4				4		◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	材 料 力 学 基 礎 II	2				2		※
	機 械 材 料 学 II	2					2	※
	熱 工 学 II	2					2	※
	流 体 工 学 II	2					2	※
	電 気 電 子 回 路 II	2				2		※
	情 報 処 理 A	2				2		※
	情 報 処 理 B	2				2		※
	シ ス テ ム 制 御 工 学 II	2					2	※
	機 械 力 学	2					2	※
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	※
	機 械 計 測	2				2		※
	統 計 解 析	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	半 導 体 工 学 基 礎	2				2		※
	電 子 計 測	2				2		※
	セ ン サ 工 学	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	54	1	1	5	4(27)	16(27)	
開設単位合計		118	9	9	23	18(27)	32(27)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表2 創造基礎工学系 専門科目

(令和6年度以降入学者)

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					◎
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	1				1		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	構 造 力 学 I	2		2				
	構 造 力 学 II	2			2			
	構 造 力 学 III	1				1		
	建 設 構 造 設 計 学 I	2				2		
	建 設 材 料 学	2			2			
	土 質 力 学 I	1			1			
	土 質 力 学 II	1				1		
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	1					1	
	水 理 学 I	1			1			
	水 理 学 II	1				1		
	河 川 ・ 海 岸 工 学 I	1			1			
	環 境 工 学 I	2			2			
	環 境 工 学 II	1				1		
	建 設 情 報 処 理 I	2		2				
	建 設 情 報 処 理 II	2			2			
	測 量 学 I	2		2				
	計 画 学 I	1				1		
	計 画 学 II	1					1	
	建 設 設 計 製 図 I	1				1		
	建 設 設 計 製 図 II	1					1	
	建 設 環 境 実 験 実 習 I	4	4					◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 II	2		2				◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 III	4			4			◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 IV	4				4		◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 V	3					3	
	土 木 工 学 基 礎	2	2					
	土 木 工 学 概 論	1			1			◎
	創 成 工 学	1				1		◎
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	建 設 構 造 設 計 学 II	2					2	※
	土 質 力 学 III	2					2	※
	河 川 ・ 海 岸 工 学 II	2					2	※
	応 用 力 学	2					2	※
	環 境 工 学 III	2					2	※
	環 境 ア セ ス メ ン ト	2					2	※
	建 設 情 報 処 理 III	2					2	※
	測 量 学 II	2					2	※
	防 災 工 学	2					2	※
	応 用 数 学	2					2	※
	科 学 技 術 英 語	2					2	※
	校 外 実 習	1					1	
	特 別 講 義 I	1					1	
	特 別 講 義 II	1					1	
	特 別 講 義 III	1					1	
	特 別 講 義 IV	1					1	
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	42	1	1	5	4(25)	6(25)	
開 設 単 位 合 計		106	9	9	23	18(25)	22(25)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表3 電子情報通信工学系 一般科目

(平成31年度以降入学者)

各学科共通

区分	授業科目			単位数	学 年 別 配 当					備考
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	国語	国語Ⅰ	2	2						
		国語Ⅱ	2		2					
		国語Ⅲ	2			2				留学生対象外
		日本語	2			2				留学生対象
	社会	社会Ⅰ	2	2						
		社会Ⅱ	2		2					
	数学	数学ⅠA	2	2						
		数学ⅠB	2	2						
		数学ⅠC	2	2						
		数学ⅠD	2	2						
		数学ⅡA	2		2					
		数学ⅡB	2		2					
		数学ⅡC	2		2					
		数学ⅡD	2		2					
		数学ⅢA	2			2				
		数学ⅢB	2			2				
	理科	物理学Ⅰ	2		2					
		物理学Ⅱ	2			2				
		化学Ⅰ	2	2						
		化学Ⅱ	2		2					
	保健・体育	保健・体育Ⅰ	2	2						
		保健・体育Ⅱ	2		2					
		保健・体育Ⅲ	2			2				
	外国語	英語ⅠA	2	2						
		英語ⅠB	2	2						
		英語ⅡA	2		2					
		英語ⅡB	2		2					
		英語ⅢA	2			2				
		英語ⅢB	2			2				
	表現コミュニケーションⅠ			2	2					
	表現コミュニケーションⅡ			2		2				
	芸術			2	2					音楽・美術・書道から選択
	小 計			62	24	24	14	0	0	
選択科目	人文科学Ⅰ	2				2		※		
	人文科学Ⅱ	2				2		※		
	人文科学Ⅲ	2					2	※		
	人文科学Ⅳ	2					2	※		
	社会科学Ⅰ	2				2		※		
	社会科学Ⅱ	2				2		※		
	社会科学Ⅲ	2					2	※		
	社会科学Ⅳ	2					2	※		
	自然特論	2					2	※		
	体育Ⅰ	2				2				
	体育Ⅱ	2					2			
	英語特論Ⅰ	2				2		※		
	英語特論Ⅱ	2					2	※		
	中国語Ⅰ	2				2		※		
	中国語Ⅱ	2					2	※		
	海外英語演習	1				1				
	教育支援活動	1	1							
小 計			32	(1)	(1)	(2)	14(2)	16(2)		
開設単位合計			94	24(1)	24(1)	14(2)	14(2)	16(2)		

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。
計欄の()数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

通信ネットワーク工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2			2			
	応 用 物 理 I	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	情 報 処 理 I	2		2				
	情 報 処 理 II	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 II	2			2			留学生対象外
	電 気 回 路 A	2			2			留学生対象
	電 気 磁 気 学 I	2			2			
	電 気 磁 気 学 II	2				2		
	電 子 回 路 I	2			2			
	電 子 回 路 II	2				2		
	電 気 電 子 計 測 I	2			2			
	電 子 工 学	2			2			
	無 線 通 信 工 学 I	2				2		
	通 信 工 学 セ ミ ナ ー	4				4		◎
	基 礎 工 学 演 習	2	2					
	工 学 演 習	2			2			
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					◎
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				◎
	基 礎 工 学 実 験	2			2			◎
	通 信 工 学 実 験 I	4				4		◎
	通 信 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	18	12	
選択科目	応 用 物 理 II	2					2	※
	情 報 処 理 III	2				2		※
	電 気 電 子 計 測 II	2					2	
	無 線 通 信 工 学 II	2					2	※
	電 波 伝 送 学 I	2				2		
	電 波 伝 送 学 II	2					2	※
	電 気 通 信 シ ス テ ム A	2				2		※
	電 気 通 信 シ ス テ ム B	2					2	※
	通 信 法 I	2				2		※
	通 信 法 II	2				2		※
	コンピュータネットワーク I	2				2		※
	コンピュータネットワーク II	2					2	※
	情 報 理 論	2					2	※
	無 線 工 学 演 習	2				2		
	デ ー タ 通 信	2					2	※
	オ プ ト エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス	2					2	※
	情 報 数 学	2					2	※
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	※
	ネットワークプログラミング	2					2	※
	校 外 実 習	1					1	
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	A I	1			1			集中講義
	小 計	51	2(4)	2(4)	2(4)	15(5)	25(5)	
開 設 単 位 合 計			115	10(4)	10(4)	20(4)	33(5)	37(5)

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

電子システム工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2			2			
	応 用 物 理 I	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 II	2			2			留学生対象外
	基 礎 電 気 回 路	4			4			留学生対象
	電 気 磁 気 学 I	2			2			
	電 気 磁 気 学 II	2				2		
	電 子 工 学	2			2			
	電 子 回 路 I	2			2			
	電 子 回 路 II	2				2		
	半 導 体 工 学	2				2		
	半 導 体 デ バ イ ス 工 学	2					2	
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	デ ィ ジ タ ル 回 路 II	2			2			
	電 子 計 測	2					2	
	制 御 工 学 I	2				2		
	情 報 処 理 I	2		2				
	情 報 処 理 II	2			2			
	電 子 シ ス テ ム セ ミ ナ ー	4				4		◎
	基 礎 工 学 演 習	2	2					
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					◎
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				◎
	基 礎 工 学 実 験	4			4			◎
	工 学 実 験 I	4				4		◎
	工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	70	8	8	18	20	16	
	小 計(留学生)	72	8	8	20	20	16	
選択科目	応 用 物 理 II	2					2	※
	電 気 回 路 III	2				2		※
	電 子 物 性 工 学	2					2	※
	オプトエレクトロニクス	2					2	※
	電 子 材 料 工 学	2					2	※
	制 御 工 学 II	2					2	※
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	※
	セ ン サ 工 学	2					2	※
	電 子 シ ス テ ム 特 講	2				2		※
	情 報 シ ス テ ム	2				2		※
	電 気 通 信 シ ス テ ム A	2				2		※
	情 報 処 理 III	2				2		※
	デ ー タ 通 信	2					2	※
	画 像 工 学	2					2	※
	シ ス テ ム 工 学	2					2	※
	校 外 実 習	1					1	
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I I	1			1			集中講義
	A I II	1			1			集中講義
	A I III	1			1			集中講義
	A I IV	1			1			集中講義
	小 計	43	2(4)	2(4)	2(4)	11(5)	21(5)	
開 設 単 位 合 計		113	10(4)	10(4)	20(4)	31(5)	37(5)	
開 設 単 位 合 計 (留 学 生)		115	10(4)	10(4)	22(4)	31(5)	37(5)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位 (外数)

別表4 電子情報通信工学系 専門科目

(平成31年度以降入学者)

情報工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2			2			
	応 用 物 理 I	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 子 回 路 I	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	デ ィ ジ タ ル 回 路 II	2			2			
	基 礎 情 報 工 学	2			2			
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ	2			2			
	情 報 処 理 I	2		2				
	情 報 処 理 II	2			2			
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計 論	4			4			
	通 信 理 論	2				2		
	情 報 構 造 論	2				2		
	コ ン パ イ ラ	2				2		
	情 報 工 学 セ ミ ナ ー	6				6		◎
	基 礎 工 学 演 習	2	2					
	情 報 工 学 演 習	2			2			留学生対象
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					◎
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				◎
	基 礎 工 学 実 験	2			2			◎
	工 学 実 験 I	4				4		◎
	工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	66	8	8	18	20	12	
	小 計(留学生)	68	8	8	20	20	12	
選択科目	応 用 物 理 II	2					2	※
	情 報 数 学	2					2	※
	数 値 解 析	2				2		※
	電 気 磁 気 学	2				2		※
	半 導 体 工 学	2					2	※
	シ ス テ ム 工 学	2					2	※
	システムプログラミング	2				2		※
	システムソフトウェア	2					2	※
	情 報 シ ス テ ム	2				2		※
	人 工 知 能 I	2				2		※
	人 工 知 能 II	2					2	※
	画 像 工 学	2					2	※
	デ ー タ ベ ー ス	2					2	※
	コンピュータネットワーク I	2				2		※
	コンピュータネットワーク II	2					2	※
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I I	1			1			集中講義
	A I II	1			1			集中講義
	A I III	1			1			集中講義
	A I IV	1			1			集中講義
	小 計	45	2(4)	2(4)	2(4)	13(5)	21(5)	
開 設 単 位 合 計		111	10(4)	10(4)	20(4)	33(5)	33(5)	
開 設 単 位 合 計 (留 学 生)		113	10(4)	10(4)	22(4)	33(5)	33(5)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位 (外数)

別表5 創造工学専攻

区 分		授業科目	授業形態	単 位 数	学年別配当				備 考	
					1 年		2 年			
					前期	後期	前期	後期		
教養科目	必修	実践英語	講義	2	2					
	選択	経営入門	講義	2	2					
		心理学概論	講義	2		2				
		文学作品講読	講義	2			2			
		金融工学入門	講義	2			2			
工学基礎科目	必修	技術者倫理	講義	2	2					
	選択	数学特論	講義	2	2					
		現代物理学	講義	2		2				
		工業英語	講義	2		2				
		物理化学	講義	2		2				
		物分化学	講義	2			2			
		応用物理学	講義	2	2					
海外語学研修		実習	1		1					
教養・工学基礎科目開設単位数計				25	11	8	6	0		
教養・工学基礎科目修得単位数計					1 6 単位以上					
専門科目	必修	工学実験・実習Ⅰ	実験	2	2					
		工学実験・実習Ⅱ	実験	2		2				
		工学実験・実習A	実験	1		1			イノベーション創造型連携教育プログラム専用開講科目	
		工学実験・実習B	実験	1		1			イノベーション創造型連携教育プログラム専用開講科目	
		特別研究Ⅰ	実験	8	8					
		特別研究Ⅱ	実験	8			8			
		輪講Ⅰ	演習	2	2					
		輪講Ⅱ	演習	2			2			
		特別講義	講義	2		2				
		インターンシップⅠ	実習	1		1				
	選択	インターンシップⅡ	実習	2		2				
		インターンシップⅢ	実習	4		4				
		インターンシップⅣ	実習	6		6				
		内燃機関工学	講義	2	2				機械工学コース科目	
		計算力学特論	講義	2		2			〃	
		弾塑性力学	講義	2			2		〃	
		材料強度学特論	講義	2		2			〃	
		振動工学特論	講義	2	2				〃	
		信頼性工学	講義	2			2		〃	
		数値解析特論	講義	2	2				〃	
		環境電磁工学	講義	2	2				電気情報工学コース科目	
		現代制御理論	講義	2	2				〃	
		プロジェクト管理論	講義	2		2			〃	
		電子回路特性	講義	2		2			〃	
		電集積回路	講義	2		2			〃	
		半導体工学	講義	2			2		〃	
		パワーエレクトロニクス	講義	2			2		〃	
		情報通信工学	講義	2	2				〃	
		マイクログ波工学	講義	2			2		〃	
		デジタル信号処理	講義	2	2				〃	
		知識工学	講義	2		2			〃	
		画像処理工学	講義	2		2			〃	
		伝熱工学特論	講義	2	2				機械電子工学コース科目	
		最適化論	講義	2		2			〃	
		先端接合工学	講義	2		2			〃	
		エネルギー工学特論	講義	2	2				〃	
		制御工学特論Ⅰ	講義	2		2			〃	
		制御工学特論Ⅱ	講義	2			2		〃	
		制御工学特論Ⅲ	講義	2	2				〃	
		光工学	講義	2		2			〃	
		耐震設計工学	講義	2	2				建設環境工学コース科目	
		維持管理工学	講義	2			2		〃	
		構造解析工学	講義	2			2		〃	
		交通通設計	講義	2		2			〃	
		都市デザイン	講義	2	2				〃	
		環境防災工学Ⅰ	講義	2	2				〃	
		環境防災工学Ⅱ	講義	2			2		〃	
		流体力学特論	講義	2	2				〃	
		建設数理計画	講義	2	2				〃	
		社会基盤計画	講義	2		2			〃	
		情報システム	講義	2		2			〃	
		環境倫理・マネジメント	講義	2			2		〃	
専門科目開設単位数計				119	57	32	30	0		
専門科目修得単位数計					4 6 単位以上					
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計				144	68	40	36	0		
修得単位数合計					6 2 単位以上					

別表6 電子情報通信工学専攻

区 分		授 業 科 目	授業形態	単 位 数	学年別配当				備 考	
					1 年		2 年			
					前期	後期	前期	後期		
教養科目	必修	コミュニケーション英語Ⅰ	講義	2	2					
		コミュニケーション英語Ⅱ	講義	2		2				
	選択	文 学 特 論	講義	2			2			
工学基礎科目	必修	技 術 者 倫 理	講義	2	2					
	選択	物 理 科 学 特 論	講義	2		2				
		応 用 数 学 特 論	講義	2	2					
		知 的 財 産 権	講義	2		2				
		工 業 英 語	講義	2	2					
		工 業 数 学	講義	2		2				
教 養 ・ 工 学 基 礎 科 目 開 設 単 位 数 計				18	8	8	2	0		
修 得 単 位 計				必修6単位を含む14単位以上						
専 門 科 目	必修	特 別 研 究 Ⅰ	実験	6	6					
		特 別 研 究 Ⅱ	実験	8			8			
		特 別 実 験 ・ 演 習 Ⅰ	実験	4	4					
		特 別 実 験 ・ 演 習 Ⅱ	実験	2			2			
	選択	量 子 力 学	講義	2				2		
		情 報 工 学 概 論	講義	2	2					
		ディジタル信号処理工学	講義	2			2			
		応 用 電 磁 気 学	講義	2	2					
		グ ラ フ 理 論	講義	2	2					
		情 報 ネットワーク論	講義	2		2				
		電 子 回 路 特 論	講義	2		2				
		計 測 工 学 特 論	講義	2				2		
		シ ス テ ム 制 御 工 学	講義	2			2			
		アルゴリズムとデータ構造	講義	2	2					
		マルチメディア工学	講義	2			2			
		画 像 処 理 工 学	講義	2				2		
		通 信 工 学	講義	2		2				
		電 磁 波 ・ 光 波 工 学	講義	2			2			
		通 信 工 学 特 論	講義	2				2		
		応 用 電 子 物 性 工 学	講義	2		2				
		機 械 学 習	講義	2			2			
		ディジタル制御工学	講義	2				2		
		オブジェクト指向プログラミング	講義	2		2				
		応用ネットワークプログラミング	講義	2			2			
		デ ー タ ベ ー ス 設 計	講義	2				2		
		特 別 講 義	講義	2		2				
		インターンシップⅠ	実習	1		1				
		インターンシップⅡ	実習	2		2				
		インターンシップⅢ	実習	4		4				
		インターンシップⅣ	実習	6		6				
専 門 科 目 開 設 単 位 数 計				77	28	15	17	17		
修 得 単 位 計				必修20単位を含む48単位以上						
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計				95	36	23	19	17		
修 得 単 位 数 合 計				必修26単位を含む62単位以上						

各学科共通

区分	授業科目		単位数	学年別配当					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国語 I	3	3						
	国語 II	2		2					
	国語 III	2			2				留学生対象外
	日本語	2							留学生対象
	社会 地理	2	2						
	社会 歴史 I	2	2						
	社会 歴史 II	2		2					
	社会 公民 I	2		2					
	社会 公民 II	2			2				留学生対象外
	日本事情	2							留学生対象
	数学 基礎数学 I	3	3						
	数学 基礎数学 II	3	3						
	数学 微分積分 I	4		4					
	数学 基礎数学 III	2		2					
	数学 微分積分 II	3			3				
	数学 解析	3			3				
	数学 演習	1		1					
	理科 物理 I	2	2						
	理科 物理 II	3		3					
	理科 化学 I	3	3						
	理科 化学 II	2		2					
	保健・体育 I	3	3						
	保健・体育 II	2		2					
	保健・体育 III	2			2				
	保健・体育 IV	2				2			
	外国語 英語 I A	4	4						
	外国語 英語 I B	2	2						
	外国語 英語 II A	3		3					
	外国語 英語 II B	2		2					
	外国語 英語 III A	2			2				
	外国語 英語 III B	2			2				
	外国語 英語学演習	2			2				
	芸術 I	1	1						
	芸術 II	1		1					
	キャリア概論	1			1				1～3年で履修
	小計	75	28	26	19	2	0		
選択科目	文学特論 I	2				2		※	
	英語 IV A	2				2		※	
	英語 IV B	2				2		※	
	語学特講 I	2				2		※	
	語学特講 II	2				2		※	
	語学特講 III	2				2		※	
	語学特講 IV	2				2		※	
	環境化学基礎	2				2		※	
	物理化学基礎	2				2		※	
	人文科学 I	2				2		※	
	人文科学 II	2				2		※	
	人文科学 III	2				2		※	
	保健・体育 V	1					1		
	社会科学 I	2					2	※	
	社会科学 II	2					2	※	
	社会科学 III	2					2	※	
	英語 V A	2					2	※	
	英語 V B	2					2	※	
	海外英語演習	1			1				
	小計	36			(1)	24(1)	11(1)		
開設単位合計		111	28	26	19(1)	26(1)	11(1)		

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	工業物理Ⅰ	2			2			
	機械工学入門	1	1					
	基礎機械力学	1		1				
	材料力学Ⅰ	2			2			
	材料力学Ⅱ	2				2		
	加工工学	2			2			
	機械要素設計Ⅰ	1			1			
	機械要素設計Ⅱ	2				2		
	材料工学	2				2		
	振動工学	2					2	
	熱力学	2				2		
	水力学	2				2		
	電気工学	2			2			
	制御工学	2					2	
	プログラミング基礎	2		2				
	数値計算法Ⅰ	2			2			
	機械設計製図Ⅰ	2	2					
	機械設計製図Ⅱ	2		2				
	CADⅠ	3			3			
	創造基礎工作実習Ⅰ	3	3					
	創造基礎工作実習Ⅱ	3		3				
	創造基礎工作実習Ⅲ	2			2			
	機械工学実験Ⅰ	3				3		
	機械工学実験Ⅱ	3					3	
	卒業研究	8					8	
	小計	60	6	8	16	15	15	
選択科目	機械数学	2					2	
	工業物理Ⅱ	2				2		
	材料力学Ⅲ	1					1	
	弾性力学	1					1	
	材料工学Ⅱ	1					1	
	伝熱工学	1					1	
	流体力学Ⅰ	1					1	
	電子工学	2				2		
	コンピュータ工学	2				2		
	メカトロニクス機構学	1					1	
	システム工学Ⅰ	1					1	
	数値計算法Ⅱ	2				2		
	計算力学	2					2	
	CADⅡ	4				4		
	技術科学英語Ⅰ	1					1	
	技術科学英語Ⅱ	1					1	
	材料強度学	1					1	
	熱機関	1					1	
	システム工学Ⅱ	1					1	
	流体力学Ⅱ	1					1	
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1					1	
	特別講義Ⅱ	1					1	
	特別講義Ⅲ	1				1		
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	49	1	1	5	16(3)	23(3)	
開設単位合計		109	7	9	21	31(3)	38(3)	

備考欄に※印のある科目の単位数は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工業数学Ⅰ	2			2			
	工業数学Ⅱ	2				2		※
	物理学基礎	2			2			
	電気基礎数学	2	2					
	電気基礎Ⅰ	2		2				
	電気基礎Ⅱ	2			2			
	電磁気学Ⅰ・同演習	3				3		※
	電気回路Ⅰ・同演習	3				3		※
	電気物理	1		1				
	電子工学基礎	2			2			
	計測工学基礎	2			2			
	情報数学基礎	1		1				
	論理回路	1			1			
	情報処理基礎Ⅰ	2	2					
	情報処理基礎Ⅱ	2		2				
	情報処理基礎Ⅲ	2			2			
	オペレーティングシステム	2				2		※
	情報通信ネットワーク	2				2		※
	計算機ハードウェア	2				2		※
	エネルギー環境工学	2					2	※
	電子情報創造工学実験実習Ⅰ	2	2					
	電子情報創造工学実験実習Ⅱ	2		2				
	電子情報工学実験Ⅰ	3			3			
	電子情報工学実験Ⅱ	3				3		
	電子情報工学応用実験	3					3	
	卒業研究	6					6	
	特別実習	1					1	※4, 5年通年科目
	回路設計	2					2	※
	小計	61	6	8	16	17	14	
選択科目	工業数学Ⅲ	2				2		※
	物理学	2				2		※
	電磁気学Ⅱ・同演習	3				3		※
	電気回路Ⅱ・同演習	3				3		※
	電子回路Ⅰ・同演習	4				4		※
	半導体物理	2				2		※
	アルゴリズム	2				2		※
	科学技術英語	2					2	※
	通信工学	2					2	※
	制御理論	2					2	※
	デジタル計測制御	2					2	※
	情報・符号理論	2					2	※
	統計データ処理	2					2	※
	信号処理	2					2	※
	電気電子材料	2					2	※
	インターフェース	2					2	※
	電子回路Ⅱ・同演習	2					2	※
	マルチメディア工学	2					2	※
	電子デバイス	2					2	※
	コンピュータシミュレーション	2					2	※
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		※
	特別講義Ⅱ	1				1		※
	特別講義Ⅲ	1				1		
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	64	1	1	5	22(5)	30(5)	
開設単位合計		125	7	9	21	39(5)	44(5)	

備考欄に※印のある科目の単位数は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	機械電子数学	2				2		
	基礎物理学Ⅰ	2			2			
	基礎物理学Ⅱ	2					2	
	加工学基礎	2		2				
	工業力学	2			2			
	材料力学基礎Ⅰ	2			2			
	機械材料学Ⅰ	2				2		
	熱工学Ⅰ	1				1		
	流体工学Ⅰ	1				1		
	電気回路	2			2			
	電子回路	2				2		
	情報処理Ⅰ	2			2			
	メカトロニクス基礎Ⅰ	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎Ⅱ	3		3				
	メカトロニクス基礎Ⅲ	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	1				1		
	システム制御工学Ⅰ	2				2		
	技術科学表現演習Ⅰ	1			1			
	技術科学表現演習Ⅱ	1				1		
	創造機械電子基礎実験実習Ⅰ	3	3					
	創造機械電子基礎実験実習Ⅱ	3		3				
	創造機械電子基礎実験実習Ⅲ	2			2			
	機械電子工学実験Ⅰ	5				5		
	機械電子工学実験Ⅱ	3					3	
	卒業研究	6					6	
	小計	60	6	8	16	19	11	
選択科目	機械設計工学	2				2		
	材料力学基礎Ⅱ	2				2		
	機械材料学Ⅱ	1					1	
	熱工学Ⅱ	1					1	
	流体工学Ⅱ	1					1	
	半導体工学基礎	2					2	
	情報処理Ⅱ	2				2		
	情報処理Ⅲ	2					2	
	システム制御工学Ⅱ	2					2	
	機械力学	2					2	
	ロボット工学	2					2	
	機械計測	1					1	
	統計解析	2					2	
	工業技術英語	2					2	※
	情報ネットワーク	2					2	※
	接合工学	2					2	※
	レザ工学	2					2	※
	電磁気学	2					2	※
	電子計測	2					2	※
	センサ工学	2					2	※
	計画論	2					2	※
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		
	特別講義Ⅱ	1				1		
	特別講義Ⅲ	1				1		
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	58	1	1	5	10(5)	36(5)	
	開設単位合計	118	7	9	21	29(5)	47(5)	

備考欄に※印のある科目の単位は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	物理学基礎Ⅰ	2			2			
	建設応用数学Ⅰ	2				2		
	工学基礎	2	2					
	図学基礎	1	1					
	基礎力学Ⅰ	2		2				
	基礎力学Ⅱ	2			2			
	構造力学Ⅰ	3			3			
	建設材料学	2			2			
	建設構造設計学	3				3		
	防災工学基礎	2				2		
	地域防災学	1					1	
	環境原論	1		1				
	環境工学Ⅰ	2			2			
	地域環境学	1					1	
	基礎情報処理	2		2				
	応用情報処理	2			2			
	測量学Ⅰ	1	1					
	測量学Ⅱ	1		1				
	計画学基礎	2				2		
	地域整備学	1					1	
	建設環境工学演習Ⅰ	1			1			
	建設環境工学演習Ⅱ	1				1		
	建設環境工学演習Ⅲ	1					1	
	創成工学	2				2		
	建設創造基礎実験実習Ⅰ	2	2					
	建設創造基礎実験実習Ⅱ	2		2				
	建設環境工学実験実習Ⅰ	2			2			
	建設環境工学実験実習Ⅱ	2				2		
	建設環境工学実験実習Ⅲ	2					2	
	建設環境工学設計製図Ⅰ	2				2		
	建設環境工学設計製図Ⅱ	2					2	
	卒業研究	6					6	
	小計	60	6	8	16	16	14	
選択科目	物理学基礎Ⅱ	1				1		
	建設応用数学Ⅱ	2					2	
	電気工学概論	1					1	
	構造力学Ⅱ	2				2		
	土の力学	2				2		
	水理学	2				2		
	建設工法学	2				2		
	河川水文学	1					1	
	海岸工学	1					1	
	環境工学Ⅱ	2				2		
	環境アセスメント	2					2	
	応用データ処理学	2					2	
	測量学Ⅲ	2					2	
	構造工学	2					2	※
	地盤工学	2					2	※
	情報処理工学	2					2	※
	建築構造学	2					2	※
	環境工学特論	2					2	※
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		※
	特別講義Ⅱ	1					1	
	特別講義Ⅲ	1				1		
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	ソフトウェア特別実習Ⅰ	4			4			
	ソフトウェア特別実習Ⅱ	4				4		
	ソフトウェア特別実習Ⅲ	4					4	
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小計	52	1	1	5	16(3)	26(3)	
開設単位合計		112	7	9	21	32(3)	40(3)	

備考欄に※印のある科目の単位数は、高等専門学校設置基準第17条第4項により認定される。1単位当たり45時間の学修により単位認定を行う。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	機 械 工 学 演 習 I	1	1					
	機 械 工 学 演 習 II	1		1				
	工 業 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	熱 力 学	2				2		
	水 力 学	2				2		
	振 動 工 学	2					2	
	加 工 工 学	2			2			
	機 械 要 素 設 計 I	1			1			
	機 械 要 素 設 計 II	2				2		
	材 料 学	2			2			
	電 気 工 学	1				1		
	制 御 工 学 I	1					1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 基 礎	2		2				
	数 値 計 算 法	2			2			
	機 械 設 計 製 図 I	2	2					◎
	機 械 設 計 製 図 II	2		2				◎
	C A D I	3			3			
	創 造 基 礎 工 作 実 習 I	3	3					◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 II	3		3				◎
	創 造 基 礎 工 作 実 習 III	2			2			◎
	機 械 工 学 実 験 I	3				3		◎
	機 械 工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	応 用 数 学 III	2				2		※
	工 業 力 学 II	2				2		※
	材 料 力 学 III	2					2	※
	弾 性 力 学	2					2	※
	伝 熱 工 学	2				2		※
	流 体 力 学 I	2					2	※
	電 子 工 学	2				2		※
	コ ン ピ ュ ー タ 工 学	2				2		※
	機 構 工 学	2				2		※
	計 算 力 学	2					2	※
	C A D II	4				4		
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	熱 機 関	2					2	※
	制 御 工 学 II	2					2	※
	流 体 力 学 II	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	52	1	1	5	4(23)	18(23)	
開 設 単 位 合 計		116	9	9	23	18(23)	34(23)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位 (外数)

電気情報工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2				2		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 気 情 報 基 礎 I	4	4					
	電 気 情 報 基 礎 II	4		4				
	電 気 基 礎	4			4			
	電 子 工 学 基 礎	4			4			
	電 磁 気 学 I	2				2		
	電 気 回 路 I	2				2		
	論 理 回 路	2				2		
	情 報 処 理 基 礎	4			4			
	電 子 回 路 I	1				1		
	情 報 数 学	1				1		
	創 造 工 学 実 験 実 習 I	2	2					◎
	創 造 工 学 実 験 実 習 II	4		4				◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 I	4			4			◎
	電 気 情 報 工 学 実 験 II	4				4		◎
選択科目	電 気 情 報 工 学 応 用 実 験	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	回 路 設 計	2					2	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
	半 導 体 物 理	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	電 気 回 路 II	2				2		※
	計 測 工 学	2				2		※
	電 気 電 子 材 料	2				2		※
	電 子 回 路 II	2				2		※
	電 子 回 路 III	2				2		※
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2				2		※
	制 御 工 学	2				2		※
	電 子 デ バ イ ス	2				2		※
	通 信 工 学	2				2		※
	情 報 通 信 ネットワーク	2				2		※
	ア ル ゴ リ ズ ム	2				2		※
	計 算 機 アーキテクチャ	2				2		※
	オペレーティングシステム	2				2		※
	信 号 処 理	2				2		※
	情 報 ・ 符 号 理 論	2				2		※
	知 能 情 報 処 理	2				2		※
	数 値 解 析	2				2		※
	統 計 データ処 理	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2					2	※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	ブ レ 研 究 I	1	1					
	ブ レ 研 究 II	1		1				
	ブ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	62	1	1	5	4(45)	6(45)	
開 設 単 位 合 計		126	9	9	23	18(45)	22(45)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の（ ）数字は、いずれかの学年で修得できる単位（外数）

機械電子工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	2					2	
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	電 磁 気 学 I	2			2			
	加 工 工 学 基 礎	2		2				
	工 業 力 学	2			2			
	材 料 力 学 基 礎 I	2			2			
	機 械 設 計 工 学	2				2		
	機 械 材 料 学 I	2				2		
	熱 工 学 I	1				1		
	流 体 工 学 I	1				1		
	電 気 電 子 回 路 I	2			2			
	情 報 処 理 基 礎	2			2			
	メカトロニクス基礎 I	3	3					図学を含む
	メカトロニクス基礎 II	3		3				
	メカトロニクス基礎 III	3			3			
	メカトロニクスシステム設計	2				2		
	システム制御工学 I	2				2		
	技 術 科 学 表 現 演 習	1			1			
	創造機械電子基礎実験実習 I	3	3					◎
	創造機械電子基礎実験実習 II	3		3				◎
	創造機械電子基礎実験実習 III	2			2			◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 I	4				4		◎
	機 械 電 子 工 学 実 験 II	4					4	
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	材 料 力 学 基 礎 II	2				2		※
	機 械 材 料 学 II	2					2	※
	熱 工 学 II	2					2	※
	流 体 工 学 II	2					2	※
	電 気 電 子 回 路 II	2				2		※
	情 報 処 理 A	2				2		※
	情 報 処 理 B	2				2		※
	システム制御工学 II	2					2	※
	機 械 力 学	2					2	※
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	※
	機 械 計 測	2				2		※
	統 計 解 析	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	電 磁 気 学 II	2				2		※
	半 導 体 工 学 基 礎	2				2		※
	電 子 計 測	2				2		※
	セ ン サ 工 学	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソフトウェア特別実習 I	4			4			
	ソフトウェア特別実習 II	4				4		
	ソフトウェア特別実習 III	4					4	
	小 計	54	1	1	5	4(27)	16(27)	
開設単位合計		118	9	9	23	18(27)	32(27)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

建設環境工学科

区分	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工 学 リ テ ラ シ ー	2	2					
	応 用 数 学 I	2			2			
	応 用 数 学 II	1				1		
	科 学 技 術 史 概 論	1					1	
	知 的 財 産 概 論	1					1	
	構 造 力 学 I	2		2				
	構 造 力 学 II	2			2			
	構 造 力 学 III	1				1		
	建 設 構 造 設 計 学 I	2				2		
	建 設 材 料 学	2			2			
	土 質 力 学 I	1			1			
	土 質 力 学 II	1				1		
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	1					1	
	水 理 学 I	1			1			
	水 理 学 II	1				1		
	河 川 ・ 海 岸 工 学 I	1			1			
	環 境 工 学 I	2			2			
	環 境 工 学 II	1				1		
	建 設 情 報 処 理 I	2		2				
	建 設 情 報 処 理 II	2			2			
	測 量 学 I	2		2				
	計 画 学 I	1				1		
	計 画 学 II	1					1	
	建 設 設 計 製 図 I	1				1		
	建 設 設 計 製 図 II	1					1	
	建 設 環 境 実 験 実 習 I	4	4					◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 II	2		2				◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 III	4			4			◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 IV	4				4		◎
	建 設 環 境 実 験 実 習 V	3					3	
	土 木 工 学 基 礎	2	2					
	土 木 工 学 概 論	1			1			◎
	創 成 工 学	1				1		◎
	卒 業 研 究	8					8	
	小 計	64	8	8	18	14	16	
選択科目	建 設 構 造 設 計 学 II	2					2	※
	土 質 力 学 III	2				2		※
	河 川 ・ 海 岸 工 学 II	2				2		※
	応 用 力 学	2				2		※
	環 境 工 学 III	2				2		※
	環 境 ア セ ス メ ン ト	2				2		※
	建 設 情 報 処 理 III	2				2		※
	測 量 学 II	2				2		※
	防 災 工 学	2				2		※
	応 用 数 学 III	2				2		※
	科 学 技 術 英 語	2				2		※
	校 外 実 習	1				1		
	特 別 講 義 I	1				1		
	特 別 講 義 II	1				1		
	特 別 講 義 III	1				1		
	特 別 講 義 IV	1				1		
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 I	4			4			
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 II	4				4		
	ソ フ ト ウ ェ ア 特 別 実 習 III	4					4	
	小 計	42	1	1	5	4(25)	6(25)	
開 設 単 位 合 計		106	9	9	23	18(25)	22(25)	

備考欄に◎印のある科目は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程第14条第1項第二号に定める各学科が指定する科目とする。

備考欄に※印のある科目は、学則第13条第4項により、45時間の学修をもって1単位とする。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

附則別表3-2 電子情報通信工学系 一般科目

(平成26～30年度入学者)

各学科共通

区分	授業科目				単位数	学 年 別 配 当					備考	
						1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	国語 I				3	3						
	国語 II				2		2					
	国語 III				2			2			留学生対象外	
	日本語				2			2			留学生対象	
	社会	地理				2	2					
		歴史 I				2	2					
		歴史 II				2		2				
		公民 I				2		2				
	数学	公民 II				2			2			留学生対象外
		基礎数学 I				3	3					
		基礎数学 II				3	3					
		基礎数学 III				2		2				
		微積分学 I				4		4				
		微積分学 II				3			3			
		微積分学 II				3			3			
		数学解析				3			3			
		数理演習				1		1				
	理科	物理 I				2	2					
		物理 II				3		3				
		化学 I				3	3					
		化学 II				2		2				
	保健・体育	保健・体育 I				3	3					
		保健・体育 II				2		2				
		保健・体育 III				2			2			
		保健・体育 IV				2				2		
	外国語	英語 I A				4	4					
		英語 I B				2	2					
		英語 II A				3		3				
		英語 II B				2		2				
		英語 III A				2			2			
		英語 III B				2			2			
		英語学演習				2			2			
	芸術 I				1	1					音楽・美術・書道から選択	
	芸術 II				1		1				音楽・美術・書道から選択	
	キャリア概論				1			1			1～3年で履修	
	小 計				75	28	26	19	2	0		
小 計(留学生)				73	28	26	17	2	0			
選択科目	文学特論 II				2				2		※	
	自然特論				1					1	※	
	数学概論 I				1				1		※	
	数学概論 II				1				1		※	
	数学概論 III				1					1	※	
	英語特論 I				2				2		※	
	英語特論 II				2					2	※	
	中国語 I				2				2		※	
	中国語 II				2					2	※	
	社会特論				2				2		※	
	グローバル・スタディーズ				2					2	※	
	保健・体育 V				1					1		
	海外英語演習				1			1				
	教育支援活動				1	1						
小 計				21	(1)	(1)	(2)	10(2)	9(2)			
開設単位合計				96	28(1)	26(1)	19(2)	12(2)	9(2)			
開設単位合計(留学生)				94	28(1)	26(1)	17(2)	12(2)	9(2)			

※印は、学則第13条第4項により定める、45時間の学修をもって1単位とする科目である。
計欄の()数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

通信ネットワーク工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2				2		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理Ⅱ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	情報処理Ⅰ	2		2				
	情報処理Ⅱ	2			2			
	デジタル回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅱ	2			2			留学生対象外
	電気回路A	2			2			留学生対象
	電気回路B	2			2			留学生対象
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2		
	電子回路Ⅰ	2			2			
	電子回路Ⅱ	2				2		
	電気電子計測Ⅰ	2			2			
	電子工学	2			2			
	通信工学セミナー	4				4		
	創造実験・実習	4	4					
	基礎工学実験・実習	2		2				
	基礎工学実験	2			2			
	通信工学実験Ⅰ	3				3		
	通信工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	12					12	
	小 計	63	6	8	16	17	16	
	小 計(留学生)	65	6	8	18	17	16	
選択科目	情報処理Ⅲ	2				2		
	電気電子計測Ⅱ	2					2	
	無線通信工学Ⅰ	2				2		
	無線通信工学Ⅱ	2					2	
	電波伝送学Ⅰ	2				2		
	電波伝送学Ⅱ	2					2	
	電気通信システムA	2				2		
	電気通信システムB	2					2	
	通信法Ⅰ	1				1		
	通信法Ⅱ	1					1	
	コンピュータネットワークⅠ	2				2		
	コンピュータネットワークⅡ	2					2	
	情報理論	2					2	
	無線工学演習	2				2		
	データ通信	2					2	
	半導体工学	2				2		
	オプトエレクトロニクス	2					2	
	情報数学	2					2	
	情報セキュリティ	2					2	
	ネットワークプログラミング	2					2	
	校外実習	1					1	
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	ブレ研究Ⅰ	1	1					
	ブレ研究Ⅱ	1		1				
	ブレ研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠ	1			1			集中講義
	AⅡ	1			1			集中講義
	AⅢ	1			1			集中講義
	AⅣ	1			1			集中講義
	技術科学フロンティア概論	1					1	集中講義
	小 計	52	2(4)	2(4)	2(4)	16(6)	24(6)	
	開設単位合計	115	8(4)	10(4)	18(4)	33(6)	40(6)	
	開設単位合計(留学生)	117	8(4)	10(4)	20(4)	33(6)	40(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。
計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位 (外数)

電子システム工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応用数学	2				2		
	確率統計	2				2		
	応用物理Ⅰ	2			2			
	応用物理Ⅱ	2				2		
	基礎電気工学	2	2					
	電気回路Ⅰ	2		2				
	電気回路Ⅱ	2			2			留学生対象外
	基礎電気回路	4			4			留学生対象
	電気磁気学Ⅰ	2			2			
	電気磁気学Ⅱ	2				2		
	電子工学	2			2			
	電子回路Ⅰ	2			2			
	電子回路Ⅱ	2				2		
	半導体工学	2				2		
	半導体デバイス工学	2					2	
	ディジタル回路Ⅰ	2		2				
	ディジタル回路Ⅱ	2			2			
	電子計測	2					2	
	制御工学Ⅰ	2				2		
	情報処理Ⅰ	2		2				
	電子システムセミナー	4				4		
	創造実験・実習	4	4					
	基礎工学実験・実習	2		2				
	基礎工学実験	4			4			
	工学実験Ⅰ	4				4		
	工学実験Ⅱ	4					4	
	卒業研究	12					12	
	小 計	72	6	8	16	22	20	
	小 計(留学生)	74	6	8	18	22	20	
選択科目	回路理論	2				2		
	電子物性工学	2					2	
	オプトエレクトロニクス	2					2	
	電子材料工学	2					2	
	制御工学Ⅱ	2					2	
	ロボット工学	2					2	
	センサ工学	2					2	
	電子システム特講	2				2		
	情報システムⅠ	2				2		
	電気通信システムA	2				2		
	情報処理Ⅱ	2				2		
	データ通信	2					2	
	画像工学	2					2	
	システム工学	2					2	
	校外実習	1				1		
	特別講義Ⅰ	1				1		集中講義
	特別講義Ⅱ	1					1	集中講義
	プレ研究Ⅰ	1	1					
	プレ研究Ⅱ	1		1				
	プレ研究Ⅲ	1			1			
	研究基礎Ⅰ	1	1					
	研究基礎Ⅱ	1		1				
	研究基礎Ⅲ	1			1			
	AⅠⅠ	1			1			集中講義
	AⅠⅡ	1			1			集中講義
	AⅠⅢ	1			1			集中講義
	AⅠⅣ	1			1			集中講義
	技術科学フロンティア概論	1				1		集中講義
	小 計	42	2(4)	2(4)	2(4)	11(6)	19(6)	
開設単位合計		114	8(4)	10(4)	18(4)	33(6)	39(6)	
開設単位合計(留学生)		116	8(4)	10(4)	20(4)	33(6)	39(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。
計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

情報工学科

区分	授業科目	単位数	学 年 別 配 当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	応 用 数 学	2				2		
	確 率 統 計	2				2		
	応 用 物 理 I	2			2			
	応 用 物 理 II	2				2		
	基 礎 電 気 工 学	2	2					
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 子 回 路 I	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	2		2				
	デ ィ ジ タ ル 回 路 II	2			2			
	基 礎 情 報 工 学	2			2			
	計 算 機 アーキテクチャ	2			2			
	情 報 処 理 I	2		2				
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計 論	4			4			
	通 信 理 論	2				2		
	情 報 構 造 論	2				2		
	コ ン バ イ ラ	2					2	
	情 報 工 学 セ ミ ナ ー	6				6		
	情 報 工 学 演 習	2			2			留学生対象
	創 造 実 験 ・ 実 習	4	4					
	基 礎 工 学 実 験 ・ 実 習	2		2				
	基 礎 工 学 実 験	2			2			
選択科目	工 学 実 験 I	4				4		
	工 学 実 験 II	3					3	
	卒 業 研 究	12					12	
	小 計	67	6	8	16	20	17	
	小 計(留学生)	69	6	8	18	20	17	
	情 報 数 学	2					2	
	数 値 解 析	2				2		
	電 気 磁 気 学	2				2		
	半 導 体 工 学	2					2	
	シ ス テ ム 工 学	2					2	
	オ ー ト マ ト ン 理 論	2					2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 言 語	2					2	
	シ ス テ ム プ ロ グ ラ ミ ン グ	2				2		
	シ ス テ ム ソ フ ト ウ ェ ア	2					2	
	情 報 シ ス テ ム I	2				2		
	情 報 シ ス テ ム II	2					2	
	人 工 知 能 基 礎	2				2		
	自 然 言 語 処 理	2					2	
	画 像 工 学	2					2	
	デ ー タ ベ ー ス	2					2	
選択科目	コ ン プ ュ ー タ ネットワーク I	2				2		
	コ ン プ ュ ー タ ネットワーク II	2					2	
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	
	情 報 特 論 I	1				1		
	情 報 特 論 II	1				1		
	校 外 実 習	1					1	
	特 別 講 義 I	1				1		集中講義
	特 別 講 義 II	1					1	集中講義
	プ レ 研 究 I	1	1					
	プ レ 研 究 II	1		1				
	プ レ 研 究 III	1			1			
	研 究 基 礎 I	1	1					
	研 究 基 礎 II	1		1				
	研 究 基 礎 III	1			1			
	A I I	1			1			集中講義
	A I II	1			1			集中講義
	A I III	1			1			集中講義
	A I IV	1			1			集中講義
	技 術 科 学 フ ロ ン テ ィ ア 概 論	1					1	集中講義
	小 計	52	2(4)	2(4)	2(4)	15(6)	25(6)	
	開 設 単 位 合 計	119	8(4)	10(4)	18(4)	35(6)	42(6)	
	開 設 単 位 合 計 (留 学 生)	121	8(4)	10(4)	20(4)	35(6)	42(6)	

卒業時には、一般科目と合計で167単位以上修得できるよう選択科目を履修すること。

計欄の() 数字は、いずれかの学年で修得できる単位(外数)

香川高等専門学校学生準則

平成21年10月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この準則は、学則第40条の規定により、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

第2条 学生は学則、学生準則、その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保護者等が連署した「誓約書」(第1号様式)を提出しなければならない。

(保護者等)

第4条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第5条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定め、「保護者等変更届」(第2号様式)を提出しなければならない。

2 その他保護者等に関する必要な事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項(令和3年2月18日理事長裁定)を適用する。

第3章 学生証

(学生証)

第6条 本校の学生は、第1学年及び第4学年の初めに、また、専攻科生は第1学年の初めに、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員の請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第8条 学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に届け出て、「学生証再交

付願」(第3号様式)を提出して、再交付を受けなければならない。

第4章 休学，退学，欠席等

(休学等)

第9条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3ヶ月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、「休学願」(第4号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生は、休学願を提出する場合は、年度を超えることはできない。年度を超えて休学期間を延長する場合は、改めて休学願の提出が必要となる。

3 学生は、同一学年で、休学年度(休学により年度末の進級判定が、進級若しくは、原級とならなかった年度)は、2年度を超えることはできない。

(復学)

第10条 休学した者が、休学の事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、「復学願」(第5号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第11条 学生が退学しようとするときは、「退学願」(第6号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(身上異動)

第12条 学生は、改名その他一身上の異動があつたときは、直ちに、「身上異動届」(第7号様式)を校長に提出しなければならない。

(住所変更)

第13条 学生、保護者等が住所を変更したときは、直ちに、「住所変更届」(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠席等)

第14条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、所定の用紙を校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後、直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(忌引)

第 15 条 父母近親の喪に服するときは、「忌引願」(第 9 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、曾祖父母 1 日、伯叔父母 1 日とする。

第 5 章 服 装

(服装)

第 16 条 1 年生、2 年生及び 3 年生は、登校時には、制服を着用するものとする。

2 制服については、別に定める。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としてふさわしいものを着用し、体面を失わないよう留意しなければならない。

第 6 章 健康診断

(健康診断)

第 17 条 学生は、毎年 of 定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 18 条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第 7 章 学生会等

(学生会)

第 19 条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会をおく。

第 20 条 学生会について必要な事項は、別に定める。

(団体)

第 21 条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもつて会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約ならびに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上の署名の上、学生主事を経て「学生団体結成願」(第 10 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 22 条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(校外団体参加)

第 23 条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項ならびに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名の上、学生主事を経て「校外団体参加願」(第 11 号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 24 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、

許可を取り消すことがある。

第8章 集 会

(集会)

第25条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設・設備の名称、参加者数等を記載した「集会（催物その他の行事）許可願」(第12号様式)を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第26条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第9章 印刷物の配布及び販売

(印刷物等)

第27条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは、「印刷物発行（販売）許可願」(第13号様式)に、当該印刷物2部を添えて、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第10章 掲 示

(掲示)

第28条 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、「掲示許可願」(第14号様式)に、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

第29条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した「施設・設備使用許可願」(第15号様式)を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

第12章 雑 則

(施行細則)

第30条 この準則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定

制定 令和 3 年 2 月 18 日

（目的）

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（保護者等の要件）

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

（保護者等による入学時の誓約）

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

（保護者等の義務）

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するように学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

（学生の身分異動等）

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舎に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

る。

（寮生の保護者等の義務）

第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

- 2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

（寮生の保護者等への通知）

第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（寮生の保護者への情報提供）

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年 2月18日 制定）

- 1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。

3. 教 務 関 係

- ・ 香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程
- ・ 香川高等専門学校単位追認試験実施申し合わせ
- ・ 香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程
- ・ 校外実習（インターンシップ）
- ・ 学業評価におけるGPAの算出に関する要領

香川高等専門学校学業成績の評価・評定 並びに進級及び卒業の認定に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得、試験、学業成績の評価・評定、進級及び卒業の認定について定める。

第 2 章 履修及び修得

第 2 条 学則別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に定める必修科目は全て修得するものとする。

2 履修とは、各科目で実施される授業時間数の 3 分の 2 以上に出席することをいう。

3 修得とは、第 7 条第 2 項、第 7 条第 3 項及び第 11 条に定める「合格」並びに第 10 条に定める評定区分「優」、「良」、「可」をいう。

第 3 条 選択科目については、期日までに履修願を提出するものとする。また年度の途中において履修を取りやめる場合は、期日までに履修辞退届を提出しなければならない。

第 4 条 特別活動は、第 1 学年から第 3 学年まで各学年 30 単位時間、計 90 単位時間履修するものとする。

第 3 章 試験

第 5 条 定期試験は、各学期末に行うものとする。

2 担当教員が必要と認めた科目については、中間試験を行うものとする。

3 平常の成績で評価し得る授業科目並びに実験、実習等については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第 6 条 次の各号に掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、事由を証明する書類を添えて願い出た場合、追試験を行うものとする。なお、故意に願い出を怠り、追試験を受けなかった者については、試験を忌避した者とみなすものとする。

- 一 病気（医師の診断書を要する。）
- 二 忌引（学生準則第 15 条による。）
- 三 その他やむをえないと認められる事由

第 4 章 評価・評定及び修得

第 7 条 学則第 13 条に規定する授業科目の成績評価は、第 2 項に掲げる科目を除き、シラバスに表記する評価方法により、100 点法で行う。

2 キャリア概論、教育支援活動、研究基礎Ⅰ、研究基礎Ⅱ及び研究基礎Ⅲの成績は、「合格」又は「不合格」で評定する。

3 学則第 13 条に規定する特別活動の履修成果は、「合格」又は「不合格」で評定する。

4 病気・けが等により医師から体育等の実技を禁止された場合には、レポート提出等で成績評価を行うことができる。

第 8 条 学生の成績順位は、第 7 条第 1 項において 100 点法で成績評価を行うとされる授業科目の評価に単位数を乗じて得た総得点を、同授業科目の総単位数で除した点数の高得点の順とする。ただし、海外英語演習、校外実習は成績順位算定の対象としない。

また、第 2 条第 2 項の履修の要件を満たさない科目の評価は 0 点とする。

第 9 条 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

第 10 条 学年総合成績の評価(100 点法)と評定及び単位の修得の関連は次のとおりとする。

成績評価	評定区分	単位の修得
80 点以上	優	修得
70～79 点	良	修得
60～69 点	可	修得
0～59 点	不可	—

第 11 条 本校以外の教育施設等における学修に関する規程第 1 条の学修（以下「特別学修」という。）について同規程第 5 条により認定された単位は、本校における当該年度の授業科目を修得したものとみなす。

2 単位認定された特別学修別表に定める科目のうち 100 点法で提出されるものについてはその点数に応じた第 10 条における授業科目の評定区分とし、100 点法で提出されないものについては当該教育施設等における評価によるものとする。

第 11 条の 2 他の高等専門学校との連携・交流事業に伴う「特別講義」は、教育上有益と認め、学則第 14 条を適用する。評価・評定については特別学修と同じ取り扱いとする。

第 12 条 試験中に不正行為をした者は、その時以降の当該試験期間中の受験を停止し、当該試験期間中に実施した全科目の試験の成績を 0 点とする。

第 5 章 進級・卒業及び再履修

第 13 条 進級及び卒業の認定は、それぞれ進級認定会議及び卒業認定会議を経て、校長がこれを行う。

第 14 条 校長は、次の各号に掲げる条件を全て満たした者について、各学年の課程を修了したものととして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 各学年の必修科目を履修していること。
- 二 学年毎に各学科が指定する科目の単位を修得していること。
- 三 各学年において、下表に示す単位数以上を修得していること。ただし、他の高等専門学校における授業科目の履修等に関する規程第 4 条第 2 項に定める自由科目の単位数を除く。

表 累計単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
一般累計単位数					7 5
専門累計単位数					8 2
累計単位総数	2 4	5 2	8 8	1 2 8	1 6 7

四 第 1 学年又は第 2 学年については、特別活動の履修成果が合格であり、成績評価に 30 点未満の科目がないこと。

五 第 3 学年については、第 1 学年及び第 2 学年の必修科目を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であること。

六 第 4 学年については、第 3 学年の必修科目を全て修得していること。

七 第 5 学年については、各学年の必修科目を全て修得していること。

2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。

- 一 第 1 学年については、24 単位以上を修得している者
- 二 第 2 学年については、累計 49 単位以上を修得している者
- 三 第 3 学年については、累計 74 単位以上を修得している者
- 四 第 4 学年については、累計 107 単位以上を修得している者

第15条 第13条の認定の結果、留年した場合は当該学年に係る必修科目は再履修しなければならない。

- 2 選択科目は再認定することができる。なお、再認定することができる科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、過年度の成績と再履修の場合の成績を比較して、より上位の成績を以って評価することができるものとする。

第16条 進級前の学年において履修し「不可」とされた科目について、次の時期に単位追認試験を行うことができる。

一 1年次開講科目については、第2学年及び第3学年

二 2年次から4年次開講科目については、当該科目履修学年の直近上位の学年

- 2 前項に定める単位追認試験により、単位の修得を認められた科目の成績の評定は、「可」とし、成績順位に加味しない。

- 3 単位追認試験の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第17条 留学生、編入学生及び転入学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 本校に入学した学年より前の学年の単位数は、本校の定められた教育課程の全単位数を修得したものとみなす。

二 留学生の「日本語」及び「日本事情」の単位は、全て一般科目の単位とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日に高松工業高等専門学校（以下「旧高松高専」という。）又は詫間電波工業高等専門学校（以下「旧詫間電波高専」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者については、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）の附則第10条の規定により、旧高松高専又は旧詫間電波高専を卒業するため及び旧高松高専の専攻科又は旧詫間電波高専の専攻科の課程を修了するために必要とされる教育課程の履修、その他教育上必要な事項は、旧高松高専又は旧詫間電波高専の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度以前の入学者にあっては、第14条の規定にかかわらず、従前の例による。

- 3 平成30年度以前の入学者にあっては、第16条第1項の規定にかかわらず、創造基礎工学系の選択科目を単位追認試験の対象とする。

(参考) 平成 30 年度以前入学者の進級及び卒業基準

第 14 条 校長は、次の各号に掲げる条件を満たした者について、各学年の課程を修了したものとして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 学則別表に定める各学科の教育課程において、各学年の必修科目を履修していること。
- 二 第 2 学年、又は第 3 学年への進級基準は、各科で指定する科目の単位を修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 三 第 4 学年への進級基準は、第 1 学年、第 2 学年までの必修科目、各科で指定する科目の単位を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 四 第 5 学年への進級基準は、第 3 学年の必修科目と各科で指定する科目の単位を全て修得し、かつ、第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 五 卒業基準は、各学年の必修科目を全て修得し、かつ第 1 学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。

表 1 累計単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
一般累計単位数			6 5	7 4	7 5
専門累計単位数	3	8	2 3	5 0 【48】	8 2
累計単位総数	2 7	6 1	9 5	1 3 1 【129】	1 6 7

【 】内の数値は機械電子工学科学生に適用する。

- 2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。
 - 一 第 1 学年については、22 単位以上を修得している者
 - 二 第 2 学年については、累計 54 単位以上を修得している者
 - 三 第 3 学年については、累計 80 単位以上を修得している者
 - 四 第 4 学年については、累計 120 単位以上を修得している者

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

香川高等専門学校単位追認試験実施申し合わせ

平成22年2月24日

教務委員会裁定

1 趣旨

香川高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（以下「規程」という。）第16条第3項に基づき、単位追認試験の実施に関し必要な事項を申し合わせる。

2 受験手続き及び実施方法

単位追認試験の学生連絡及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 学級担任は、該当学生へ単位追認試験を受けるよう指示する。
- (2) 該当学生は単位追認試験願を教務担当係へ提出しなければならない。
- (3) 科目担当教員は、単位追認試験の実施日時・試験範囲等を学生へ連絡し、単位追認試験を実施する。
- (4) 科目担当教員は、単位追認試験の実施結果を教務担当係へ報告する。
- (5) 第1号及び第2号の受験手続きについて、必要に応じ、各キャンパス教務小委員会の判断により適切に運用できるものとする。

3 試験出題・成績の評価

単位追認試験の出題及び合否の判定については、原則として、追認試験を実施する科目について、「不可」と認定した科目担当教員が行うものとする。

ただし、科目担当教員が不在の場合には、一般教育科にあつては教科主任、専門教科にあつては学科長に、その代行措置を委託するものとする。

なお、単位追認試験において不正行為をした場合は、当該科目の試験成績を0点とする。

4 試験の適用外

実験実習などの実践科目、実技の占める割合の高い科目については、原則として単位追認試験を行わないものとする。

附 則

この申し合わせは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年6月26日から試行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成31年4月1日から施行する。

香川高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、香川高等専門学校（以下「本校」という。）以外の教育施設等における学修（以下「特別学修」という。）に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(特別学修)

第 2 条 学則第 15 条第 1 項に規定する大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の専攻科における学修
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 平成 18 年文部科学省告示第 33 号による国又は民法第 34 条法人等が実施する技能審査で、全国的な規模で行われ適切かつ公正であり一定の条件を満たした知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表に定めるもの

(学修手続)

第 3 条 学生は、前条第一号、第二号又は第三号による学修を行おうとするときは、特別学修許可願（別紙様式 1）に、関係書類を添えて校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項による願い出が教育上有益と認めるときは、これを許可するものとする。

(単位認定申請)

第 4 条 学生は、特別学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ必要書類を添付して、学級担任を経て校長に提出しなければならない。

- 一 第 2 条第一号、第二号又は第三号による学修を履修した者
 - イ 特別学修単位認定願（別紙様式 2）
 - ロ 当該学修を行つた教育施設等の長の交付する単位修得証明書又は成績証明書
 - ハ その他学校が必要と認める書類
- 二 第 2 条第四号による学修を行つた者
 - イ 技能審査による成果等に係る特別学修単位認定願（別紙様式 3）
 - ロ 当該学修を証明する合格証書等

(単位認定)

第 5 条 校長は、前条により学修単位認定申請があつた者については、教務委員会の議を経て、単位を認定する。

2 第 2 条による学修についての単位認定は、2 月末日までに申請のあつた者については、年度内で単位認定するものとする。

3 第 2 条第四号による学修で、別表太枠内において、さらに上位の学修をした場合は、当該上位の単位数を修得単位数とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 3 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

特別学修 認定単位一覧表

別表

試験の種類	級	一般・専門	認定単位
TOEIC※	730点以上	一般	6
TOEIC※	600～729点	一般	4
TOEIC※	450～599点	一般	2
TOEIC※	400～449点	一般	1
実用英語技能検定	1 級	一般	6
実用英語技能検定	準 1 級	一般	4
実用英語技能検定	2 級	一般	2
実用英語技能検定	準 2 級	一般	1
日本漢字能力検定	1級, 準1級, 2級	一般	2
日本漢字能力検定	準 2 級	一般	1
日本語検定	1級, 準1級, 2級	一般	2
日本語検定	準2級, 3級	一般	1
実用数学技能検定	1 級	一般	4
実用数学技能検定	準 1 級	一般	2
実用数学技能検定	2 級	一般	1
統計検定	1 級	一般	6
統計検定	準 1 級	一般	4
統計検定	2 級	一般	2
統計検定	3 級	一般	1
技術英語能力検定	プロフェッショナル	専門	6
技術英語能力検定	準プロフェッショナル	専門	4
技術英語能力検定	1 級	専門	3
技術英語能力検定	2 級	専門	2
プロジェクトマネージャ試験	なし	専門	6
システムアーキテクト試験	なし	専門	6
システム監査技術者試験	なし	専門	6
ネットワークスペシャリスト試験	なし	専門	6
データベーススペシャリスト試験	なし	専門	6
ITサービスマネージャ試験	なし	専門	6
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	なし	専門	6
情報処理安全確保支援士試験	なし	専門	6
ITストラテジスト試験	なし	専門	6
応用情報技術者試験	なし	専門	4
基本情報技術者試験	なし	専門	2
情報セキュリティマネジメント試験	なし	専門	1
ITパスポート試験	なし	専門	1
CGエンジニア検定	エキスパート	専門	2
CGエンジニア検定	ベーシック	専門	1
CGクリエイター検定	エキスパート	専門	2
CGクリエイター検定	ベーシック	専門	1
画像処理エンジニア検定	エキスパート	専門	2
画像処理エンジニア検定	ベーシック	専門	1
マルチメディア検定	エキスパート	専門	2
情報システム試験(プログラマ認定)	なし	専門	2
情報システム試験(システムエンジニア認定)	なし	専門	2
デジタル技術検定(制御部門・情報部門)	1 級	専門	2
デジタル技術検定(制御部門・情報部門)	2 級	専門	1
電気通信主任技術者試験	線 路	専門	4
電気通信主任技術者試験	伝送交換	専門	4
電気主任技術者試験	第一種	専門	6
電気主任技術者試験	第二種	専門	4
電気主任技術者試験	第三種	専門	2
工事担任者試験	総合通信	専門	4
工事担任者試験	第一級アナログ通信	専門	2
工事担任者試験	第一級デジタル通信	専門	2
工事担任者試験AI・DD	第2種	専門	1
陸上特殊無線技士試験	第1級	専門	1
陸上無線技術士試験	第1級	専門	4
陸上無線技術士試験	第2級	専門	2
総合無線通信士試験	第1級	専門	4
総合無線通信士試験	第2級	専門	2
総合無線通信士試験	第3級	専門	1
海上無線通信士試験	第1級	専門	4
海上無線通信士試験	第2級	専門	2
海上無線通信士試験	第3級	専門	1
機械設計技術者試験	3 級	専門	2
測量士試験	なし	専門	4
測量士補試験	なし	専門	2
技術士第一次試験	なし	専門	4
知的財産管理技能検定 3 級	3 級	専門	2

※TOEIC® Listening & Reading Test IPテスト(オンライン)は除く

校外実習(インターンシップ)

1 目的

インターンシップは、実社会において、将来のキャリアに関連した就業体験を得ることにより、技術者としての心構え、考え方、行動のあり方などを学び、学内における勉学・研究活動や将来の進路選択・就業に活かすことを目的とする。

本校では、「課題解決の実行力と豊かな創造力(実行力)」を学習教育目標のひとつとして掲げている。この学習教育目標を達成するための授業のひとつとして、民間企業、官公庁、あるいは大学の研究室において実際の各種業務、技術開発・研究などの実習を行う。

2 学内ガイダンス

実施前のガイダンスについてはキャリアサポートセンター等から案内を行っているが、各自で確認すること。

3 申込みに関する手続き等

(1) インターンシップの申込み

学級担任の承認を得て(書類捺印)、「インターンシップ申込書」をキャリアサポートセンターに提出する。

(2) 承諾書と誓約書

受入れが確定すれば、本校校長宛の「承諾書」と受入れ機関宛の「誓約書」を学生及び保護者等の署名捺印のうえ提出する。

(3) 受入れ先に係る諸手続き

インターンシップ先から受入れが認められれば、実習に係る書類などの提出が求められることがある。学生本人で対応できることは各自で進める。

(4) 個人賠償責任保険及び傷害保険

一般に個人賠償責任保険及び傷害保険に加入が求められる。個人賠償責任保険については、高専機構本部が全高専学生を被保険者とする保険が付保されており、インターンシップにおいても通常は有効である。傷害保険については、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入している。個人賠償責任保険については高専機構本部が全高専学生を被保険者とする保険が付与されており、また、本校ではインターンシップ・ボランティア等体験活動保険に加入手続きを行っている。

以上について不明な点があれば、キャリアサポートセンターに相談する。

4 書式

インターンシップに係る以下の各種書類の取得については、キャリアサポートセンターより指示を受けること。

- ・インターンシップ申込書
- ・誓約書
- ・承諾書
- ・インターンシップ証明書
- ・インターンシップ報告書

学業評価におけるGPAの算出に関する要領

第1条 この要領は、香川高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の認定に関する規程（以下「規程」という。）に定める評価結果を用いて、学業成績の評価値であるGPA(Grade Point Average)の算出方法を定めるものである。

第2条 GPAとは、当該学生について履修登録された全ての授業科目に係る1単位当たりの成績の平均値をいう。GPAは、入学してからの全ての成績を計算対象とする累積GPAと、特定期間の成績を計算対象とするGPAを明示して用い、特に断りがない場合には前者を指すものとする。

第3条 GPAは、以下のように算出するものとする。

1. 規程第10条での成績評価を、AA、A+、A、B+、B、C+、C、Dに成績区分し、対応するポイントを次のとおり定める。

成績区分	評点	ポイント
AA	90点～100点	4.0
A+	85点～89点	3.5
A	80点～84点	3.0
B+	75点～79点	2.5
B	70点～74点	2.0
C+	65点～69点	1.5
C	60点～64点	1.0
D	60点未満	0.0

2. 規程第16条の単位追認試験により単位の修得を認められた科目は、Cと成績区分する。
3. GPAは、次に掲げる計算式により算出するものとする。なお、算出の対象となる授業科目は、規程第11条及び第11条の2と規程第17条に関わる科目を除く全授業科目とする。ただし、規程第3条の定めにより履修辞退した授業科目と成績区分できない授業科目は含まないものとする。

$$\text{GPA} = \{(\text{AAの修得単位数} \times 4.0) + ((\text{A+})\text{の修得単位数} \times 3.5) + (\text{Aの修得単位数} \times 3.0) + ((\text{B+})\text{の修得単位数} \times 2.5) + (\text{Bの修得単位数} \times 2.0) + ((\text{C+})\text{の修得単位数} \times 1.5) + (\text{Cの修得単位数} \times 1.0)\} \div (\text{履修登録された授業の総単位数(Dを含む)})$$

4. 編入学生については、編入学後の科目についてGPAを計算する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成22年度の入学者から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成28年度の入学者から適用する。

4. 学 生 心 得

- 1 生活一般について
- 2 校内生活について
- 3 自然災害(台風等)による休校について
- 4 服装について
- 5 頭髪等みだしなみについて
- 6 飲酒・喫煙について
- 7 校内でのゲーム等の遊びについて
- 8 スマートフォン(携帯電話)等の使用について
- 9 アルバイトについて
- 10 政治的活動等について
- 11 校外生活について
- 12 運転免許取得, 通学方法等について
- 13 諸手続一覧(高松キャンパス)について
- 14 諸納金一覧について
- 15 指導処分について

学 生 心 得

高等専門学校では、1年生から5年生までの間に「高等学校と大学とを合わせた一般教科と工業に関する専門教科」を学修します。そのため、今まで以上の勉学が必要となります。

さらに、在学中は正課である学業に専念すると同時に、課外活動等にも積極的に参加し、友達との輪を広げ、より有意義な学生生活を送ってください。そのためにも、以下の事柄を十分理解しておきましょう。

1 生活一般について

- (1) 学生は、学則、学生準則及びその他諸規則を守るとともに、学校の指導に従わなければなりません。
- (2) 学生は、豊かな人間性を養うために勉学に励み、健康に留意し、常に規則正しい生活を送ってください。
- (3) 学生は、教職員及び学生相互間はもちろん来訪者に対しても、礼を失わないよう心掛けてください。

2 校内生活について

- (1) 授業時間等は次のとおりです。

始 業 8 : 5 0 (予鈴 8 : 4 0)

終 業 1 6 : 0 0 (8時限)

通常居残 1 9 : 3 0 (学習・課外活動で居残りする場合)

※特別な事情で通常居残を超えて居残りする場合は、指導教員が立ち会うこととする。

- (2) 欠席等

欠席、欠課、遅刻、早退をしようとする時は事前に、学級担任(不在の時は学務係)に連絡してください。特別な欠席の場合は事前に、やむを得ず事前にできない時は登校後1週間以内(土日も含む)に、学級担任に届け出て押印の上、学務係に「特別欠席届」を提出してください。なお、特別な欠席の場合は、診断書その他証拠書類を添付しなければならない場合があります。忌引の場合は「忌引願」を提出してください。また、学校保健安全法に定める感染症(インフルエンザ等)にかかった場合は、一定の期間、出席停止となります。感染症にかかった場合は、直ちに学級担任に連絡をし、治癒した後、登校初日から1週間以内(土日も含む)に、「医師の診断証明書」を添えて「感染症に伴う欠席届」を提出してください。インフルエンザ(H5N1型を除く)については、「医師の診断証明書」に代えて、「インフルエンザ罹患報告書」を利用することができます。ただし、追試験を受ける場合には、「医師の診断証明書」が必ず必要なので注意してください。学校所定の様式は、次の URL からダウンロードできます。

https://www.kagawa-nct.ac.jp/school_affairs/sick_days/index.html

遅刻、早退は3回につき1単位時間の欠課として換算します。

各科目で実施される授業時間数の3分の1を超えて欠課した場合には、未履修となるので、その授業科目を履修していないことになります。その場合、必修科目が未履修となると進級要件を満たせず留年となります。

また、個人的な海外研修等は、長期休業中に計画してください。



(3) 試験

試験の際は、次の諸注意を守ってください。

中間・期末試験及びクォーター科目の中間試験(それらに伴う追試験と再試験を含む)において不正行為をした場合は、当該試験期間中に実施した全科目の試験成績を 0 点とします。単位追認試験において不正行為をした場合は、当該科目の試験成績を 0 点とします。

病気その他やむを得ない理由により試験を受けなかった者については追試験を行うので、追試験願に証拠書類を添付のうえ、学務係へ事前に、又は登校後 1 週間以内(土日も含む)に提出しなければなりません。やむを得ない理由があっても追試験願を提出しなかった場合は、追試験は受けられないので注意してください。

[諸注意]

以下の諸注意に違反すると不正行為となることがあります。

1. 不正行為を疑われる言動をとらないこと
2. 試験中は監督教員の指示に従うこと
3. 机の中には一切物が入っていないこと
4. 机上の落書きを消すこと
5. 試験中に物品の貸し借りはしないこと
6. 携帯電話は電源を切り、身に着けないこと
7. 指定された物品以外は机に出さないこと
8. 解答用紙等を試験室から持ち出さないこと
9. 試験開始 5 分前までに出席番号順に着席すること
10. 試験開始 30 分以後の入室は認めない
11. 退室時間については監督教員の指示に従うこと

[不正行為]

次の行為は不正行為とみなします。また、「諸注意」に違反した場合も不正行為となることがあります。

1. カンニング※¹
2. 他に答えを教えたりカンニングの手助けをする行為
3. 机上に試験に関する書き込みがあった場合
4. テスト返却時に解答用紙の改ざんがあった場合
5. 開始指示の前に解答を始めた場合
6. 終了指示の後に解答を続けた場合

※¹ 次の行為はカンニングとみなします。

- ・試験に関係するメモ等を机上や中等に置いたり見たりする行為
- ・教科書等の内容や他の受験者の答案等を見る行為
- ・他の人から答えを教わることなど等

(4) 学生証

学生証は、入学時と 4 学年時の 2 回、交付されます。

入学時に交付された学生証は 3 年間有効です。

4 学年時に交付された学生証は 2 年間有効です。

学生証は、本校の学生であることを証明するものであるから、図書閲覧及び諸施設の利用、備品の使用等に際し、本校教職員から提示を求められた場合に、直ちに提示できるよ

うに常時携帯してください。

落として盗まれたりして思いがけない迷惑をこうむることがあるので大切にし、もし紛失したときは直ちに学務係に届け出て再交付を受けなければなりません。

(5) 学級委員等

各学級は、学年の始めに次の役員を選出します。

役員の名称	人員	役割用務
学級委員 (評議員)	1	学級の代表であって学級の運営に当たる。学生総会に次ぐ決議機関の一員として行動する。
H・R委員 (評議員)	1	学級委員と協力してクラスの特別活動の計画運営に当たる。学生総会に次ぐ決議機関の一員として行動する。クラスの会計を兼ねる。
連絡委員	1	毎日、学務課で連絡物を確認する。連絡物を教室掲示し、掲示板の掲示物を整理する。
保健体育委員	1	保健体育の授業及び保健室との連絡を行う。
風紀委員	1	校内外の生活の節度及び制服の規則の維持推進に当たる。交通安全キャンペーンに参加する。
美化・省エネルギー委員	2	教室移動時、終業時の消灯や空調停止など省エネルギーの推進に当たる。 環境美化及び日常のH・Rの掃除や戸締り、全校大掃除等実施の推進に当たる。
図書委員	1	学生図書に関し、クラスと図書館の情報交換の任に当たる。図書館行事や「図書館だより」の編集に参加する。
体育行事執行委員	2	体育祭及びスポーツ大会等の計画、運営の本部役員として行動する。
サイエンスフェスタ執行委員	1	サイエンスフェスタの執行を補助する。
学生祭クラス委員	3	学生祭の計画、運営の本部役員として行動する。
学生会補助員 (1年生のみ)	2	学生会の活動に協力する。
週番	2	学級日誌の記入提出、掲示板、時間割変更及び校内放送などへの注意並びに必要な事項の伝達、教室等の整理整頓に当たる。
掃除当番		責任をもって分担区域の掃除に当たる。

※上表とは別に、課外活動行事担当校の年度に推薦委員を選出することがあります。

(6) 教員との交流の日（オフィスアワー）について

質問や相談事があれば、いつでも教員室へ訪ねてください。また、本校では、学生諸君の基礎学力の向上、教員との積極的なふれ合いを目的として、毎週曜日を定めて学生と教員との交流の日としています。詳細は、本校ホームページ・キャンパスライフ・オフィスアワーを参照してください。

(7) 伝達について

伝達は掲示により行うので、登下校の際は、必ず学生玄関・学務課前・H・R教室等の掲示板を見てください。個人宛の伝達はさくら連絡網を通じて行うこともあるので、登録した携帯端末をよく確認してください。また緊急時や重要な連絡はさくら連絡網・校内放送によることもあるので、十分注意してください。なお、保護者等宛の伝達もさくら連絡網を通じて行うこともあるので、必ず保護者等の連絡先も登録してください。

(8) 施設・設備などについて

学校の施設・設備・機器類は大切に扱い、汚損・破損・亡失などしたときは、直ちに学級担任又は顧問教員等に届け出て指示を受けなければなりません。重大な過失により汚損・破損・亡失などが生じた場合は、該当者が弁償しなければなりません。

(9) 寮内への立入り禁止について

通学生（元寮生含む）は寮正門以北の寮敷地内への立入は禁止されているので、いかなる場合も立入らないでください。

(10) 所持品について

自己の所持品には必ず記名し、特に移動教室などの際は、貴重品の保管に十分注意してください。校内で拾得物があつた場合、学生支援係で一定期間保管します。なお、校内で盗難等の被害に遭つた場合には、学級担任に連絡し、「被害届」を提出してください。

(11) 車での送迎について

保護者等による送迎は、学生は学生玄関前のロータリーで降車し、送迎車は東門から出るようにしてください。学生自身の運転による通学は、保護者が同乗していても禁止です。

3 自然災害(台風等)による休校について

(1) 午前6時の時点で、香川県高松地域(除く直島町)、中讃地区又は東讃地区(除く東かがわ市)いずれかの市・町(注1)に、「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」(以下「警報」という。)のいずれかの警報が発令されていれば休校とし、授業等(注2)は行いません。

ただし、午前9時までに警報が解除された場合は、当日の5限目以降の授業等を行います。

(2) 午前6時以降(登校中)に上記警報が発令された場合は、休校となるので安全な経路・方法により、速やかに自宅に戻ってください。

(3) 居住地域で警報が発令された場合は、特別欠席扱いとするので、自宅で待機してください。

(4) 登校に際し安全な通学路が確保できない場合は、学校に連絡し、指示を受けてください。

(5) 登校後、上記の警報が発令された場合、又は、その他の自然災害(大雪・地震等)が発生した場合は、別途指示します。

(6) 休校、休講の場合は、指示された日に補講を受けてください。

(7) 学生又は保護者等の身体や自宅等に被害が生じたときは、速やかに担任又は学務課に連絡してください。

(注1)該当する市町名称：高松市、さぬき市、三木町、丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町をいう。

(注2)通常の授業、研究・課外活動、集中講義、補講、課外活動、インターンシップ等の学生が参加する活動をいう。

4 服装について

服装は常に清潔・質素・端正であるよう心掛けてください。

4.1 1～3年生

以下に定める制服又は略装を着用してください。登校時も同様です。ただし、休日及び学生祭についてはこの限りではありませんが、高等学校と同一の活動に参加する場合は制服又は略装とします。

(1) 制服

白色無地のカッターシャツ又はブラウスに、本校指定のブレザー、ネクタイ、スラックス又はスカートを着用します。ボタンダウンシャツ及び丸襟のブラウスは着用しないこと。

着用期間：4月1日～4月30日及び11月1日～3月31日

(2) 夏季服装

夏期はブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。そのときは白色無地の長袖又は半袖のカッターシャツ又はブラウスを着用します。ただし、半袖カッターシャツ及びブラウスは本校指定品に限りです。また、ブレザーを着用するときは、ネクタイを着用すること。

着用期間：5月1日～10月31日(ただし、教職員のクールビズの延期にあわせて変更することがある。)

(3) ベスト・セーター

学校指定のものはありません。色や柄が派手でないものであれば、認めます。ただし、校外では必ず上着を着用すること。制服のアレンジは認めておりません。

(4) 靴

運動靴、革靴を着用します。サンダル等は禁止しています。

(5) 異装

特別の事情で定められた制服(略装を含む)以外の服装をしなければならない場合には、「異装願」を学生支援係に提出して、許可を受けなければなりません。

4.2 4・5年生

華美にならない限り自由な服装を認めますが、常に学生としての自覚のもとに品位をそこなわないように心掛けてください。

特に儀式(始業式、卒業式等)では、1～3年生の制服又はフォーマルなスーツかブレザーを着用してください。

4.3 実習服・体操服について

所定のものとし、当該授業時に着用してください。

5 頭髪等身だしなみについて

1～3年生は染髪・脱色については禁止とし、学生らしい頭髪としてください。イヤリング、ピアス等の装飾品、化粧品の使用、ネイル、カラーコンタクトの使用も禁止です。また、4・5年生は1～3年生の模範となる身だしなみとしてください。

6 飲酒・喫煙について

校内においては飲酒を禁じています。また、校内は分煙のため、喫煙所を利用する学生は、年度ごとに「喫煙所使用願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得てください。

7 校内でのゲーム等の遊びについて

本校は、授業・研究・課外活動などを通して、良き技術者になるために実力を高めるための場です。よって校内にて、授業・研究・課外活動などに関係のない遊び(麻雀、カードゲーム、ボードゲーム、ゲーム機の使用、スマートフォンゲームなど)は禁止しています。

8 スマートフォン(携帯電話)等の使用について

校内への持込みは可能ですが、以下のルールを守って使用してください。

ルールを守れない場合は指導処分の対象となります。

○校内における利用制限について

授業時間中の使用は原則禁止です。また、音や映像により他人に迷惑をかける行為を禁止します(常時マナーモード又は電源を切ること)。

○インターネットの利用にあたっては、本校学生としての品位を保ち、社会の一員としての自覚と責任を持ってください。特に SNS (Facebook, X, LINE 等)、メール等における、次のような行為を禁止します。

- ・他人の悪口や見た人を不快にさせるような書き込み
- ・当人の許可を得ず、個人情報(写真、動画を含む)を掲載する行為
- ・違法行為を特定又は類推させるような言動を掲載する行為
- ・その他、本校、教職員、在校生、卒業生及び修了生の社会的評価を失墜させる行為

○校内(教室・図書館など全ての施設)のコンセントを利用しての充電は禁止しています。

9 アルバイトについて

アルバイトは、原則として長期にわたる休業中に限って許可しています。1～3年生は通常期間の土・日は禁止です。アルバイトを選ぶ場合には労働条件や労働環境について保護者等及び学級担任と相談して慎重に検討して決め、3年生までは「アルバイト許可願」を学生支援係へ提出してください。長期にわたる休業中以外でアルバイトを希望する場合は、学級担任へ相談してください。

学校では次の諸点を考慮して許可しています。

○勤務時間は原則として午前8時～午後8時の間であること。(夜勤は許可していない。)

○危険な仕事でないこと。(例えば、重量物の運搬等は許可しない。)

○健全な仕事であること。(例えば、風俗営業は許可しない。)

10 政治的活動等について

(1) 学校構内においては、政治的活動や選挙運動を禁止しています。

(2) 選挙運動においては、公職選挙法を遵守してください。

(3) 宗教的・営利的な勧誘活動は行わないでください。

11 校外生活について

(1) 外出の際は、常に服装を正し(制服以外の服装をするときも)、本校学生の品位を失わないよう十分留意して、必ず学生証を所持してください。

- (2) 学校外の行動については、学生としての自覚をもち軽率な行動のないよう注意し、青少年の心身の発達に有害な影響を与えられる場所(例えば、パチンコ、麻雀クラブ、競馬場、競輪場、競艇場など)へ立ち入ってはなりません。
- (本科 1～3 年生は、児童福祉法、香川県青少年保護育成条例等による保護の対象となります。)

12 運転免許取得、通学方法等について

(1) 運転免許の取得

- ① 本科 1～3 年生が自動二輪車の運転免許を取得する場合は、自動車学校等入校前に必ず「自動二輪車運転免許取得許可願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得て入校及び受験してください。
- ② 原付免許（原付一種(排気量 50cc 以下) もしくは新基準原付）・普通自動二輪免許 小型限定（原付二種(排気量 125cc 以下)）の自動車学校入校日は本科 1 年次の冬休み以降、運転免許証交付日は、本科 1 年次末の卒業式の翌日以降です。
- ③ 普通自動二輪免許 限定解除(排気量 125cc 超 400cc 以下)、大型自動二輪免許(排気量 400cc 超)の自動車学校入校日は本科 3 年次の冬休み以降、運転免許証交付日は、本科 3 年次末の卒業式の翌日以降です。普通車の運転免許証交付日は、法令どおりです。
- ④ 原級等により進級の遅れた者の運転免許取得については、その者の入学年次の在学学生と同じ学年とみなして許可します。
- ⑤ 運転免許は、長期休業中に取得することが望まれます。
- ⑥ 本科 1～3 年生が運転免許を取得した場合は、種類を問わず直ちに「運転免許取得届」及び運転免許証の写し(両面)を学生支援係へ提出し、学生主事に届出なければなりません。
- ⑦ 上記②③に定める期日以前に運転免許を取得しなければならない特別の理由がある場合は、学級担任を通じて学生主事の許可を受けなければなりません。

(2) 通学方法等

学生は、平日、休日共に「通学方法申請書」等で申請した通学方法及び学生主事の許可を受けた通学方法を遵守してください。申請した通学方法や通学経路等に変更がある場合は、「通学方法申請書」及び「自動二輪車通学許可願」を保護者等の承諾を得た後、学級担任及び指導教員の押印を受け、学生支援係へ提出してください。

※申請等をした通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による保障は受けられません。

※保護者等の送迎時に学生が運転することは禁止しています。

(3) 普通自動二輪免許 小型限定（原付二種(排気量 125cc 以下)の申請時期及び許可基準

① 申請時期

「自動二輪車通学許可願」は、通学方法に変更等(新規・変更)のある者のみ提出するものとし、申請時期は次の期間に別途指定します。

前期：1 月 後期：7 月

※学期途中での自動二輪車通学への通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則として認めません。

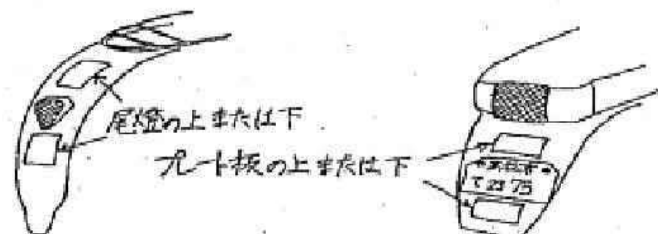
② 許可基準

ア 通学距離が原則 5km 以上。駐輪場の制約から、2・3 年生の全希望学生が駐輪できない場合には、3 年生を優先して許可し、2 年生については距離が遠い学生を優先します。

- イ 自宅から 30km を超える遠距離通学は、安全のため原則として認めません。
- ウ 本科 2 年生以上を対象に排気量が 125cc 以下かつ純正のみを許可し、特殊形式及び改造した自動二輪車での通学は認めません。
- エ 使用する自動二輪車は、法律で定める自動車損害賠償責任保険の他に、対人・対物賠償無制限の任意保険に加入しているものに限りします。
- オ 自動二輪車を使用する者は、ジェット型・フルフェイス型の安全性の高いヘルメットを着用し、あごひもを締めてください。
- カ 自動二輪車通学の新規許可は、本科 2 年次の後期からです。ただし、本科 2・3 年生の自動二輪車通学の許可は、原則として学校の実施する二輪車安全運転講習会を受講することを条件とします。

(4) 自転車及び自動二輪車通学のための注意

- ① 自転車及び自動二輪車を使用する者は、道路交通法その他の交通法規を厳守するとともに、学校の定める規則に従わなければなりません。自転車運転中にスマートフォンを手にとって通話したり、画面を注視することは禁止です。その他、並走、周辺の音が聞こえないイヤホン等を耳につけての走行、傘さし運転、二人乗りも禁止です。
- ② 許可された自動二輪車は本人が使用し、他人には貸さないでください。
- ③ 自転車及び自動二輪車の 2 人乗りは禁止です。
- ④ 使用する自転車は、自転車損害保険に加入しているものに限りします。
- ⑤ 自転車で通学する際には、安全のためヘルメットを着用するようにして下さい。安全上の理由に加え、道路交通法の改正により自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務として課せられています。
- ⑥ 自転車にはスタンドを必ず付けてください。外付けスタンドの使用も認められていますが、駐輪時以外はスタンドを持ち帰るかロッカー等に入れ、自転車置き場に放置しないようにして下さい。スタンドを折りたたんで自転車置き場に立て掛ける、引っかけておく行為は禁止します。
- ⑦ 自転車通学及び自動二輪車通学が許可された車両については通学許可証(ステッカー)を指定された箇所に貼付してください。
※自転車は泥よけのリフレクター(反射材)付近、バイクはナンバープレート板の上下いずれか。ここに貼付できない場合は、サドル取付部後方等の見やすい箇所に貼る。探さないと分からない場所に貼らないでください。



- ⑧ 臨時車両による通学について、許可されている自転車、自動二輪車、四輪車が故障した場合は、代替自転車による通学のみが認められています。代替自転車で登校した際は、即座に学生支援係に届出て臨時札を受け取り自転車に貼付し、所属クラスの駐輪場に駐輪してください。臨時札は当日のみ有効です。

- ⑨ 許可されていない自動二輪車で通学は認めません。許可された自動二輪車で通学できない場合は、自転車か公共交通機関で通学してください。なお、自転車で通学する場合は⑧のとおりです。
- ⑩ 自動二輪車の校内走行速度は、最高時速 20km/h 以下です。校内は事故防止のため、乗入禁止区域へ進入しないでください。
- ⑪ 自転車・自動二輪車は、定められた区画内に、早く来た者から順に端から整列して置いてください。
- ⑫ 4 コマ目終了時刻以降および休日は、部活動等のためにクラス指定駐輪場所以外の自転車置き場・バイク置き場へ駐輪できます。ただし、バイクを自転車置き場に駐輪することは認められていません。（バイクはバイク置場のみ）
- ⑬ 寮生の校内への自転車・自動二輪車の乗り入れは、禁止しています。
- (5) 交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生主事へ報告しなければなりません。
- (6) 事故発生ときは、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者等(留学生の場合は留学生本人)において一切の責任を負うものとします。〈自動二輪車通学許可基準〉を確認してください。

令和 5 年度以降自動二輪車通学許可基準	
対象	本科及び専攻科学生 ※本科 5 年生及び専攻科学生で、125cc を超える自動二輪車での通学を希望する場合は(7)による。
排気量	125cc 以下
通学距離	キャンパスから最も遠い最寄りの駅より遠く、路線距離で自宅から 30Km 以内
免許取得時期	・原付及び普通二輪（125cc 以下）の自動車学校入校は本科 1 年次の冬休み以降で、免許証交付は本科 1 年次末の卒業式の翌日以降 ・普通二輪（125cc 超え 400cc 以下）及び大型二輪の自動車学校入校は本科 3 年次の冬休み以降で、免許証交付は本科 3 年次末の卒業式の翌日以降 ・定めた期日以前に運転免許を取得しなければならない特別な理由がある場合、学生主事の許可を得れば取得することができる ・原級等により進級の遅れた者の運転免許取得については、その者の入学年次の在學生と同じ学年とみなして許可する
手続き	・本科 1～3 年生が免許を取得する場合は、自動車学校等へ入校する前に必ず「自動二輪車運転免許取得許可願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得て入校及び受験をすること ・免許を取得した場合は、「運転免許取得届」及び免許証の写し（両面）を学生主事へ提出すること ・自動二輪車通学を希望する者は、「通学方法申請書」及び「自動二輪車通学許可願」を保護者等の承諾並びに学級担任又は指導教員の押印を受けた後、学生支援係へ提出し、学生主事の許可を受けなければならない ・許可を受けた車両には、通学許可証（ステッカー）を指定された箇所に貼付すること ・自動二輪車通学について、学期途中で通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則として認めないが、車体変更等の必要が生じた者は、事前に学生支援係へ相談し、必要な手続きを行うこと
自動二輪車及びヘルメット	・騒音が出る、ナンバープレートの跳ね上げ等整備不良、改造した自動二輪車での通学は許可しない ・自動二輪車を使用する者は、ジェット型又はフルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること
保険	使用する自動二輪車は、法律で定める自動車損害賠償責任保険の外に、任意保険（対人・対物賠償無制限）に加入しているものに限る
交通法規及び学校の規則	・交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心掛けること ・学生は、平日、休日共に「通学方法申請書」等で申請した通学方法及び学生主事の許可を受けた通学方法を遵守すること ※申請等をした通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の保障は受けられません ・許可された自動二輪車は本人が使用し、他人には貸さないこと ・二人乗りはしないこと ・校内では徐行運転（最高速度 20Km/h）を厳守すること ・校内は事故防止のため、乗入禁止区域へは進入しないこと。
事故・違反	・交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生支援係へ「事故届」「交通違反届」を提出し、学生主事へ届出ること。また、事故発生の際は、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者等（留学生の場合は留学生本人）において一切の責任を負うものとする ・過去において、交通事故・交通違反をおこした者は許可しないことがある ・通学方法違反がある場合は、累積回数により、定期の通学許可日から指定の期間を置いたのちの許可とする 1 回：1 か月 2 回：3 か月 3 回：6 か月 ・交通事故・交通違反を起こした場合、本人の過失が大で被害者が重傷又は死亡したとき、又は家屋等に大きな被害を与えたときは、学校として処分する場合がある
通学許可時期	本科 2 年次の後期より（二輪車安全運転講習会受講後）
駐輪場	定められた区画内に、早く来たものから順に端から整列して置くこと
安全講習会	本科 2・3 年生の自動二輪車通学の許可は、原則として二輪車安全運転講習会を受講していることを条件とする
その他	・駐輪場の制約から、本科 2・3 年生の全希望学生が駐輪できない場合には、3 年生を優先して許可し、2 年生については距離が遠い学生を優先する ・寮西側から学校に通じる道は通行しないこと。また、校内の自動二輪車通行路は別に定める通路内とする ・特別許可願が提出され、夕方の居残りの必要性和防犯効果が認められた場合は、後期に限り通学距離によらず女子学生の自動二輪車通学を許可する ・船舶を利用し高松築港から通学する場合には、自動二輪車の使用を許可する。ただし、高松港側に自動二輪車を駐輪する場合には、契約書等を学生支援係へ提出すること ・寮生以外の留学生の通学方法については、個別に相談するものとする

(7) 四輪又は 125cc を超える自動二輪車通学の許可基準(本科 5 年生及び専攻科生)

下記の許可条件を満たした場合に限り、希望者に四輪又は 125cc を超える自動二輪車通学を許可します。

四輪又は 125cc を超える自動二輪車通学を希望する者は、「通学方法申請書」で保護者等の承認を得、学級担任又は指導教員の押印を受けた後、学生支援係へ提出し、学生主事の許可を受けてください。なお、事故については、学校は一切責任を負いません。

① 申請時期

随時(原則毎月の 20 日を締め切りとし、審議の上、問題がなければ翌月 1 日から許可)

② 許可条件

下記の条件を全て満たすこと。

- ・申請時点で 1 年以内に交通関係の学科長注意以上の処分(学生主事所管)を受けていない者
- ・通学距離が原則 5km 以上の者
- ・各自の責任のもと、民間駐車を契約した者
- ・任意保険(対人：無制限、対物：無制限)に加入していること

③ 許可申請のための提出書類

- ア 通学方法申請書
- イ 運転免許証の写し(両面)
- ウ 民間駐車の住所と地図
- エ 契約書の写し(借主氏名・住所、駐車場番号、契約期間、駐車場管理者名・住所記載)
- オ 費用が発生しない場合には使用承諾書
- カ 任意保険証書の写し

④ 許可後の対応

- ア 通学時の同乗は認めません。(兄弟姉妹も同様)(登校後、一時的に外出する場合にも同乗を認めません。)(学校活動は全てこれに準ずる。)
- イ 民間駐車場から学校までは、徒歩とします。
- ウ 下記の場合には許可を取り消します。または、許可を一時停止します。
 - a 上記ア、イに違反した場合
 - b 住民や管理者等から苦情が来て本人に責任がある場合
 - c 法令に違反し事故を起こした場合
- エ 上記の許可条件を満たさなくなった場合及び交通関係の学科長注意以上の処分(学生主事主管)を受けた場合には許可を取り消します。
- オ 許可されていない四輪での通学は認めません。許可された四輪で通学できない場合は、自転車か公共交通機関で通学してください。なお、自転車で通学する場合は(4)⑦のとおりです。

(8) 寮生の自動二輪車使用について

- ① 寮生の自動二輪車使用(寮内持込)許可については、自動二輪車通学生の「自動二輪車使用」を準用し、「寮生活のしおり」にある注意事項を守ってください。
- ② 閉寮中に自宅から通学する場合、臨時的に自転車・自動二輪車で通学を通学生と同様の通学基準で認めます。希望者は事前に「長期休業中通学許可願兼通学証明書交付願」を保護者等の承諾を得た後、登校目的に応じて該当教員の押印を受け、学生支援係へ提出し許可を得てください。

13 諸手続一覧(高松キャンパス)について

学則、学生準則及びその他諸規程における手続きに要する所定の用紙は下記一覧表の担当係にあるので、遅延なく手続きをするよう心掛けてください。

(1) 交付を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
学 生 証	学務係	1・4 学年の始め	

(2) 願い出て交付を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
学 生 証	学務係	紛失等により再交付を 願い出るとき	(再交付願)
在 学 証 明 書	〃	必要時	(交付願)就職については キャリアサポートセンタ ーを経由のこと。必要時(1 週間前まで)
成 績 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャリアサポートセンタ ーを経由のこと。必要時(1 週間前まで)
卒 業 見 込 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャリアサポートセンタ ーを経由のこと。必要時(1 週間前まで)
修 了 見 込 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャリアサポートセンタ ーを経由のこと。必要時(1 週間前まで)
卒 業 証 明 書	〃	〃	
修 了 証 明 書	〃	〃	
就 職 ・ 進 学 等 書 類 交 付 願	〃	必要時	進学
	キャリアサポートセンター	〃	就職
通 学 証 明 書	〃	必要時(3 日前まで)	
在 寮 証 明 書	学生生活係	必要時	

(3) 届け出るもの

種類	交付係	時期	備考
誓 約 書	学務係	入学時	
住 居 変 更 届	〃	その都度	
身 上 異 動 届	〃	〃	
保 証 人 変 更 届	〃	〃	
欠席(特別欠席・感染症・忌引)届	〃	〃	理由により様式、色が異 なる
海 外 渡 航 届	〃	〃	

運 転 免 許 取 得 届	学生支援係	随時	1～3年生 運転免許証(両面)の写しを添付
事 故 届	〃	〃	部活動, 授業, 通学中の事故, けが
交 通 違 反 届	〃	〃	
被 害 届	〃	〃	

(4) 願い出て許可を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
休 学 願	学務係	希望日の一か月前まで	
復 学 願	〃	〃	
退 学 願	〃	〃	
転 科 願	〃	1 月末日まで	
履 修 願	〃	(前期)4 月指定日まで (後期)10 月指定日まで	集中講義・校外実習は別途
追 試 験 願	〃	登校後 1 週間以内	
別 室 受 験 願	〃	試験開始日の 1 週間前まで	
集会(催物, その他の行事)許可願	学生支援係	随時(1 週間前まで)	教室等使用の場合
入学料 免除/徴収猶予 申請書	〃	指定期日	
授業料 免除/徴収猶予/月割分納 申 請 書	〃	指定期日 免除・猶予は年 2 回	
各 種 奨 学 金 等 申 請 書	〃	指定期日	
学 生 団 体 結 成 願	〃	必要時	
校 外 団 体 参 加 願	〃	〃	
自動二輪車運転免許取得許可願	〃	自動車学校入校前	本科 1～3 年生
通 学 方 法 申 請 書	〃	1 年生:入学時	徒歩・自転車: 学期途中での通学方法 の変更は, 都度申請を受け付ける。 四輪・二輪 125cc 超: 原則毎月 20 日〆切とし, 審議のうえ, 翌月 1 日から許可
自 動 二 輪 車 通 学 許 可 願	〃	新規:7 月・1 月 車種変更等がある者 :随時	別途指定する。 学期途中での自動二輪 車への通学方法の変更 は, 特別な理由がない限り 原則として認めない。
長期休業中通学許可願兼通学証明 書 交 付 願	〃	長期休業前	寮生のうち長期休業中自 宅から通学を希望する者
ス テ ッ カ ー (自転車・自動二輪車) 再交付願	〃	必要時	自転車変更等がある者 も含む

アルバイト許可願	〃	必要時(1週間前まで)	本科 1～3 年生:長期休暇中のみ
合 宿 許 可 願	〃	〃	
和 敬 館 使 用 許 可 願	〃	〃	
異 装 願	〃	必要時	
施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願	〃	随時	
喫 煙 所 使 用 願	〃	〃	年度毎に願出が必要
入 寮 願	学生生活係	入寮時	
入 寮 誓 約 書	〃	〃	
退 寮 願	〃	退寮時(1週間前まで)	当該年度卒業予定者も1月中旬に提出必要
継 続 在 寮 願	〃	1月中旬	引き続き、翌年度も在寮を希望する場合
休 寮 願	〃	その都度	
復 寮 願	〃	〃	
鍵 交 付 等 申 請 書	施設係	〃 (指導教員を通じ、年度毎に交付を受ける)	本科 5 年生(卒業研究用)として、専攻科棟(時間外)・地域イノベーションセンターの出入りにカードキーの交付が必要
鍵 交 付 等 申 請 書 (起業家工房カードリーダー用)	研究協力係	〃 (指導教員・顧問等を通じ、年度毎に交付を受ける)	起業家工房の出入りにカードキーの交付が必要 本科 1～5 年生・専攻科生(希望者)が対象

14 諸納金一覧について

種別	金額	1回あたり納付金	納期
入 学 料	84,600 円	84,600 円	学校が指定する日
授 業 料	年 234,600 円	117,300 円 (ただし、1～3 年生は就学支援金制度、4・5 年生は修学支援新制度により、金額が異なる)	前期分 5 月 31 日まで 後期分 10 月 31 日まで (学生の中出があった時は前期分納付の際、後期分も併せて 5 月 31 日まで)
日本スポーツ振興センター共済掛金	年 1,550 円	1,550 円	4 月 30 日まで
後 援 会 入 会 金	8,000 円	8,000 円	4 月 30 日まで ※新 1 年生、新編入生のみ(留学生除く)
後 援 会 費	19,000 円	9,500 円	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで
工 業 会 費	5,000 円	5,000 円	4 月 30 日まで ※新 1 年生、新編入生のみ(留学生除く)

学 生 会 入 会 金	5,000 円	5,000 円	4 月 30 日まで ※新 1 年生、新編入生のみ
学 生 会 費	7,200 円	3,600 円	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで

(入寮した場合の経費)

種別	金額	1 回あたり納付金	納期	納付先
入 寮 金	2,000 円	2,000 円	入寮時のみ	清雲寮 保護者会
寄 宿 料	年 8,400 円 ¹⁾ 年 9,600 円 ²⁾	4,200 円 ¹⁾ 4,800 円 ²⁾	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで	学生生活係 財務係
寮 厚 生 費 設 備 維 持 費	年 88,800 円	44,400 円	前期分 4 月 30 日まで 後期分 10 月 31 日まで	清雲寮 保護者会
給 食 費	—	月 (31 日 全 て 喫 食 の 場 合) 40,920 円	翌月 26 日	委託会社

¹⁾ 2 人部屋の場合

²⁾ 1 人部屋の場合

上記の内容は、諸般の事情（電気、燃料費、食材費の変動等）により年度内においても変更になることがあります。

15 指導処分について

法律に違反する行為や学校の諸規則に触れる行為があった場合、学校より「懲戒・注意」が行われます。P91「香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程」を参照ください。

5. 福 利 厚 生

- 1 奨学金制度
- 2 高等学校等就学支援金制度(本科1～3年生)
- 3 授業料等の免除
- 4 各種相談制度
- 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて(災害共済給付制度)
- 6 学生総合保険, 学生教育研究災害傷害保険(学研災), 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)
- 7 学校学生生徒旅客運賃割引証
- 8 通学定期券
- 9 福利施設の利用

福 利 厚 生

1 奨学金制度

奨学金制度は、人物、学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学困難な学生に対し、選考の上学資を貸与又は給付する制度です。日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人等いくつかの奨学金制度があります。

(1) 日本学生支援機構

【貸与奨学金】人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学が困難であると認められる者に対し、選考により奨学金が貸与されます。

ア 学年別貸与月額

区分	対象学年	自宅	自宅外
日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子)	本科1年～3年	21,000 円	22,500 円
		----- 10,000 円	
	本科4年, 5年	45,000 円	51,000 円
		30,000 円	40,000 円
		20,000 円	30,000 円
日本学生支援機構 第二種奨学金 (有利子)	本科4年, 5年	20,000 円～120,000 円	

イ 出願の手続き

奨学金の貸与を希望する者は、募集時(年1, 2回)の指定された期日までに関係書類を学生支援係に提出してください。通常の採用の他に、緊急採用、応急採用もありますので、家計急変のため学資負担が困難となり奨学金の貸与を希望する者は、その都度学生支援係に出願することができます。

ウ 奨学生学業成績等の報告

学校では、奨学生適格認定結果を毎年、日本学生支援機構へ報告することになっています。その結果、成績不振者に対し「廃止」あるいは「停止」等の処置がとられます。そのほか性行不良あるいは貸与奨学金継続願未提出など、奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないときは、奨学金の交付を「廃止」されることがありますので十分留意してください。

エ 奨学金の返還

奨学金は貸与されるものであるもので、卒業後必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、新たな奨学生の貸与資金となるので、督促を受けることなく確実に返還する義務があります。

【給付奨学金】意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対して、返還の必要のない給付奨学金が支給されます。大学(学部)、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)及び専修学校(専門課程)のうち、一定の要件を満たすことが国や地方公共団体等により確認された学校の学生等で、住民税非課税世帯(市町村民税所得割額が0円)及びこれに準ずる世帯の人で、申込日時点の学生と生計維持者の資産額の合計が日本学生支援機構が設定した資産額未満の人が対象です。高等専門学校本科3年次から4年次に進級する予定の人を対象とした予約採用、本科4年生以上を対象とした在学採用があります。

ア 給付月額

自宅通学生 月額 5,900~17,500 円※
 自宅外通学生 月額 11,400~34,200 円
 給付型奨学金の支給対象者は、併せて授業料の減免も受けることができます。詳しくは【3 授業料等の減免 イ 高等教育の修学支援新制度による「授業料等減免」】をご確認ください。
 ※生活保護世帯で自宅から通学する者及び児童保護施設等から通学する者は金額が異なります。

イ 出願の手続き

年2回、掲示及びメール等で募集が行われるので、指定された期日までに関係書類を学生支援係に提出してください。

(2) その他奨学金(日本学生支援機構以外の主な奨学金)

奨学会名称	月額	備考	返還の有無	募集時期
高松市奨学金	9,000 円	・高松市に住所を有する者 ・高専進学時には中学校で予約が必要 ・本科1～5年生対象(36か月以内)	無	11月
香川県高等学校等奨学金	自宅通学生 18,000円まで(選択制) 自宅外通学生 23,000円まで(選択制)	・日本学生支援機構貸与奨学金と重複不可 ・香川県に住所を有する者の子弟 ・本科1～5年生対象	有	随時
香川育英会	18,000 円	・その他の奨学金と重複不可 ・本科1～3年生対象	有	6月
岡山県育英会	自宅通学生 18,000 円 自宅外通学生 23,000 円	・日本学生支援機構奨学金等奨学金と重複不可 ・岡山県に住所を有する者 ・本科1～5年生対象	有	4・9月
倉敷市奨学金	貸付 10,000 円 給付 5,000 円	・倉敷市に住所を有する者 ・本科1～5年生対象	有・無	3・9月
近藤記念財団	30,000 円	・その他の奨学金と重複可能 ・本科1年生対象	無	7月
大西・アオイ記念財団	30,000 円	・その他の奨学金と重複可能 ・本科2～5年生対象	無	2月
南海育英会	30,000 円	・香川県内に本籍又は現住所を有する者 ・本科4年生に進級し、専攻科進学予定者	無	12月
四国機器木村記念財団	自宅通学生 30,000 円 自宅外通学生 35,000 円	・その他の奨学金と重複不可 ・本科4・5年生対象	無	2月
香川県教育弘済会・ 日本教育公務員弘済会	1年につき25万円 (最高100万円)	・香川県に住所を有する者の子弟 ・本科4・5年生対象	有	12月
香川県大学生等奨学金	日本学生支援機構給付奨学金第1区分 15,000円 日本学生支援機構給付奨学金第1区分以外 自宅通学生 45,000円まで(選択制) 自宅外通学生 51,000円まで(選択制)	・日本学生支援機構奨学金と重複可能 ・保護者等が香川県に居住する者 ・本科4・5年生対象	有	5月

天野工業技術研究所	年額 48 万円	・ 学業優秀 ・ 前年度後期授業料免除で全額免除対象者又は修学支援新制度による授業料減免を受けている者 ・ 本科 5 年生対象	無	4 月
あしなが育英会	30,000 円	・ 病気・災害・自死などで保護者が死亡、または障がいを負っている家庭の子ども	無	4 月
日本教育公務員弘済会	50,000 円(1 回限り)	・ 入学後、家庭状況等の急激な変化により、精神的・経済的に激励援助を必要とする者 ・ 本科 1～3 年生対象	無	6・12 月

掲示及びメール等で随時募集，案内を行うので，確認してください。学校の推薦を必要とするときは，学生支援係に申し出てください。

2 高等学校等就学支援金制度(本科 1～3 年生) (本制度は令和 6 年度時点での情報となります)

制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは，家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校(第 1 学年～第 3 学年)の学生で定められた所得判定基準(年収 910 万円程度)未満の世帯が就学支援金支給の対象となり，月額 9,900 円(年額 118,800 円)が支給されます。支給期間は，原則として通算 36 月です。なお，保護者等(学生の親権者等)の所得に応じて就学支援金の加算又は支給不可となる場合があります。

※授業料は，年間 234,600 円(月額換算 19,550 円(a))です。

【所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額×6% － 市町村民税の調整控除の額(※) (保護者等合算額)	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)－(b)
30 万 4,200 円以上	月額 0 円(支給なし)	月額 19,550 円
15 万 4,500 円以上～30 万 4,200 円未満	月額 9,900 円(一律支給のみ)	月額 9,650 円
0 円(非課税)～15 万 4,500 円未満	月額 19,550 円(加算額 9,650 円)	月額 0 円

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で，調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4 を乗じる)が必要)

※調整控除とは，平成 19 年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※保護者等全員(父母両方(収入が無くても必要))の合算額で判定します。

留意事項

- (1) 就学支援金は，学校が学生本人に代わって受け取り，その授業料に充当するものであり，学生本人(保護者等)が直接受け取るものではありません。したがって，授業料と就学支援金との差額を学生本人(保護者等)が納付することになります。
- (2) 国立高等専門学校の授業料は，前期・後期の年 2 回に分けて納付します。また，就学支援金の支給は，受給資格認定申請のあった月から始まり，受給事由の消滅(受給限度期間の終了，退学，転学等)した月に終了します。したがって，例えば期の途中で退学する場合は，退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので，退学する月の翌月以降の授業料を学生が負担しなければならないときは，退学することによって支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を納付することになりますので，ご注意ください。
- (3) その他申請書等を提出後に申請等の内容に変更があった場合は，高松キャンパス学務課学生支援係まで申し出てください。

3 授業料等の免除

ア 独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する授業料免除制度による「授業料免除」

学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたと認められる場合は次の支援が受けられます。

(1) 授業料

授業料の各期の納付期限前 6 月以内において当該事由が発生したとき、当該事由の発生した日に属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除、又は徴収の猶予(月割分納等)を受けることができます。

(2) 寄宿料

当該事由の発生した日に属する月の翌月から 6 月間の範囲において必要と認める期間免除を受けることができます。

免除等を申請する際は、学生支援係(授業料)、学生生活係(寄宿料)において所定の用紙の交付を受け、必要事項を正確に詳しく記入し、学級担任の確認を受け、学生支援係又は学生生活係へ提出してください。

なお、授業料免除については、その都度掲示等により通知するので、指定期日までに申請書類を提出してください。

イ 高等教育の修学支援新制度による「授業料等減免」(本科 4 年生以上対象)

高等教育の修学支援新制度とは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対して支援を行う制度です。

原則返還が不要な「給付奨学金【(1) 日本学生支援機構】参照】」と授業料及び入学科が減免される「授業料等減免」の 2 つの支援からなっており、支援を受けるには、「給付奨学金」に申請し、採用される必要があります。申請を希望する場合は、「給付奨学金」の申請手続きを必ず行ってください。

なお、当制度の要件として、学業等に係る基準及び家計に係る基準による審査があります。家計に係る基準のうち、収入基準については日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金シミュレーション」にてご確認ください。

【半期 授業料等減免額】※授業料は、年間 234,600 円(半期 117,300 円(a))

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額×6% — (調整控除額+調整額) ※	授業料等減免額(b)	授業料本人負担額 (a) - (b)
非課税世帯 【第Ⅰ区分】	117,300 円【満額減免】	0 円
減免額算定基準額の保護者等の合計が 100 円以上 25,600 円未満 【第Ⅱ区分】	78,200 円【2/3 減免】	39,100 円
減免支給額算定基準額の保護者等の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満 【第Ⅲ区分】	39,100 円【1/3 減免】	78,200 円

※ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合は各区分に該当しない場合があります。

※政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除+調整額)に 3/4 を乗じた額となります。

留意事項

- (1) 高等教育の修学支援新制度による「授業料等減免」は、学校が学生本人に代わって受け取り、その授業料に充当するものであり、学生本人(保護者等)が直接受け取るものではありません。したがって、授業料と「授業料等減免」との差額を学生本人(保護者等)が納付することになります。
- (2) 「授業料等減免」の支援は 1 度採用されますと、最短修業期間まで支援区分に応じて支援がなされます。支援区分に関しては年度途中にある学業等に係る基準及び家計に係る基準による審査により変更されます。また、年度途中に休・退学された場合は、翌月(月の初日に休・退学をした場合は当該月)から支援が停止することから、当月から学期末までの授業料(月額)を納付いただくことになります。
- (3) 日本学生支援機構給付奨学金の申請は年 2 回(4 月・9 月)実施予定です。4 月申請は前年 6 月、9 月申請は本年 6 月に確定した市町村民税情報に基づき、家計に係る基準の判定を行います。4 月申請で要件を満たしていなかった方でも 9 月申請では支援の対象となることがあります。

4 各種相談制度

ア 学生相談

学生相談室は、下記のための場所です。

- (1) 学生からの相談
- (2) 保護者等からの相談
- (3) 教職員に対するコンサルテーション

学生相談室では、学生の皆さんが心穏やかに、豊かで充実した高専生活を送れるよう、学校生活における様々な相談をお受けします。友人や家族との人間関係に関する悩み、就職か進学かという進路についての悩み、学業や寮生活に関する悩み等、特に大きな悩みでなくても何か心に引っかかることがあればいつでも気軽にご利用ください。学生相談室員は、皆さんの心に寄り添いながら、悩みを解決する糸口を見つけることができるようお手伝いをさせていただきます。相談内容についての秘密は必ず守りますので安心して「学生相談室」の札を掲示している室員の部屋をノックしてください。

本校の相談室には、室員(本校教職員)のほか、公認心理師・臨床心理士の資格を持つカウンセラーと社会福祉学に基づく支援を行うスクールソーシャルワーカーもいます。カウンセラーは、週に2〜3回来校し、図書館棟3階の学生相談室で学生、保護者等、教職員を対象に専門的なカウンセリングを行ってくれます。カウンセラーによる面談日等については、本校ホームページ及び各H・R教室や学生相談室に掲示してあります。ただし、それ以外の日時でもカウンセラーの都合がつけば面談ができますので、室員に申し出てください。スクールソーシャルワーカーは、週に1〜2回来校し、キャリアサポート相談室等で勉強のこと就職のことなど幅広い相談を受け付け、支援方法とともに模索します。

学生相談室専用メールアドレスを以下に記します。カウンセラーとの面談予約、相談室員との面談希望、また相談等に気軽にご利用ください。

soudan@t.kagawa-nct.ac.jp

イ 健康相談

毎年春季に学生定期健康診断を実施していますが、これとは別に毎月1回学校医による健康相談日を設けて、相談に応じています。

体に不安がある学生は相談してください。場所は保健室で、日時はその都度周知します。

また、毎月1回専門医(精神科医)によるこころの相談を実施しています。保健室で予約ができます。気になることがあれば、気軽にいつでも来室もしくは連絡してください。

hokenshitsu@t.kagawa-nct.ac.jp

ウ いじめ連絡窓口

本校では、「一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義しています。「いじめ」を受けている又は他の学生が「いじめ」を受けていることを知っている学生からの情報提供を以下のいじめ連絡窓口(Forms)で受け付けています。ささいなことでも構いません。気になることがあれば、気軽にいつでも連絡してください。

<https://forms.office.com/r/zF8suzEq3n>



5 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて(災害共済給付制度)

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における学生の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者等(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

ア 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲		給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○学校給食等による中毒 ○ガス等による中毒 ○熱中症 ○溺水 ○異物の嚥下又は迷入による疾病 ○漆等による皮膚炎 ○外部衝撃等による疾病 ○負傷による疾病		○医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用月額 1/10 を加算した額 ○入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)		障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円 [通学中の場合 1,500 万円]
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 [通学中の場合 1,500 万円]
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 [通学中の場合も同額]

(1) 学校管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合。
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合。
- 休憩時間にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合。
- 通常の経路及び方法により通学する場合。
- 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・学寮との間の合理的な経路、方法による往復中
- 学寮にあるとき。

以上の事項に該当すると思われる災害が発生した場合は、速やかに保健室に届け出て所定の手続きをとること。

(2) 給付の制限

- 給付事由が発生してから 2 年の間に請求を行わないときは、時効となります。
- 災害共済給付支給期間は、初診から最長 10 年間です。
- 第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けたとき(対自動車交通事故など)は、給付が行われません。
- 他の法令の規定による給付等を受けられるときは、給付が行われません。
- 非常災害(地震、津波、洪水など)で一度に大勢の児童生徒が災害に遭い、給付金の支払が困難になったときは給付が行われません。
- 学生の故意等による災害(自殺など)には給付が行われません。(ただし、いじめ、体罰その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等については、給付の対象となります。)

また、重過失(單車通学におけるスピード違反など)による災害については、一部給付の減額が行われます。

(3) 掛金 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定められた金額

(4) 給付金の支払い 保護者等名義の預金口座へ振込みます。

6 学生総合保険、学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

在学中不慮の事故への対策として学生全員が「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。しかし、この給付の対象は、「学校管理下(授業・実習・実験・部活動・登下校中など)における事故」に限定されており、学校管理下以外の事故や第三者への損害賠償は対象となりません。

このことから入学者説明会等で保険会社の資料を配布し、保護者等の判断による任意加入を促しています。

7 学校学生生徒旅客運賃割引証

学生が校外実習、課外活動、帰省などのため鉄道等を利用し、片道 100km を超えて旅行しようとするときは、学校から学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用することができます。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、使用に際しては、不正のないよう十分注意しなければなりません。

ア 学割証の交付を受けられる旅行は、次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限る。

- 休暇、所用による帰省
- 実験実習などの正課の教育活動
- 学校が認めた特別活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- 就職又は進学のための受験等
- 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 疾病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 保護者等の旅行への随行

イ 学割証で購入した割引乗車券(普通運賃の 2 割引)は、学生証を携行しないときは使用できない。

また、学生証は、係員の請求があったときは呈示しなければならない。なお、デジタル学生証は使用できないことがあるため、紙媒体の学生証を同時に取得しておくこと。

ウ 学割証を必要とするときは、所定の用紙に記入のうえ、学生支援係に願い出ること。

エ 学割証は、長期休業のための帰省などの場合を除き、できる限り 1 枚で往復乗車券を購入すること。
(往復乗車券の有効期間は、片道 100km を超えて 200km まで 4 日間他)

8 通学定期券

JR 等の通学定期乗車券を購入するときは、通学証明書が必要です。

通学定期乗車券は、住居の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について発行されます。通学証明書を必要とするときは、所定の用紙に記入・押印のうえ、学生支援係に願い出てください。

9 福利施設の利用

本校には、教職員と学生の福利厚生施設として、委託経営の食堂・売店が開設されています。

(1) 通常販売時間

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 売店 | 8 時 30 分～18 時 00 分(月～金、休日、長期休業等を除く) |
| 食堂 | ※令和 7 年 4 月 1 日現在休止中 |

(2) 販売品目

売店は、日用品・パン類・制服・体操服・作業服を取扱っています。

できる限り利用者の意見を反映させたいので、内容、価格、衛生状況その他気づいたことがあれば学生支援係へ意見を申出てください。

6. 学 生 支 援 関 係

- 1 香川高等専門学校高松キャンパス職業紹介業務運営規程
- 2 香川高等専門学校 高等専門学校専攻科入学及び大学編入学に関する推薦要項
- 3 香川高等専門学校表彰規程
- 4 香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程
- 5 香川高等専門学校図書館規程
- 6 香川高等専門学校図書館利用細則

香川高等専門学校高松キャンパス

職業紹介業務運営規程

平成21年10月1日制定

平成28年 4月1日一部改正

(前文)

第1条 香川高等専門学校長（以下「校長」という。）は、教育上の考慮と学校の特殊性にかんがみ、職業安定法第33条の2の規定に基づき香川高等専門学校高松キャンパス（以下「本校」という。）に在学する学生、本校を卒業し、又は退学した者（以下「学生等」という。）に対し、無料で職業紹介の業務を行うものとする。

(求人)

第2条 校長は、求人の申し込みを受理するに際し、その内容が法令に違反するとき、または賃金、労働条件のほか、本校の教育課程等にかんがみ著しく不適當であると認めるときは、その申し込みを受理しないことがある。

2 電話、郵便あるいは本校に出向く等により、求人の申し込みを受けた場合は、求人票に業務の内容、賃金、労働条件等を記入する。

3 求人の申し込みがあった場合は、求人者に対し求職者の従事すべき業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件等の明示を求め、必要に応じ求職者にこれらのことを口頭または掲示等の方法により明示するものとする。

(求職)

第3条 校長は、本校の学生等から求職の申し込みがあった場合は、これを受理し登録するが、その求職の内容が法令に違反するもの、あるいは本校の教育課程等にかんがみ著しく不適當であると認められるときは、これを受理しないことがある。

(紹介)

第4条 校長は、求職者に対しては、その者の履修した教育課程、その者の能力等に適合した職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。

2 労働争議中の工場、事業所等または閉鎖中の作業所等に対しては、原則として求職紹介を一時中止する。

(その他秘密の厳守)

第5条 本校の職業紹介業務の取扱者は、求人並びに求職について、求人者及び求職、その他の者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

香川高等専門学校 高等専門学校専攻科入学及び大学編入学に関する推薦要項

(目的)

第1条 この要項は、香川高等専門学校本科生の高等専門学校専攻科入学及び大学編入学に関わる校長推薦（以下「推薦」という。）について定める。

(手順)

第2条 「推薦による選抜」によって卒業後に進学しようとする者は、願い出によってキャリアサポートセンター小委員会（以下「小委員会」という。）での審査を受け、キャリアサポートセンター委員会（以下「委員会」という。）で了承後、推薦を得るものとする。

(成績要件)

第3条 本科の学業成績において、3, 4年生又は1から4年生までの学年末席次(割合)の平均が上位 1/2 以内であることを要件とする。ただし、本校専攻科創造工学専攻への推薦は、3, 4年生の学年末席次(割合)の平均が上位 1/3 以内であることを要件とする。

2 前項を満たさない場合は、小委員会の審議による。

(審査)

第4条 小委員会は、次の各号に基づき審査・選抜するものとする。

- 一 人物が優れていること。(懲戒等処分歴を考慮する。)
- 二 学業成績が優れていること。(学業成績の推薦要件を満足していること。)
- 三 推薦先の出願要件を満たしていること。
- 四 推薦人数が推薦依頼人数を超過しないこと。

(複数出願)

第5条 同時に複数の推薦による出願を認めない。

(見直し)

第6条 この要項は、「推薦による選抜」結果と成績の状況によって見直しを行うものとする。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の入学者から適用する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 17 日から施行し、平成 29 年度の入学者から適用する。

香川高等専門学校表彰規程

平成25年4月1日制定
一部改正 令和4年3月3日

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校学則第41条の規定に基づく学生の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者及び団体について行う。

- 一 学業成績が特に優秀で、かつ、人物が優れている者
 - 二 体育活動に卓越した技能を発揮し、本校の声価を高めた者及び団体
 - 三 文化・学術活動で文化や学術の向上発展に顕著な功績を収めた者及び団体
 - 四 学生会活動で顕著な功績のあった者
- 2 前項各号のほか、表彰に値する行為又は功績等のあった者及び団体

(被表彰者の選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、別表に定めたところによる。

(被表彰者の決定)

第4条 校長は、被表彰者を決定する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は選考基準に従い、卒業証書授与式の日又は必要に応じ行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に併せて、記念品を授与することができる。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。なお、この規程の施行日前に在学している者に係る学生の表彰については、なお従前の例による。

(参考) 令和3年度以前入学者の表彰規程第2条

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者及び団体について行う。

- 一 学業成績が特に優秀で、かつ、人物が優れている者
- 二 体育活動に卓越した技能を発揮し、本校の声価を高めた者及び団体
- 三 文化・学術活動で文化や学術の向上発展に顕著な功績を収めた者及び団体
- 四 学生会活動で顕著な功績のあった者
- 五 在学期間中に皆勤の者

(参考) 令和3年度以前入学者の表彰基準教育活動

賞名	該当する人物	表彰時期
皆勤賞	在学期間中に皆勤の者	5年生

香川高専表彰基準

平成25年4月1日制定
一部改正 令和4年3月3日

体育活動

賞名	該当する大会	該当する成績・人物	表彰時期
功労賞	全国高専大会	3位以上の成績を収めたチーム・団体	当該年度
		3位以上の成績を収めたチーム・団体に貢献をした者	5年生
		2位以上の成績を収めた者	5年生
	四国地区高専大会	3年連続優勝したチーム・団体	当該年度
		3年連続優勝したチーム・団体に貢献をした者	5年生
		3回以上優勝した者	5年生
	インターハイ(全国大会)	出場したチーム・団体	当該年度
		出場した選手	5年生
	国体	出場した選手	5年生・専攻科2年生
奨励賞	全国高専大会	3位以上の成績を収めた者	当該年度
	四国地区高専大会	優勝したチーム・団体	当該年度
		優勝した者	当該年度

文化活動

賞名	該当する大会	該当する成績・人物	表彰時期
功労賞	全国大会規模のコンクール	3位相当以上の成績を収めた団体	当該年度
		3位以上の成績を収めた団体に貢献をした者	5年生・専攻科2年生
		3位相当以上の成績を収めた者	5年生・専攻科2年生
	地区大会規模のコンクール	2年連続優勝に相当する成績を収めた団体	当該年度
		2年連続優勝に相当する成績を収めた団体に貢献をした者	5年生・専攻科2年生
		3回又は3作品以上優勝に相当する成績を収めた者	5年生・専攻科2年生
奨励賞	地区大会規模のコンクール	2位相当以上の成績を収めた団体	当該年度
		優秀賞に相当する成績を収めた者	当該年度

自治活動

賞名		該当する成績・人物	表彰時期
功労賞		学生会長を務めた者	5年生
		学生祭実行委員長を務めた者	5年生
奨励賞		学生会運営活動において顕著な功績のある者	5年生
		学生祭運営活動において顕著な功績のある者	5年生

教育活動

賞名		該当する人物	表彰時期
学業成績優秀賞		各学科等において推薦された1名	5年生・専攻科2年生

その他

賞名		該当する成績・人物	表彰時期
特別賞		上記には該当しないが、表彰に値すると認められる者又は団体	その都度検討

＜注＞表彰を受ける団体又は個人は、担当教員により推薦されることを条件とする。
 複数年に及ぶ実績を考慮する必要のない功労賞については、平成25年度からの実績を対象とする。
 複数年・複数回に及ぶ実績を考慮する必要のある功労賞については、平成24年度以前に遡り考慮する。
 平成24年度まで適用してきた旧規定は廃止する。

香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程

令和7年2月26日制定

(趣旨)

第1条 本規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）、香川高等専門学校学生準則及び学生心得（以下「学生準則等」という。）に違反した学生に対する懲戒・注意（以下「懲戒等」という。）について必要な事項を定める。

(懲戒等の種類)

第2条 学則第42条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学：学生としての身分を喪失させる。
- 二 停学：一定期間の謹慎を通して、反省及び改善を促す。
- 三 訓告：厳重に注意を与え、反省及び改善を促す。
- 2 前項の懲戒は校長が決定し、申し渡す。
- 3 停学の期間は修業年限に算入するものとする。
- 4 学則及び学生準則等に違反するが、懲戒には至らないと認められる場合は、注意を与える。
- 5 前項の注意は、学生主事、学生副主事、学生主事補、学科長（専攻科生においては専攻長）、担任が行う。

(懲戒等の対象行為)

第3条 懲戒等の対象となり得る行為は、次の各号のとおりとする。

- 一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）
- 二 試験・研究における不正行為（カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）
- 三 人の尊厳を侵害する行為（差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など）
- 四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為
- 五 暴力行為・危険行為（危険物の持ち込み、危険な薬物使用・所持など）
- 六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）
- 七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為
- 八 情報倫理に反する行為（プライバシーや著作権の侵害、SNSの不適切な利用など）
- 九 学生準則等に違反する行為（服装・通学方法などの規定違反）
- 十 その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為

(懲戒等の指針)

第4条 前条に掲げた行為に対する懲戒等の処分内容は別表のとおりとする。ただし、具体的な内容の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響等を含め総合的に勘案する。

- 2 過去に懲戒等を受けた者が、再び懲戒等に相当する行為を行った場合は、必要に応じてより厳格な懲戒等を行うことができる。

(懲戒等の対象となる行為の調査)

第5条 学生主事は、第3条に掲げられた懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長へ報告するとともに、学生小委員会で調査する。

- 2 学生主事は、必要に応じて学生小委員会委員以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、公正かつ十分な調査を行う。
- 4 調査及び事実確認を行うに当たって、対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒等の手続)

第6条 学生に対する懲戒等は、前条の調査結果及び対象行為を行った学生の弁明を踏まえて、原則として第4条に基づき、学生小委員会で審議し校長がこれを決定する。ただし、審議により懲戒に当たらないと判断された場合は、学生主事の判断により注意を与えることができる。なお、懲戒等の対象となる行為を行った学生が専攻科生の場合は、学生小委員会と専攻委員会の合同委員会により審議を行う。

- 2 前項において、停学が相当であると判断された場合は、停学期間についても併せて学生小委員会で審議し、校長がこれを決定する。
- 3 第1・2項において無期停学以上（無期停学・退学等）の処分が必要と判断される場合、企画運営会議を開きこれを審議決定する。
- 4 懲戒等の処分が決定する前であっても、校長が必要と判断した場合は、対象の学生に謹慎を命ずることができる。

(懲戒等と学籍異動)

第7条 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合は、原則これを受理しないものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

香川高等専門学校 学生標準処分基準表（第3条に対応）

懲戒等の対象となる行為	懲戒			注意
	退学	停学	訓告	
一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）	○	○	○	○
二 試験・研究における不正行為 （カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）		○	○	○
三 人の尊厳を侵害する行為 （差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など）	○	○	○	○
四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為		○	○	○
五 暴力行為・危険行為 （危険物の持ち込み，危険な薬物使用・所持など）	○	○	○	○
六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）	○	○	○	○
七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為		○	○	○
八 情報倫理に反する行為 （プライバシーや著作権の侵害，SNS の不適切な利用など）	○	○	○	○
九 学生準則等に違反する行為 （服装・通学方法などの規定違反）			○	○
十 その他，学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為	○	○	○	○

*規程第4条第2項に当てはまる事例の場合は，この限りではない。

香川高等専門学校図書館規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「内部組織規則」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 図書館は、図書及びその他の図書資料（以下「図書」という。）を収集、管理して、教職員・学生及び地域住民の利用に供し、その教育・研究並びに教養の向上に資することを目的とする。

（図書館長）

第 3 条 内部組織規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各キャンパスに置かれる図書館に、それぞれ図書館長を置く。

（任命）

第 4 条 図書館長は、校長が任命する。

（任期）

第 5 条 図書館長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（任務）

第 6 条 図書館長は、それぞれの図書館業務を掌理するとともに、両図書館間の調整を図る。

（委員会）

第 7 条 図書館の円滑な運営を図るため、内部組織規則第 22 条第 2 項の定めるところにより、香川高等専門学校図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（図書の管理）

第 8 条 図書館の管理する図書は、図書館に備え付けるもののほか、各学科等に備え付けることができる。

2 前項により各学科等に備え付けるものについては、図書館長の承認を得るものとする。

3 各学科等備え付けの図書の保管責任は、各学科等においてその責を負うものとする。

（利用者）

第 9 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 本校の教職員及び学生

二 本校以外の者で本校図書館の利用を希望する者

2 利用者は、この規程及びこの規程に基づく細則等を順守しなければならない。

3 前項の規定に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、又は禁止することがある。

（個人情報の漏えい防止）

第 10 条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第 4 条第 5 号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報

管理規則（機構規則第 65 号第 40 条）の規定に基づき，その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（補足）

第 11 条 この規程に定めるもののほか図書館の運営及び利用に関し必要な細則は別に定める。

（雑則）

第 12 条 図書資料を利用者の閲覧に供するため，図書資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規程は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 22 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 23 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 27 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

香川高等専門学校図書館利用細則

平成22年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川高等専門学校図書館規程第11条の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 香川高等専門学校学則第5条第3号から第6号に定める休業日（以下、「休業日」という。）の土曜日
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に休館することができるものとする。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日 8時30分から20時まで
 - 二 土曜日 10時から16時30分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、休業日の開館時間は8時30分から17時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めた場合は開館時間を変更することができるものとする。

(利用の区分)

第4条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分により図書館を利用することができるものとする。

- 一 図書館の所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）の館内閲覧
- 二 図書館資料の館外貸出
- 三 参考調査
- 四 文献複写
- 五 他の図書館の利用

(利用者手続き)

第5条 学生は学生証、教職員は本校の身分証明書をもつて図書館利用者カードとする。

- 2 一般利用者が図書館を利用する場合は、香川高等専門学校図書館一般利用者利用細則（平成22年10月1日制定）第4条に定める手続きを行うものとする。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、閲覧室又は指定された場所で閲覧するものとする。

- 2 開架図書及び学術雑誌等の閲覧が終わったときは、所定の位置に返却するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 館内においては静粛を旨とし、雑談、飲食、喫煙等館内の秩序を乱し、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 二 図書館資料を無断で館外に持ち出してはならない。
- 三 その他、図書館員の指示に従わなければならない。

(館外貸出)

第8条 図書館資料の館外への貸出しを希望する者は、所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。ただし、次に掲げる図書は、原則として貸出を行わない。

- 一 雑誌の最新号

二 その他、図書館長が指定した図書

(貸出冊数及び貸出期間)

第9条 館外貸出できる冊数及び期間は次のとおりとする。

利用者	貸出区分	図書・雑誌			視聴覚資料	
		図書冊数	雑誌冊数	期 間	点数	期間
教職員	通 常	10冊	5冊	1ヶ月	2点	2週間
学 生	通 常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間
	長期休業	図書館長指定冊数		図書館長指定期間		
	4年次の 専門科目 及び 卒業研究	5冊	5冊	3ヶ月以内		
一般利用者	通 常	5冊	5冊	14日以内	2点	2週間

- 2 前項の規定にかかわらず、特に図書館長が必要と認めた場合は、冊数および期間を変更することができる。

(貸出図書の予約)

第10条 貸出中の図書について、返却後最初の貸出を希望する者は予約することができる。

(貸出図書の返却及転貸の禁止)

第11条 貸出を受けた図書は、所定の期日までに返却しなければならない。また、他の者に転貸してはならない。

- 2 次の各号に該当する場合は、貸出中の図書等を直ちに返却しなければならない。
- 一 本校の教職員が、退職、休職、又は転出するとき。
 - 二 本校の学生が、卒業、修了、退学、休学、留学、停学又は除籍の場合
- 3 図書館長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても、点検又は返却を求めることができる。

(研究室備付け図書)

第12条 研究室の予算で購入した図書等は、第9条の規定にかかわらず研究室備付け図書として長期間貸出を行うことができる。

(弁償責任)

第13条 利用者は故意又は過失により施設、設備及び機器を損傷し、又は図書館資料を紛失若しくは損傷した場合は、図書館長の指示に従い、速やかに弁償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長がやむを得ないと認めたときは、免除することができる。

(利用の停止)

第14条 図書館長は、この細則に違反した者で図書館長の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止することができる。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

7. 学 生 寮 関 係

- 1 香川高等専門学校学生寮管理運営規則
- 2 香川高等専門学校学生寮管理運営細則

香川高等専門学校学生寮管理運営規則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校学則第58条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、教育施設の一環として、学生の修学に便宜を供与し、共同生活の人間関係を通して、貴重な生活体験を得させるとともに、学生（以下「寮生」という。）の秩序と互助の精神を養うことを目的とする。

(生活規律)

第3条 寮生は、学生寮関係諸規則を遵守し、寮生活の充実に努めなければならない。

(管理責任者)

第4条 学生寮の管理運営責任者は、校長とする。

2 高松キャンパス及び詫間キャンパスの寮務主事は、校長の命を受け、学生寮に関する教育的管理運営の業務を掌理する。

(寮務委員会)

第5条 学生寮の管理運営に関する事項については、寮務委員会において審議する。

(学生寮の名称等)

第6条 学生寮の名称は、高松キャンパスは清雲寮（南寮、北寮、西寮、国際寮）とし、詫間キャンパスは七宝寮及び国際紫雲寮とする。

2 清雲寮の南寮及び北寮には男子学生を入寮させ、西寮には女子学生を入寮させる。

3 七宝寮には男子学生を入寮させる。

(学生寮の指導方針)

第7条 教員は、寮務主事の指揮監督のもとに、寮生の学習、生活の指導及び助言に当たり、学校生活への適応を促進するとともに、規律ある共同生活を行わせることにより、協調精神の養成及び資質の向上を図り、将来にわたっての人格形成に資するための素養を養うよう努めるものとする。

(寄宿料)

第8条 寄宿料については、学則及び別に定める入学料、授業料の免除、徴収猶予及び寄宿料の免除取扱規程に定めるところによる。

(その他の経費)

第9条 寮生は、学生寮における生活上必要な食費及びその他の経費を納付しなければならない。

2 第8条及び第9条の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(注意義務及び損害賠償等)

第10条 寮生は、学生寮の施設、設備を大切に使用しなければならない。

2 寮生が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 寮生は、自己の所持品の管理をするとともに、定められたもの以外を寮内に持ち込んで서는ならない。

(宿日直)

第11条 学生寮宿日直勤務については、学生寮宿日直規程による。

(雑則)

第12条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

香川高等専門学校学生寮管理運営細則

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、香川高等専門学校学生寮管理運営規則第 12 条の規定に基づき、香川高等専門学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(学生寮での教員の役割)

第 2 条 教員は、次の各号に掲げる事項により寮生の指導に当たるよう努めるものとする。

- 一 学生寮内の秩序維持
- 二 学習相談会
学習会及び自学自習に対する指導助言
- 三 生活指導
学生寮生活日課時間表に基づく規則正しい生活習慣の指導、学生寮関係規則遵守の監督及び指導、身だしなみ並びにマナー向上への指導
- 四 寮生相談
- 五 健康管理
- 六 外泊者・外出者及び面会者の把握
- 七 事故発生時の処理
- 八 学生寮内の環境整備
- 九 その他、寮務主事が定める指導

(入寮・継続在寮・退寮)

第 3 条 入寮を希望する者は、入寮願（第 1 号様式）を、高松キャンパス又は詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 入寮願を提出し、入寮の許可を受けた者は入寮誓約書（第 2 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出する。
- 3 入寮の時期は、学年の初めを原則とする。
- 4 入寮期間は、1 年間（学年末まで）とする。なお、引き続き在寮を希望する者は、継続在寮願（第 3 号様式）を各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 5 入寮者及び継続在寮者の選考は、次の各号の上位に該当する者を優先し、寮及び学校での生活態度、自宅からの通学所要時間及び学年等を考慮し寮務小委員会において行う。
 - 一 自宅からの通学所要時間が片道 1 時間以上の本科新入学生、新留学生、新編入学生及び新キャンパス間転科生
 - 二 自宅からの通学所要時間が片道 1 時間以上であり、過去 1 年間における寮での違反や指導を受けたことが全くなく、寮務小委員会が生活態度良好と認めた者
 - 三 上記に該当しない者
- 6 共同生活に適しないと認められる者は、寮務小委員会の審議を経て、入寮の許可をしないことがある。
- 7 年度途中での入寮は、寮務小委員会の審議を経て、認めることがある。
- 8 退寮を希望する者は、退寮願（第 4 号様式）を、各キャンパスの寮務主事を通じて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休寮・復寮)

第 4 条 寮生は、疾病、その他特別な事情がある場合は、その事由がなくなるまでの期間、休寮願（第 5 号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて休寮することができる。

- 2 休寮の事由がなくなった場合は、復寮願（第 6 号様式）を提出し、寮務主事の許可を受けて復寮することができる。

(寮生への指導)

第 5 条 法律、学則、学生準則及びその他学生寮関係諸規則に違反した者については、注意、主事注意、停寮及び退寮の指導を行う。

- 2 注意、主事注意及び停寮の指導については寮務小委員会、退寮の指導については寮務委員会の審議を経て行う。
- 3 指導の基準は、学生寮における処置に定める。

(日課)

第6条 日課時間表は次のとおりとする。

起	床	7 : 2 5
朝	食	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0
登	校	8 : 3 0
昼	食	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 5 0
入	浴	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 5 0
夕	食	1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
自 習 時 間		2 0 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
門 限		2 1 : 5 0
消 灯		2 3 : 0 0 (1 ~ 3 年 生)
		2 4 : 0 0 (4 年 生 以 上)

(生活区域)

第7条 寮生は、お互いに異性の生活区域に立ち入ってはならない。なお、生活区域については、各キャンパスの寮務主事が指定する。

(部外者の立入禁止)

第8条 部外者を、学生寮敷地及び学生寮建物内に立ち入らせることは、禁止する。

(寮生役員及び組織)

第9条 学生寮における充実した共同生活を自律的に運営するために、次の各号に掲げる役員を置き、寮生役員会(別表第1)を設ける。

- | | | | | | |
|---|---------|----|----------|----|--------|
| 一 | 寮長 | 1名 | | | |
| 二 | 副寮長 | 4名 | (国際寮長含む) | | |
| 三 | 点呼風紀委員長 | 1名 | 点呼風紀副委員長 | 1名 | 委員 若干名 |
| 四 | 厚生文化委員長 | 1名 | 厚生文化副委員長 | 1名 | 委員 若干名 |
| 五 | 安全衛生委員長 | 1名 | 安全衛生副委員長 | 1名 | 委員 若干名 |

2 委員会等

前項に規定する委員長を議長とする各委員会を設ける。

(役員の選出)

第10条 寮長は、全寮生の選挙によって選任され、各キャンパスの寮務小委員会の審議に基づき、寮務主事が任命する。

- 2 寮長以外の寮生役員は、寮生の選挙又は互選によって選出し、寮務主事が任命する。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 寮長は各キャンパスの寮生を代表する。
- 二 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 三 点呼風紀委員長は寮内の規律維持向上及び低学年の指導にあたる。
- 四 厚生文化委員長は寮生の親睦を促進し、寮生活を豊かにする諸行事にあたる。
- 五 安全衛生委員長は寮生の保健衛生、環境整備の向上促進、災害の防止にあたる。
- 六 各副委員長は各委員長を補佐し、各委員長に事故あるときは、その任務を代行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1月から12月までとし、再任は妨げない。

- 2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙管理委員会)

第13条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び選挙管理委員をもつて構成する。

- 2 選挙管理委員長は選挙の都度、各キャンパスの寮務小委員会が指名する。
- 3 選挙管理委員長は選挙の都度、選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会を招集する。
- 4 選挙管理委員会は次の各号を審議し実施する。
 - 一 選挙の公告と選挙日程の通知
 - 二 投票及び開票

三 開票結果の通知

四 その他選挙に関する事項

(学生寮自衛防災組織)

第14条 火災等の災害発生に際して、寮生の安全確保に当たるために、学生寮自衛防災隊（別表第2）を組織し、学生寮防災避難要領（別表第3）に基づき、年1回は必ず避難訓練を実施する。

(寮生の責務)

第15条 寮生は役員のもと各運営に積極的に関わる。

(持込物品について)

第16条 自室で使用できる電力量を考慮して電気機器を使用する。ただし、ヒーター類の持ち込みは禁止する。

2 自室以外の持込物品については、各キャンパスで別に定める。

(物品の保管)

第17条 所持品で記名可能なものは、全て記入し、常に整頓しておく。

2 貴重品には特に留意し、盗難にあわないように心掛ける。

3 寮施設及び各室備え付けの設備を滅失、汚損又は破壊したり移動させたりしてはならない。これらの場合、事情によっては弁償させることがある。

4 運動用具、その他の使用は所定の手続きを経て大切に扱う。

5 盗難その他の事故が発生した場合は、速やかに各キャンパスの寮務主事に届け出なければならない。

(その他)

第18条 この細則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

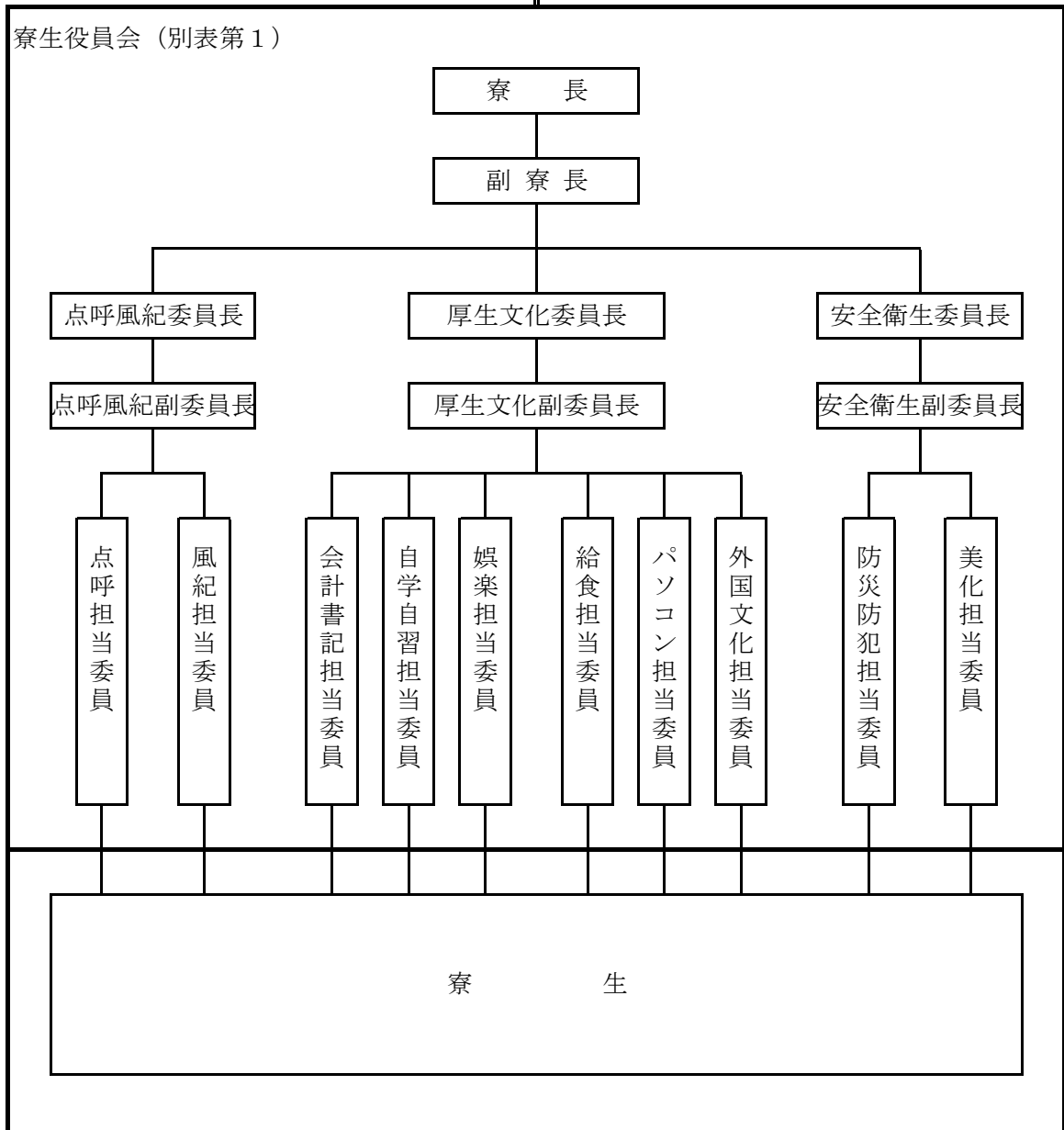
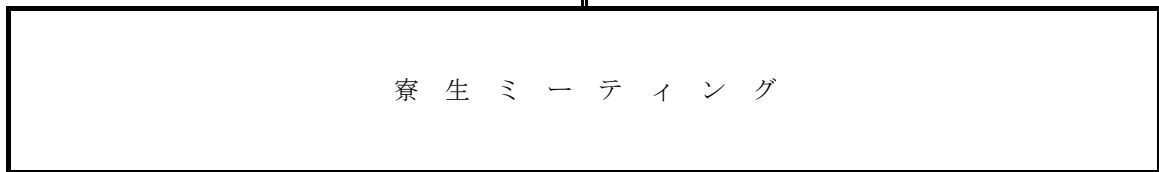
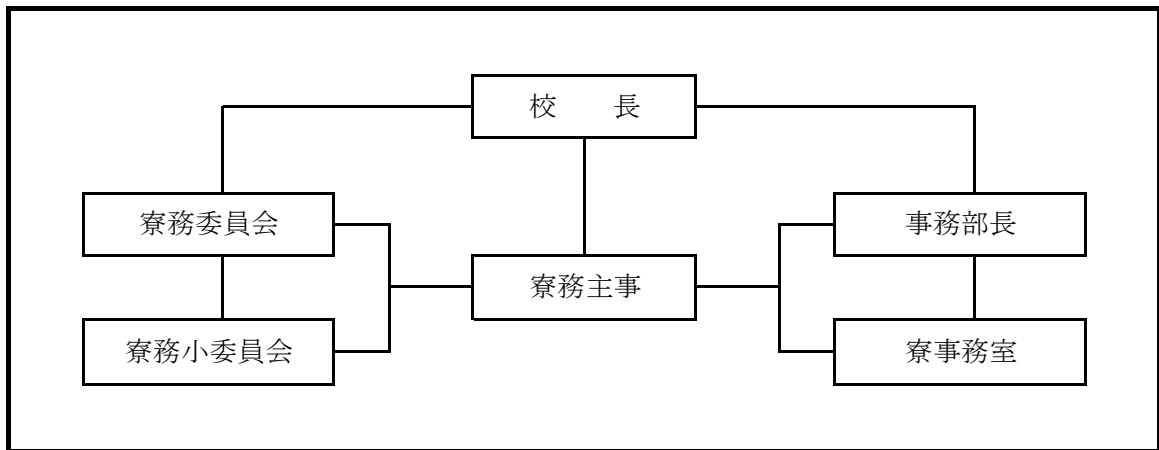
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

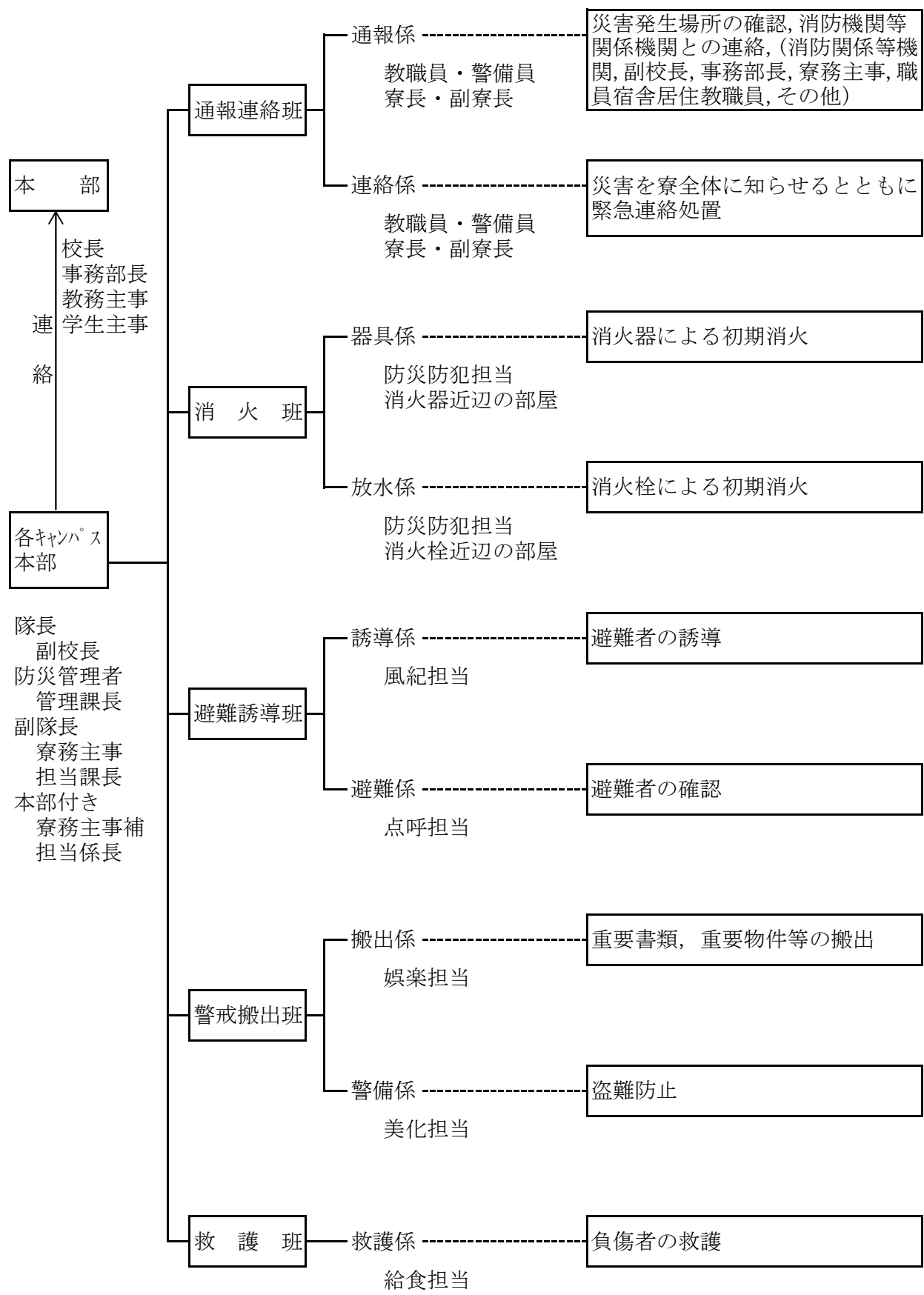
この細則は、令和6年4月1日から施行する。



別表第2

香川高等専門学校学生寮自衛防災隊

(香川高等専門学校防災規程第5条第2項関係)



学生寮防災避難要領

＜火災の場合＞

平成23年 4月 1日制定

	寮 生	教職員等・（教職員・警備員）
火災発見	「火事だー」と廻りの人に知らせる。 近くにある火災報知器を押す。	宿日直室(管理棟)の火災報知器 制御盤で確認し急行する。
火災通報	↓ 火災発見者は、近くの放送設備 から、出火場所と避難の放送	↓ 現場の状況を把握して、近くにある 放送設備又は宿日直室(事務室) の緊急放送設備で、全寮生に 避難場所と避難の放送
避難	↓ 冷静に行動し、指示された避難場所へ 避難場所では、各フロアに整列	↓ 消防署への通報を校舎地区警備員に指示 (校舎地区警備員は消防署及び緊急連絡先へ連絡)
避難誘導	↓ 点呼担当・風紀担当委員は各フロア の寮生を避難誘導	↓ 避難誘導し、避難場所へ
部屋確認	↓ 点呼担当委員は各フロアの寮生が 全員避難しているか確認	↓
点呼	↓ 点呼担当委員は各フロアの点呼を行い、 点呼風紀委員長へ報告	↓ 避難場所で整列を指示
点呼報告	↓ 点呼風紀委員長は全員の安否を確認後 寮長へ報告	↓
	↓ 寮長は教職員等へ報告	↓ 点呼の報告をうける。
待機場所	↓ 教職員等の指示に従って待機場所へ	↓ 適切な場所へ寮生を誘導

※ 年1回以上避難訓練を行う。

＜火災以外の非常時＞

寮生は、教職員等の指示に従う。

手順については、＜火災の場合＞を準用する。

8. 学 生 会 関 係

- 1 香川高等専門学校高松キャンパス学生会会則
- 2 香川高等専門学校高松キャンパス学生会準則
- 3 香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会会則

香川高等専門学校高松キャンパス学生会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、香川高等専門学校高松キャンパス学生会と称する。

第2条 本会は、学校の指導のもとに各人に自由と責任により積極的に自治能力を養い、会員の協力により学校生活の充実と良き校風の樹立を図り、もって本校の教育方針の達成に資することを目的とする。

第3条 本会の決議事項は、校長の承認を経て施行される。

第2章 会員及び指導教員

第4条 本会は、本校高松キャンパス学生全員をもって構成する。

2 本校学生は入学と同時に本校学生会の構成員となるものとする。

3 本会は校長によって任命された教員を指導教員とする。

4 本会各機関に指導教員を定めなければならない。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、庶務3名

2 会長、副会長は、会員の総選挙によって選出する。書記、会計、庶務は会長が任命し、年度始めの学生総会にて承認を得る。

第6条 会長は、本会を代表してその会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は、記録の保管、書類の作成、公示発送、收受、本会備品の保管等を行う。

4 会計は、金銭の出納、会計帳簿の整理、保管、決算書の作成等を行う。

5 庶務は、学生会行事の運営、記録、動画作成、学生会備品の管理を行う。

第7条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とし、欠員を生じた場合はその都度補充する。

第4章 会

第8条 本会には次の会を置く。

学生総会、役員会、学級会、体育・文化部長会、予算委員会、監査委員会、選挙管理委員会、学生祭執行委員会、学生会誌編集委員会

第1節 学生総会

第9条 学生総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

第10条 総会にはかる事項は、次のとおりである。

- (1) 予算の議決
- (2) 決算報告の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 部の設置
- (5) 臨時費の徴収
- (6) 事業計画

(7) その他学生会に関する重要事項

第 11 条 総会は毎年 1 回 4 月にこれを開く。ただし、必要あるときは臨時にこれを開くことができる。

第 2 節 役員会

第 12 条 役員会は、役員をもって構成し、本会の最高執行機関である。

第 13 条 役員会は、次の任務を行う。

- (1) 総会の決議事項及び委任された事項の執行
- (2) 予算案の作成
- (3) 決算報告
- (4) 事業計画の立案及び執行
- (5) 総会における経過報告
- (6) 会則変更案の作成
- (7) 総会への議題の提出
- (8) 渉外事項の整理
- (9) 学生会活動の調整及び円滑化のための諸事項

第 3 節 部長会

第 14 条 部長会は、次のとおりとする。

文化部長会、体育部長会

第 15 条 文化部長会は、文化に関する部同好会の長、体育部長会は、体育に関する部同好会の長をもって構成し、それぞれクラブ活動に必要な事項を執行する機関である。

第 16 条 各部長会において、会長 1 名を選出する。

第 17 条 部長会は、次の任務を行う。

- (1) 総会への提案
- (2) 役員会から委任された事項の執行
- (3) 役員会へ提出する各部の予算要求協議、調整
- (4) 部活動の連絡、調整

第 4 節 選挙管理委員会

第 18 条 選挙管理委員会は、第 4 学年の各学科の学級委員をもって構成し、役員選挙並びに解職投票に関する事務を行う。

第 19 条 選挙管理委員会は、次の任務を行う。

- (1) 役員の選挙に関する一切の事務
- (2) 解職投票に関する一切の事務
- (3) 選挙に関して本会則に規定のない事項の決定

第 20 条 選挙管理委員会は、投票日 1 ヶ月前に結成し、選挙に関する一切の任務が完了してのち解散する。ただし、役員に欠員が生じた場合、又は解職要求が選挙管理委員に提出された場合は直ちに結成する。

第 21 条 選挙管理委員会の委員は、選挙運動その他これに類似の行為を行ってはならない。

第 5 章 会 議

第 22 条 学生総会は、毎年 1 回以上開く。次の場合は臨時に開かなければならない。

- (1) 会員の 3 分の 1 以上から要求があったとき。

(2) 役員会から要求があったとき。

2 部長会は、毎年1回以上開く。

第23条 役員会議は全員、その他の会議は構成人員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第24条 決議は、2分の1以上の出席の場合は3分の2以上の賛成で、また、3分の2以上の出席の場合は過半数の賛成で可決する。

第25条 議案及び開会日時は少なくとも開会3日前までに会員に公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第26条 部長会から提出される議案は、すべて役員会を経なければならない。

第27条 議長は、その都度選出し、役員会においては会長がつとめる。

第28条 指導教員は、本会各機関の運営の指導に当たり、会議に出席して助言することができる。

第6章 会計及び監査

第29条 本会の経費は、会費及び入会金その他の収入による。

第30条 本校の学生は、入学と同時に会員となり、次の会費を納入しなければならない。

入 会 金 5,000 円

会 費 年額 7,200 円

2 会費は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）にわけ、各期の始めに半年分を納付しなければならない。

3 既納の会費及び入会金は返済しない。

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第32条 本会は監査委員会を置き、本会の会計を監査する。

2 監査委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員3名で構成される。

3 監査委員会の委員長と副委員長の選出、解任は役員選挙に準ずる。

4 監査委員会の委員3名のうち2名は、文化部長会と体育部長会からそれぞれ1名を選出し、残り1名は委員長が任命する。

5 監査委員は、他のすべての役職を兼任することができない。

第33条 監査は、少なくとも毎学期1回以上行い、それらの結果を総会に報告しなければならない。

第7章 役員選挙及び解職要求

第34条 会員は、すべて選挙権及び被選挙権を有する。

第35条 立候補しようとする者は、その受付期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 会長の立候補者がいない場合は、各学級から1名ずつの推薦候補者を立てるものとする。

副会長の立候補者がいない場合は、後日、会長が任命し、年度始めの学生総会にて承認を得るものとする。

第36条 当選は、会員の3分の2以上の投票を必要とし、かつ、次の各号によって決定する。この場合過半数とは、投票総数の過半数をいう。

(1) 立候補者が定員の場合は信任投票を行い、過半数の得票者を当選とする。

- (2) 立候補者が定員を超える場合は、上位得票者から当選とし、同数得票者間において順位を定める必要が生じたときは、その者についての決選投票によって決定する。
- 第 37 条 役員の解職を要求する者は、会員の 3 分の 1 以上の連名をもって選挙管理委員に解職要求書を提出しなければならない。
- 第 38 条 解職要求書が提出された場合は、1 ヶ月以内に当該役員の信任投票を行わなければならない。
- 第 39 条 有権者総数の 4 分の 3 の投票、有権者総数の 3 分の 2 の不信任票がなければ役員は解任されない。

第 8 章 部

- 第 40 条 部は文化部、体育部とする。
- 第 41 条 文化部、体育部をその活動内容に応じて相当数の部及び同好会に分ける。
- 2 各部、同好会は、互いに連絡をとりながらその活動を調整し、円滑な運営、活動を行わなければならない。
- 3 部及び同好会の種類は、別途定めるものとする。

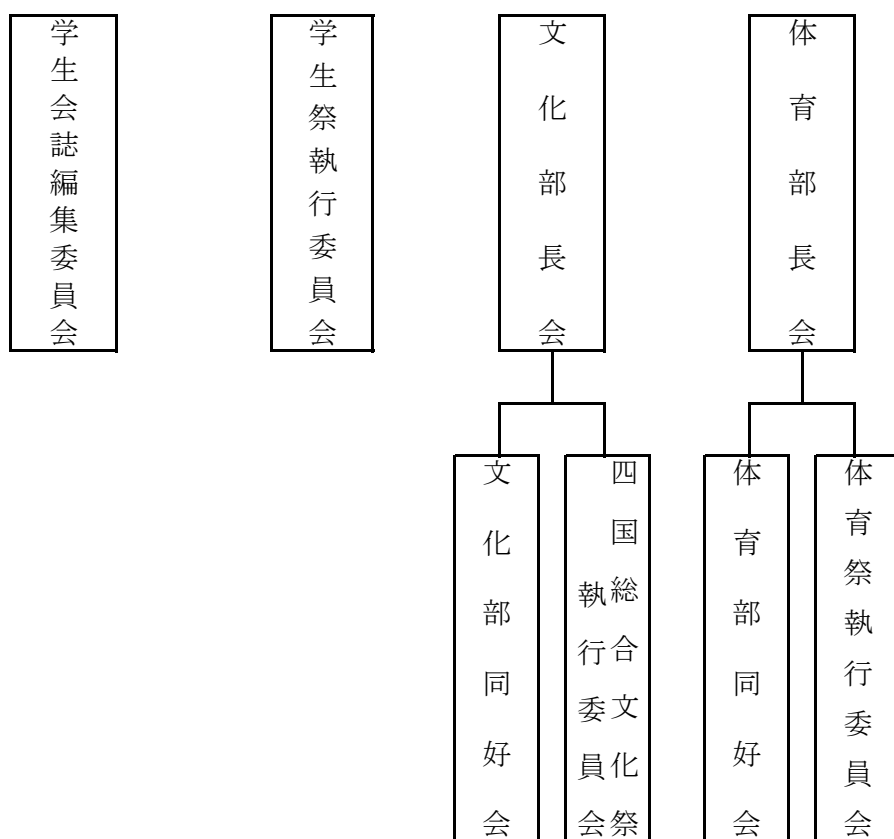
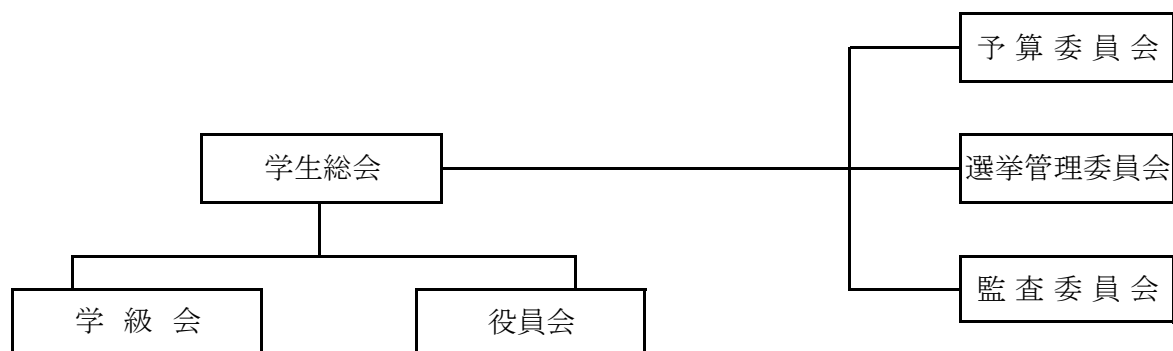
附 則

この会則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 11 月 24 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

学生会組織



香川高等専門学校高松キャンパス学生会準則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 条 香川高等専門学校高松キャンパス学生会（以下「学生会」という。）は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 2 条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、良い校風をつくる態度を養う。
- 二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- 三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- 四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- 五 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第 3 条 学生会活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- 二 学生会は、本来の目的使命に則って活動し、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱す活動を行ってはならない。
- 三 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。
- 五 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第 4 条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 5 条 学生会に、総会、評議会、役員及び部を置く。

- 2 総会は少なくとも年一回開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 役員は、全会員の選挙により選出し、学生会の事務を処理する。
- 5 学生は、その希望によって部に所属するものとする。

第 6 条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

- 2 規約中には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名 称

- 二 目 的
- 三 構 成
- 四 組 織
- 五 役員の種類，任務及びその任期
- 六 総会，評議会の機能と権限
- 七 部の種類とそれらの機能
- 八 会費に関する事。
- 九 会計に関する事。
- 十 校長の最終決定権や担当の教員の指導に関する事。
- 十一 会議の召集に関する事。
- 十二 部活動の連絡調整に関する事。
- 十三 選挙に関する事。
- 十四 会議・各部・会計・選挙等の細則に関する事。
- 十五 事業計画及び予算決算に関する事。
- 十六 規約の改正に関する事。
- 十七 規約発効の期日に関する事。

第7条 学生会は，毎年度，事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け，また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第8条 学生会の指導については，校長の命を受けて，学生主事が総括する。

- 2 各部にそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は，校長が命じ，学生主事の総括のもとに，部の活動の指導に当たる。

附 則

この準則は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会会則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、香川高等専門学校高松キャンパス学生会監査委員会と称する。

第 2 条 本会は、学生団体の健全かつ円滑な運営とその活動を支援または活性化することを目的とする。

第 2 章 役員及び指導教員

第 3 条 本会に次の役員を置く。

委員長 1 名，副委員長 1 名，監査委員 1 名，文化部監査委員 1 名，
体育部監査委員 1 名

第 4 条 役員は次の方法により選出される。

1. 委員長・副委員長・・・・役員選挙
2. 監査委員・・・・委員長の任命
3. 文化部監査委員・・・・文化部長会から選出
4. 体育部監査委員・・・・体育部長会から選出

第 5 条

1. 委員長は、本会を代表してその会務を総括する。
2. 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 監査委員は主に学生団体の監査活動を行い、会議でそれぞれの活動を審議する。
4. 文化部・体育部監査委員はそれぞれの部・同好会を中心とした監査活動を行う。

第 6 条 監査委員は他の全ての役職を兼任できない。

第 7 条 役員の任期は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、欠員を生じた場合はその都度補充する。

第 8 条 本会は校長によって任命された教員を指導教員とする。

第 3 章 会 議

第 9 条 本会には次の会議を置く。

一般会議，特別会議，学生団体審査会議

第 10 条 一般会議は役員で構成され、本会の内務に関する決議機関である。

第 11 条 一般会議は每学期 1 回以上開かなければならない。

第 12 条 特別会議は役員で構成され、本会の渉外に関する決議機関である。

第 13 条 特別会議はその必要に応じて随時開くものとする。

第 14 条 学生団体審査会議は役員で構成され、学生団体の処分に関する決議機関である。

第 15 条 学生団体審査会議は毎年 1 回以上開かなければならない。

第 16 条 全ての会議は全員参加を原則とする。

第 17 条 学生団体審査会議は全員、その他の会議は委員の 5 分の 3 以上の出席をもって成立する。

第 18 条 決議は全て過半数以上の賛成で可決する。

第 19 条 本会はそのものが執行機関を成し、執行責任は委員長が負うものとする。

第 4 章 監査活動

第 20 条 本会には次の監査活動を置く。

会計監査，部活動実地査察

第 21 条 全ての監査活動は全員参加を原則とする。

第 22 条 会計監査は学生団体の会計処理を精査するものであり，毎学期 1 回以上行わなくてはならない。

第 23 条 委員長は会計監査の結果を部長会にて発表しなければならない。

第 24 条 部活動実地査察は部活動の活動状況を把握するために行い，委員長の判断により不定期に行うものとする。

第 25 条 部活動実地査察は複数の役員で行わなければならない。

第 5 章 学生団体に関する規約

第 26 条 学生団体に次の区分を設ける。

部，同好会，非公認の学生団体（愛好会）

第 27 条

1. 部と同好会をまとめて部活動と呼ぶ。
2. 部には文化部と体育部とがあり，各部長会を構成する。
3. 同好会は部に満たない学生団体を指す。

第 28 条 部活動の成立条件は次のように定める。

1. 文化部は 10 名以上の部員と 1 名以上の顧問教員で成立する。
2. 体育部は 10 名以上の部員と 2 名以上の顧問教員で成立する。
3. 同好会は 5 名以上の部員と 1 名以上の顧問教員で成立する。

第 29 条 部活動の昇格・降格基準は次のように定める。

・昇格条件

1. 活動内容・成績が特に優れ，部の成立条件を満たした同好会

・降格条件

1. 部の成立条件を満たさず，部活動内容の薄い部
2. 学生祭・総合文化祭に出場しない文化部。
3. 高専大会に出場しない体育部。
4. 経験者である顧問が必要であるが，顧問教員が不在の体育部。

第 30 条 部活動の降格・解散において次の規定を設ける。

1. 監査委員会の決議により降格・解散に相当した部活動は，代表者を特別会議に出席させなければならない。代表者欠席の場合は，顧問教員への聞き取りを行い，特別会議の代わりとする。
2. 解散が妥当であると判断された部活動については，実地査察および特別会議の内容をもとに作成した監査委員会所見を学生会および学生主事に提出し，双方の判断を仰ぐ。
3. 降格または解散の決定は，学生会役員会議の所見をもとに，学生小委員会及びクラブ顧問会議で審議を経て行われる。

第 31 条 部活動には次の書類の提出義務を課す。

1. 部・同好会報告書・・・・・・・・・・毎年度 1 枚
2. 同好会継続願（同好会のみ）・・・・毎年度 1 枚

これらの書類の提出が無い部活動は、予算減額や降格の対象といった厳重処分を受ける。

第 32 条 学生団体の予算設定は学生会会計と相談して決定すること。ただし予算の限度額は部 50 万円程度まで、同好会 5 万円程度までとする。

第 33 条 学生団体の会計処理は支出伺いによってのみ行ない、その他の手段で予算使用を認めてはならない。

第 34 条 学生団体の予算使用について次の制限を設ける。

1. 各団体に関連性の無い物品の支出を認めない。
2. 個人目的の可能性のある物品の支出を認めない。

その他、監査委員の裁量によって支出を制限する場合がある。

第 35 条 部活動の予算使用は、原則として団体運営に欠かせないものから順を追って支出し、不足分が発生した場合はそれ以上の支出を行なわない。

第 36 条 不可避の事由により予算超過をしてしまった学生団体には、部活動充実費を支給することがある。

第 37 条 大幅な予算超過や無計画な会計処理による不足分には部活動充実費を支給しない。

第 38 条 活動内容・成績などが特に優れている学生団体またはその代表者を、本会から表彰対象として推薦することができる。

第 39 条 学生団体にその他の過失が認められた場合、その程度に応じた処分を本会が行うことができる。

第 6 章 学生団体に対する処分

第 40 条 様々の集会・会議などに参加しない学生団体には、最大で 2 割の予算減額を施行できる。

第 41 条 会計処理を偽証した学生団体には、最大で 5 割の予算減額を施行できる。

第 42 条 事件事故を発生させた学生団体は、学校側の処分に従わなくてはならない。

第 43 条 これらの処分の審議・決定は学生団体審査会議で協議するものとする。

第 44 条 予算減額についての処分が重複した場合は、減額率の最も大きいもののみを適用する。

第 45 条 改善勧告や改善命令を受けた学生団体は、その内容を早急に履行しなければならない。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

9. 施設等の利用関係

- 1 香川高等専門学校情報基盤センター規程
- 2 香川高等専門学校情報基盤センター利用細則
- 3 情報基盤センター（高松キャンパス）利用上の注意
- 4 地域イノベーションセンター利用細則
- 5 香川高等専門学校サーキットトレーニングセンター使用内規
- 6 香川高等専門学校サーキットトレーニングセンター使用心得
- 7 香川高等専門学校部室使用心得

香川高等専門学校情報基盤センター規程

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第17条第4項の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における情報処理教育、ネットワーク利用及び学術研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- 二 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- 三 情報処理教育に関すること。
- 四 校内情報システムに関わる情報セキュリティの維持に関すること。
- 五 電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- 六 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター室員 若干名

2 センターに次の各号に掲げる室を置く。

- 一 PC管理室
- 二 ネットワーク管理室
- 三 教育研究推進室

(センター長)

第5条 センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センターは、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び室員)

第7条 第4条第2項各号に定める各室に室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長、副室長及び室員の任期は1年とし、本校教職員のうちから校長が任命する。
- 3 室長は、センター長の命を受け、別表に掲げる各室に関する業務を掌理する。

- 4 副室長は、室長を補佐し、各室の業務を整理する。
- 5 室員は、室長、副室長の下に各室の業務を処理する。

(センターの利用)

第8条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校情報基盤センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第10条 センターに係る事務は、総務課、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	業 務 内 容
PC管理室	教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。 電子計算機利用の支援に関すること。
ネットワーク管理室	情報ネットワークの運用と管理に関すること。 校内情報システムに関わるセキュリティの維持に関すること。 ネットワーク利用の支援に関すること。
教育研究推進室	情報処理教育に関すること。

香川高等専門学校情報基盤センター利用細則

平成23年3月3日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川高等専門学校情報基盤センター規程第8条の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の利用について定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 学生の情報処理教育に関する授業及びこれに伴う演習
- 二 学生の実験実習及び卒業研究等
- 三 教職員の研究及び研修
- 四 その他センター長又は副センター長（以下「センター長等」という。）が必要と認めた場合

(利用者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該キャンパスの教職員
- 二 当該キャンパスの学生
- 三 情報セキュリティ副責任者が許可した者

(利用時間)

第4条 センターの利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 センターの利用時間は、別表に掲げるとおりとする。
- 二 保守及び業務のため、利用を停止することがある。
- 三 第一号の規定にかかわらず、あらかじめセンター長等の許可を得たときは、第1号の時間以外に利用することができる。

(ユーザID)

第5条 第2条で許可された者に対して、センターからユーザIDを付す。

(利用上の注意)

第6条 利用者は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ユーザIDを当該利用目的以外に使用し、または他人に使用させないこと。
- 二 パスワードを他人に知られないように留意するなどセキュリティへ配慮すること。
- 三 センターの機器及びソフトウェアに支障をきたすような使用をしないこと。
- 四 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。
- 五 有償ソフトウェアの不法複製等、違法な行為はしないこと。

六 公序良俗に反する行為はしないこと。

七 営利，宣伝行為はしないこと。

八 その他の利用に際しては，センター員の指示に従うこと。

2 利用者は，施設，設備及び物品を破損もしくは紛失した場合には，必ずセンターに届け出なければならない。

(利用の制限又は禁止)

第7条 利用者がこの細則に違反した場合，又はセンターの運営に支障を及ぼすおそれのある場合は，センター長等はその者の利用を制限又は禁止することがある。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事項は，センター長等が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月10日から施行する。

別表

	室 名	利 用 時 間
高 松 キ ャ ン パ ス	第一演習室 第三演習室 マルチメディア教室	平日 8時40分～16時50分
	第二演習室	平日 8時40分～18時30分
詫 間 キ ャ ン パ ス	第二演習室 サイバーラボ 高度情報ラボ マルチメディアラーニングラボ	平日 8時40分～16時50分

情報基盤センター（高松キャンパス）利用上の注意

情報基盤センター（高松キャンパス）（センター）は、校内の情報処理教育、及び教職員の学術研究のための共同利用施設です。以下の注意事項を守って利用してください。

1. コンピュータはていねいに扱う

センター内のコンピュータは、授業で使います。故障すると授業に支障をきたしますので、ていねいに使用してください。万一、誤って壊してしまった場合やコンピュータが故障していることに気付いたときは、授業担当教員または学務係に知らせてください。

2. パスワードは絶対に他人に教えない

ユーザ ID は誰がインターネットなどを利用しているか知るための名札のようなものであり、パスワードはインターネットなどを利用するための鍵だと考えてください。ユーザ ID によって、「誰がどのようにインターネットなどを使用したか」を記録されます。パスワードは絶対に他人に知られないように、取り扱いに注意してください。また、偶然他人のパスワードを知った場合や直接本人から教えてもらった場合でも、決して他人のユーザ ID とパスワードは使用しないでください。

3. プリンター用紙は大切に使う

授業や部活動で必要な資料は自由に印刷して構いませんが、学校行事や学習に関係ないものはプリンターで印刷しないでください。また、紙を無駄使いしないよう、印刷する前に必ず「印刷内容に間違いがないか」をよく確認してください。

4. インターネットのルールとマナー

「自分の身は自分で守る」、「相手のことを思いやる」の2つが基本です。

(1) 法律に違反する行為

- ・知的所有権・著作権の侵害に注意しよう！（他人の文章や画像等を勝手に使わない）
- ・プライバシーの侵害に注意しよう！（他人の名前や住所などを掲示板などに書かない）
- ・名誉毀損に注意しよう！（他人の悪口や商品の悪評など掲示板などに書かない）
- ・オンラインソフトは使用上の制限がある（README とか LICENSE など必ず目を通す）

(2) 学校ですべきでない行為

- ・わいせつな画像や爆弾・毒ガス作成などの閲覧
- ・アニメ、音楽などの閲覧やダウンロード
- ・有料データベース、オンラインショッピング等を利用する
- ・政治、宗教上の宣伝勧誘など教育にふさわしくないこと

(3) 自分の身をまもるために

- ・アンケートやクイズにむやみに応募しない（無料プレゼントには裏がある）
- ・個人情報の流出に注意（名前、住所、生年月日、クレジットカードの番号）
- ・何か解らない添付ファイルは速やかに削除を！（コンピュータウィルスの可能性も）

- ・ ホームページ閲覧，U S B 感染のウィルスに注意する。

5. センターのコンピュータ使用上の注意

コンピュータは，ID，パスワードなしで使用できますが（電源を入れ ID，パスワード要求画面がでて何もしなければ立ち上がる），インターネットなど外部にアクセスに行くときには，ID とパスワードが必要です。

インターネットエクスプローラの起動など自分が外部ネットワークにアクセスする操作をしていないにもかかわらず，ID とパスワードを要求する画面が出たらキャンセルをしてください。

また，AcrobatReader などアプリケーションによっては起動時に外部ネットワークにアクセスしアップデートしようとするものがありますが，ID とパスワードの要求にはキャンセルし，アップデートしないようにしてください。

ハードディスク（マイドキュメントなど）に保存されたデータは全て，コンピュータの電源を切ると自動的に削除されますので注意してください。壁紙の変更やインターネットエクスプローラのお気に入りなども全て消えます。保存したいデータは，USB メモリーを使用して，各自で保存・管理してください。

6. その他センター利用上の注意

センターは，学生の皆様の学習を支援するための施設です。周りの学生の学習の妨げにならないように利用してください。

また，センターに入館する際は，スリッパに履き替え，靴を靴箱に入れるようにしてください。（ブーツなど背の高い靴は，下駄箱の上に並べておいてください。）センターを出る際には，スリッパを靴箱に戻してください。

7. センターの放課後開放と長期休暇中の開放

放課後（最終授業終了後）から 18 時 30 分まで，センター・第二演習室を自由に利用できるように開放しています。ただし，18 時 20 分になると強制的にコンピュータがシャットダウンされるので注意してください。

香川高等専門学校地域イノベーションセンター利用細則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、香川高等専門学校地域イノベーションセンター規則第 9 条の規定に基づき、香川高等専門学校地域イノベーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 センターを利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 センターの事業に参加する者
- 三 本校の学生，研究生
- 四 その他センター長が必要と認めた者

(利用期間)

第 3 条 センターの利用期間は、原則として当該年度内とする。

2 センターの利用時間は、次の各号に掲げる日を除き、平日にあつては 8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- 一 土曜日，日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(利用の申請)

第 4 条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用開始希望日の 10 営業日前までに所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、起業家工房については鍵交付等申請書の提出及び承認をもって代えることとする。

(利用の承認)

第 5 条 センター長は、前条の申請が適当であると認められるときは、所定のセンター利用承認書を申請者に交付するものとする。

2 センター長は、前項の承認に際しては、香川高等専門学校地域イノベーションセンター委員会（以下「センター委員会」という。）の審議を経るものとする。

(利用の遵守事項)

第 6 条 利用者は、施設設備を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設設備を利用目的以外に利用しないこと。
- 二 施設設備を汚損し、又は損傷しないこと。
- 三 起業家工房以外の施設設備については、利用を承認された施設設備のみ利用すること。

四 清掃及び後片付け、戸締まり、電源等の安全の確保に留意すること。

五 その他センター長が行うセンターの管理上の指示に従うこと。

2 規則及びセンター長の指示に違反した者に対しては、センターの利用を停止することがある。

(利用状況報告等)

第 7 条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

2 利用者は、教育・研究等を終了又は中止したときには、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(機器の搬入等)

第 8 条 利用者は、施設で使用する機器を搬入しようとするときは、所定の機器搬入申請書に関係資料を添えてセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたときは、所定の機器搬入承認書を申請者に交付するものとする。

3 利用者は、第 1 項の機器の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

4 機器の搬入及び搬出に係る経費は、利用者の負担とする。

(弁償責任)

第 9 条 使用者は、故意又は重大な過失により機器等を破損した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(施設・設備の利用等)

第 10 条 教育・研究等で施設・設備を利用するにあたって必要な経費は、利用者の負担とする。

2 利用者は、センター利用の都度、利用時間、消耗品の使用状況、機器の整備状況等を備付けの日誌もしくは利用フォームに記録するものとする。

(設備機器の管理)

第 11 条 設備機器の管理にあたってセンター長は設備機器管理責任者を置くことができる。設備機器管理責任の任期は 1 年とする。設備機器管理責任者は設備機器の維持管理に努め、設備機器の稼働状態を年度末にセンター長に報告しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 6 年 1 月 15 日から施行する。

香川高等専門学校サーキット トレーニングセンター使用内規

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 条 本校サーキットトレーニングセンター（以下「施設」という。）を使用できる者は本校の学生及び教職員とする。

第 2 条 施設の使用時間は 8 時 30 分から 19 時 30 分までとする。

第 3 条 施設の使用に当たっては別に定めるサーキットトレーニングセンター使用心得を厳守しなければならない。

香川高等専門学校サーキット トレーニングセンター使用心得

平成 21 年 10 月 1 日制定

- 1 使用者は、学生支援係（ただし、勤務時間外及び休日は警備員室、以下同じ。）で使用簿に氏名等必要事項を記入し、学生証を提示のうえ鍵を受領する。使用后すみやかに学生支援係に返納のこと。
- 2 土足でトレーニングセンター内に入らないこと。
靴を使用する場合は、体育館専用のものを使用すること。
- 3 使用前に施設及び用具を十分点検し、各人の責任において、常に事故の防止に努めること。
- 4 施設の使用は 2 名以上を原則とし、事故発生ときは直ちに学生支援係に連絡すること。
- 5 各器具の使用上の注意事項を厳守すること。
- 6 トレーニング開始前の準備運動及び終了後の整理運動は、必ず実施すること。
- 7 使用中に施設又は用具を破損したときは、すみやかに学生支援係に申し出てその指示を受けること。
- 8 常に無理のないトレーニング計画をたて、継続的に行うこと。
- 9 使用区分及び使用時間を厳守すること。
- 10 使用後は必ず清掃し、原状に復すること。
- 11 使用後、電源は必ず切ること。
- 12 トレーニングセンター内での火気の使用は厳禁する。
- 13 トレーニングセンター内では飲食をしないこと。
- 14 トレーニングセンター外への用具の持ち出しは厳禁する。

香川高等専門学校部室使用心得

平成 21 年 10 月 1 日制定

令和 2 年 2 月 4 日改定

- 1 使用者は、学生支援係（ただし、勤務時間外及び休日は警備員室，以下同じ。）で
使用簿に氏名等必要事項を記入し，学生証を提示のうえ受領する。使用后すみやかに
学生支援係に返納のこと。
- 2 部室内は定期的に清掃し，常に整理整頓に努めること。
- 3 部室内での火気の使用は厳禁する。万一出火の際は，火災報知機を鳴らし，学生支
援係等に急報すること。
- 4 部室の使用時間は，原則として放課後及び休業日の 19 時 30 分までとし，それ以外
の使用については，事前に学生支援係に届け出て許可を受けること。
- 5 部室内では飲食をしないこと。
- 6 部室の壁，窓ガラスに落書きしたり，みだりに張り紙をしないこと。
- 7 部室の壁，窓ガラス又は備品等を壊さないこと。もし壊したときは，修理に要する
経費等を弁償すること。
- 8 物品等のき損，又は盗難等の事故が生じた場合は直ちに学生支援係に届け出ること。
- 9 部室内に部員が居なくなるとき又は帰宅するときは，必ず消灯し，窓及び戸には施
錠すること。
- 10 部室内には不必要な物品又は貴重品等を持ち込まないこと。
- 11 部室を部活動以外の用途に使用してはいけない。
- 12 部室を部外者に使用させてはいけない。

10. その他

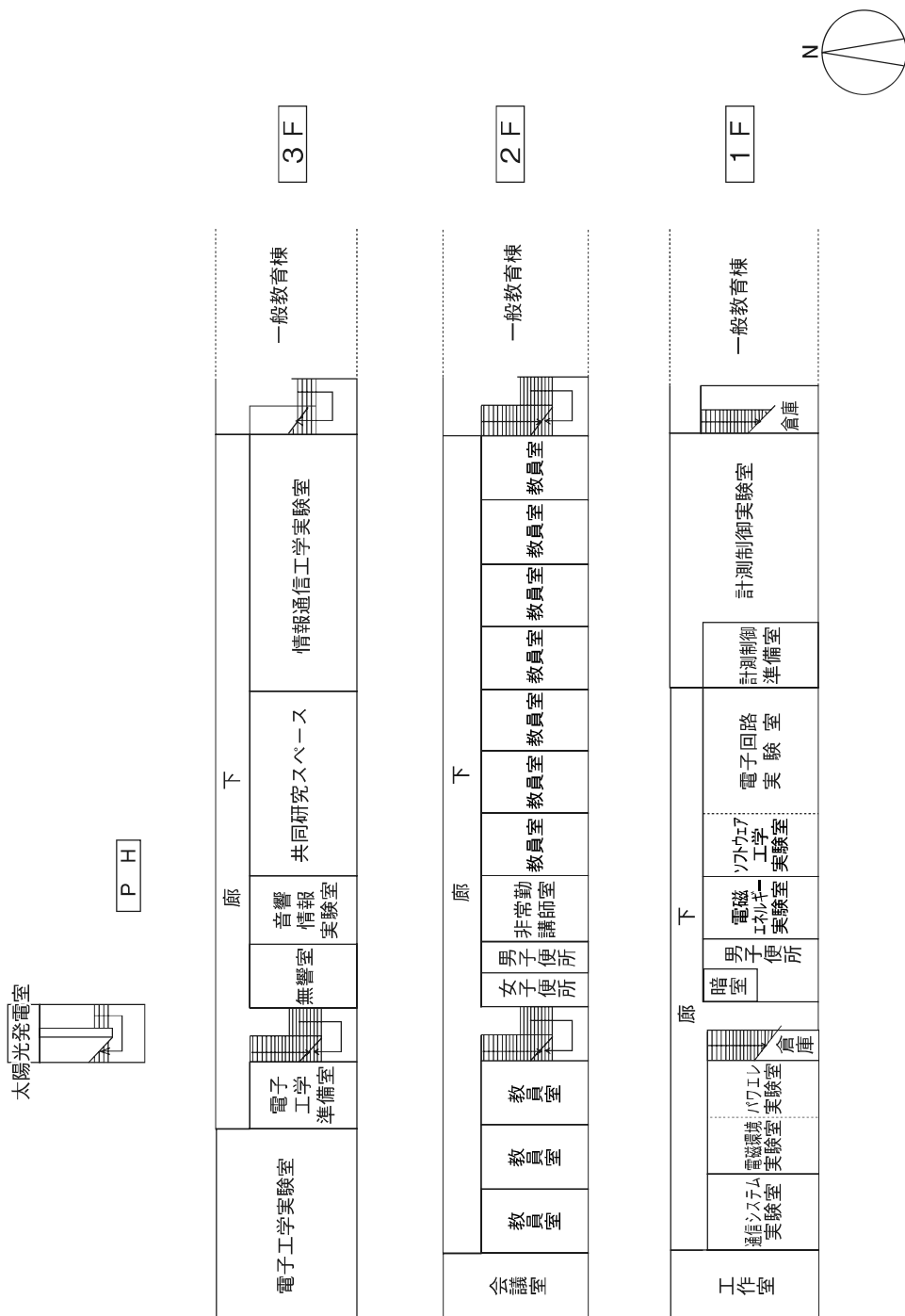
- ・ 建物平面図及び配置図
- ・ 学校行事

建物平面図及び配置図

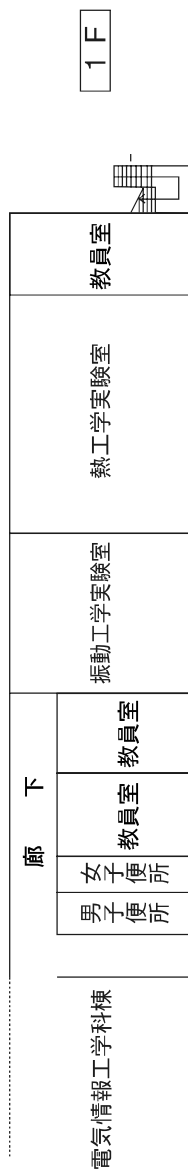
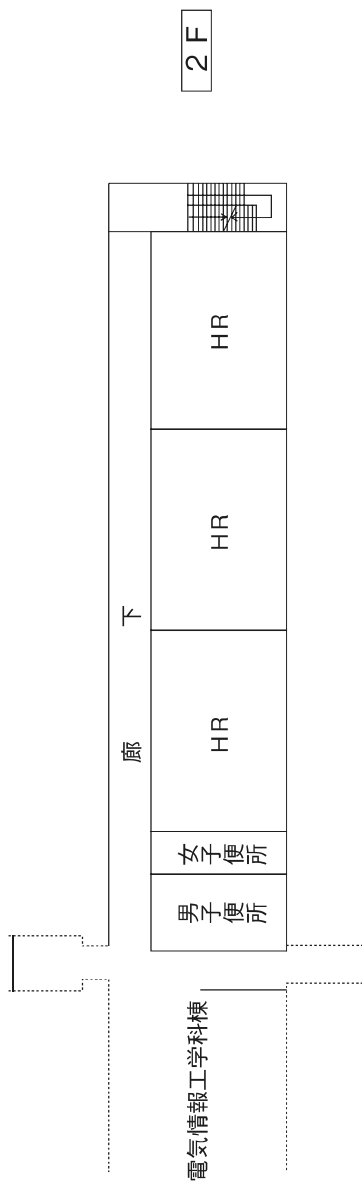
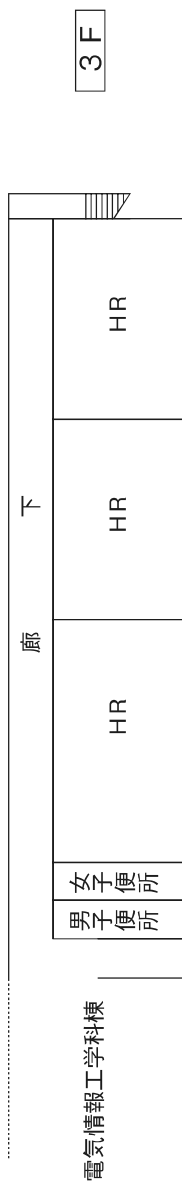
【管理部及び一般教育棟】



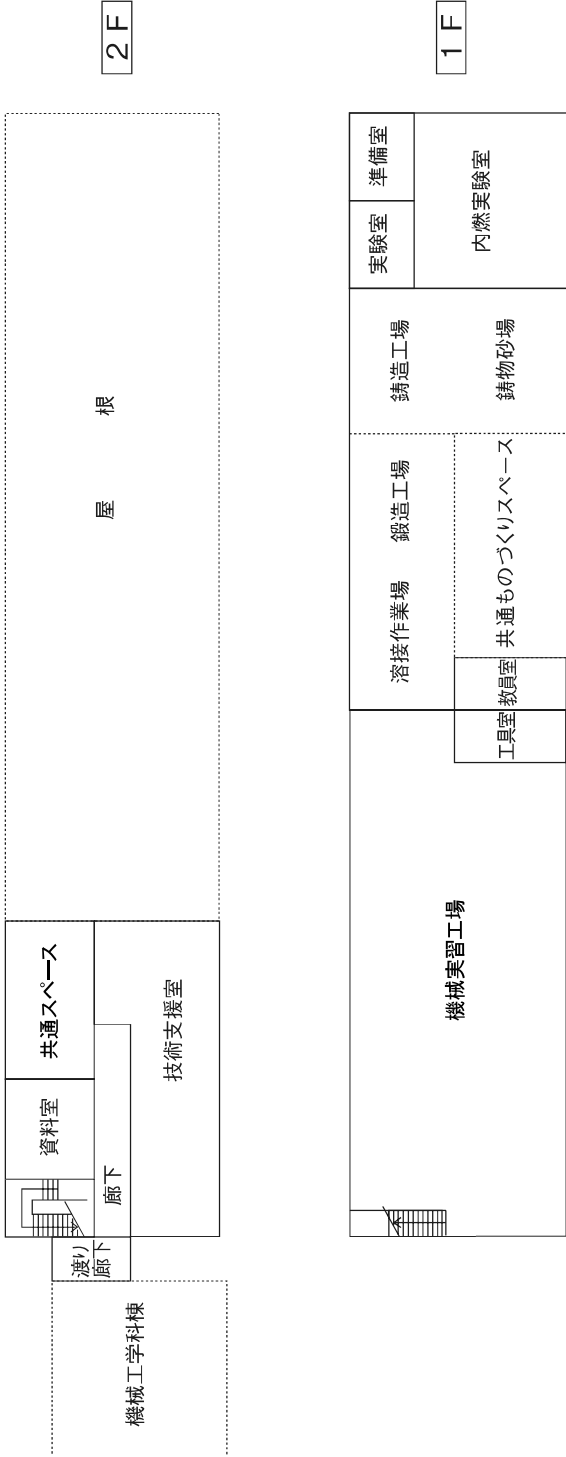
【電気情報工学科棟】



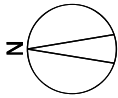
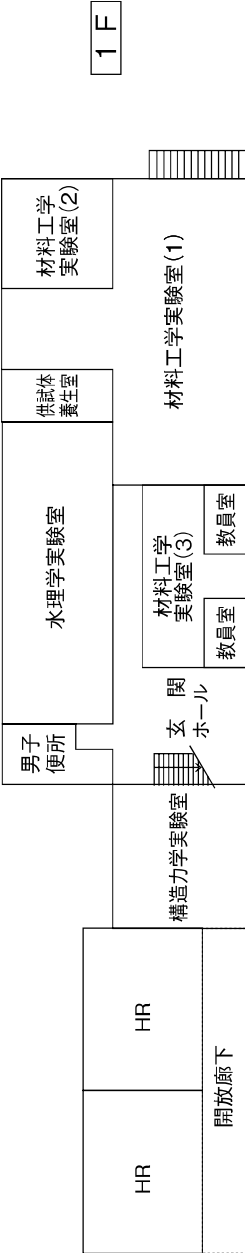
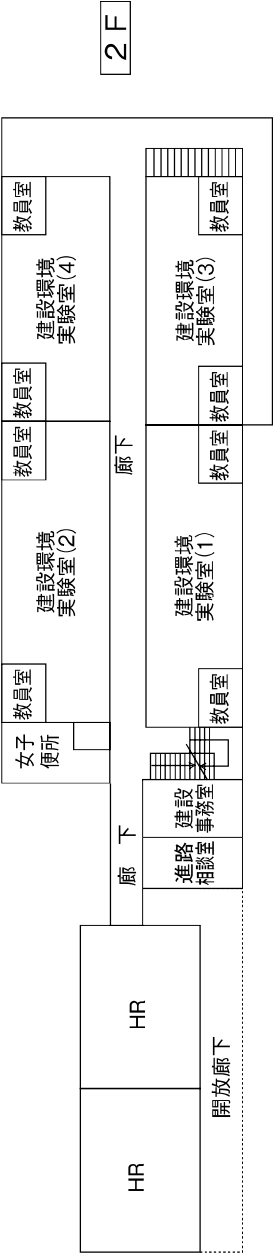
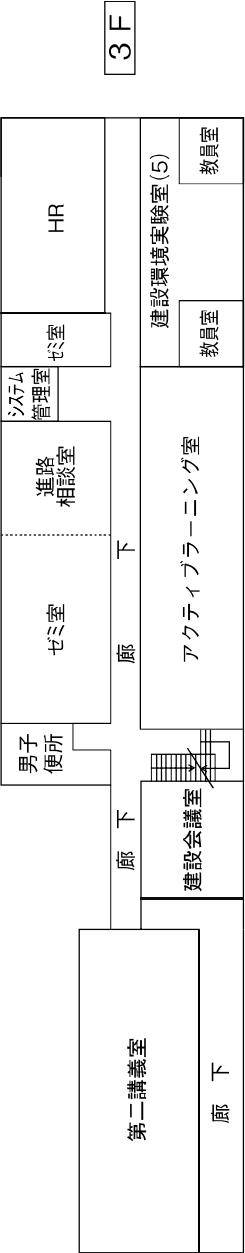
【一般教育棟】



【 機 械 工 学 科 実 習 工 場 】

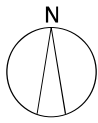


【建設環境工学科及び講義棟】

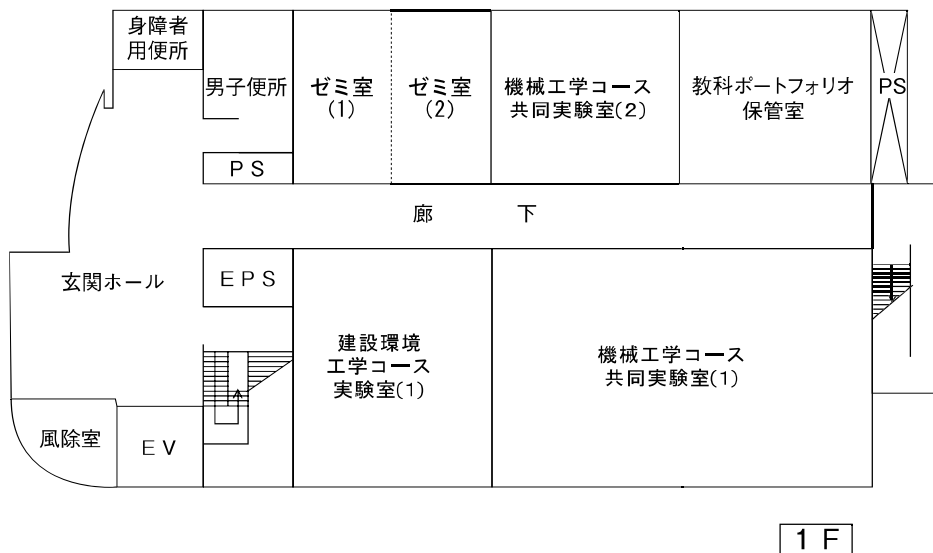
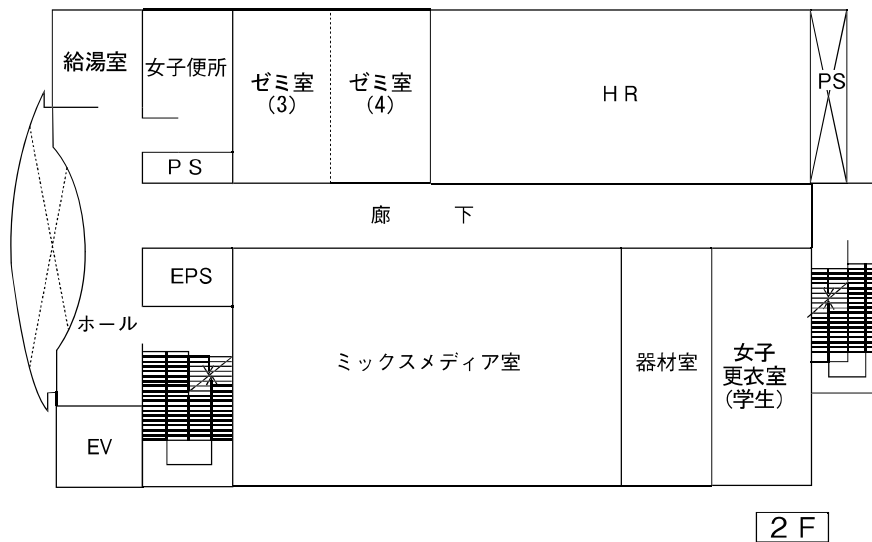


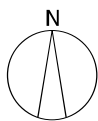
【機械電子工学科棟】



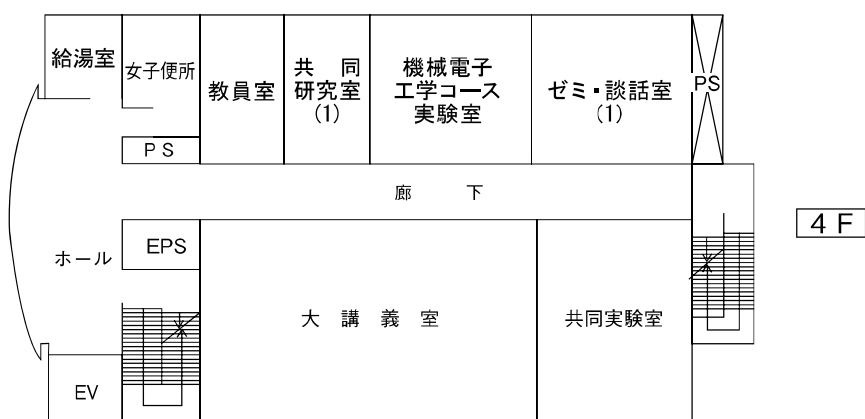
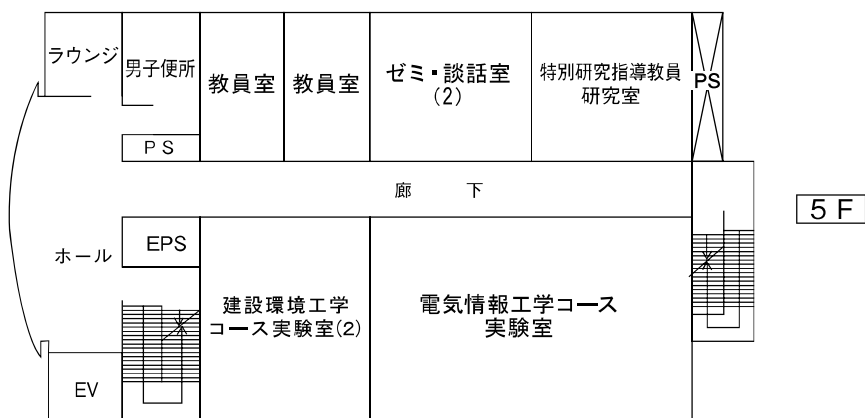


【専攻科棟】

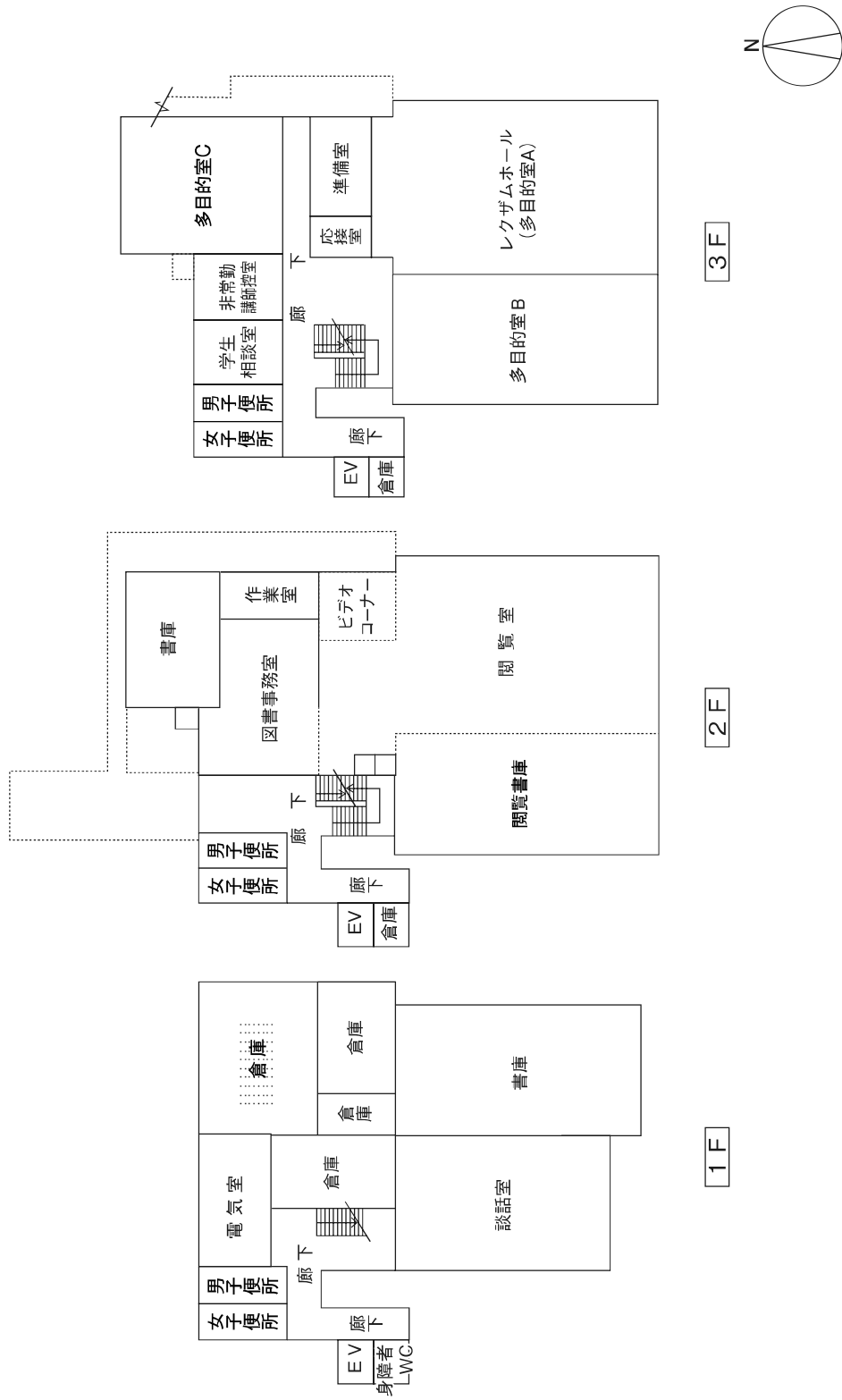


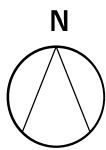


【専 攻 科 棟】

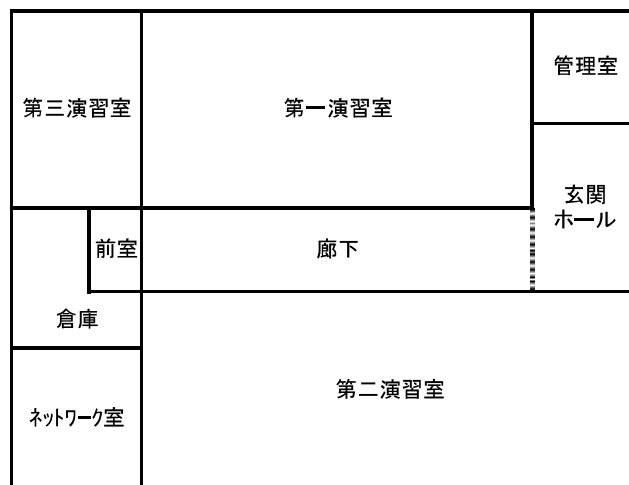


【図 書 館】

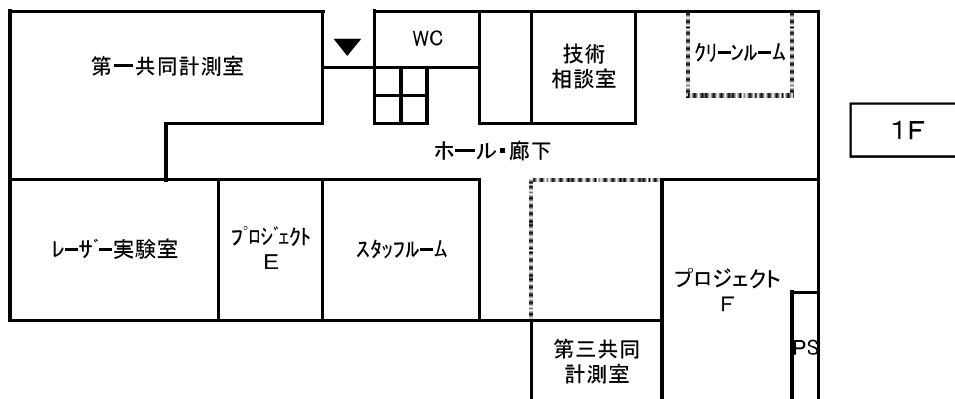
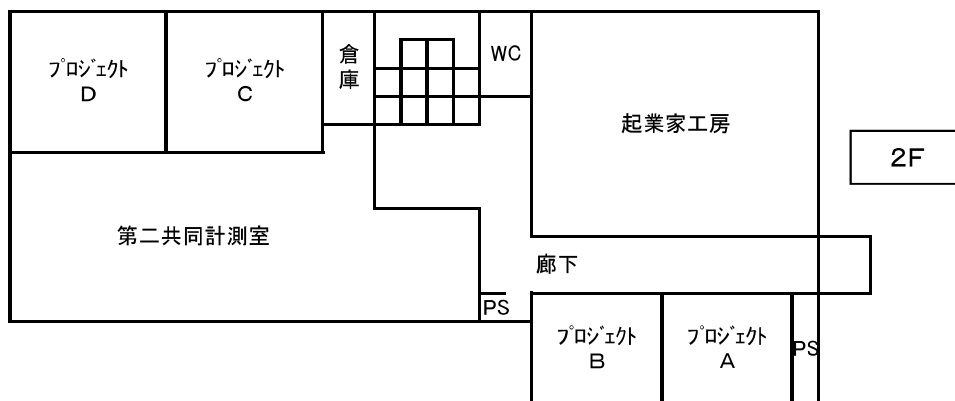


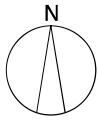


【情報基盤センター】

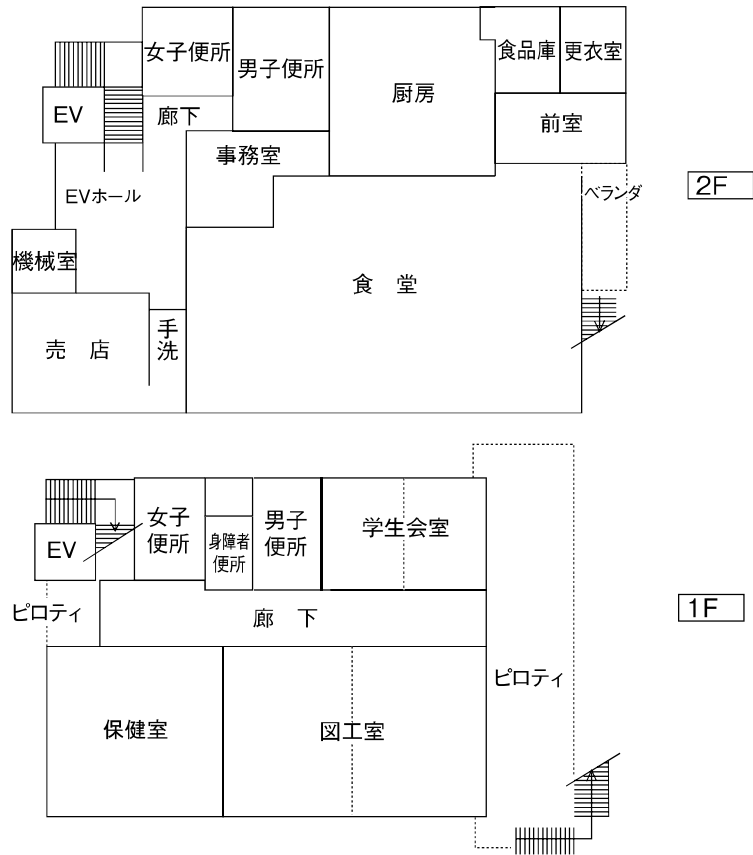


【地域イノベーションセンター】

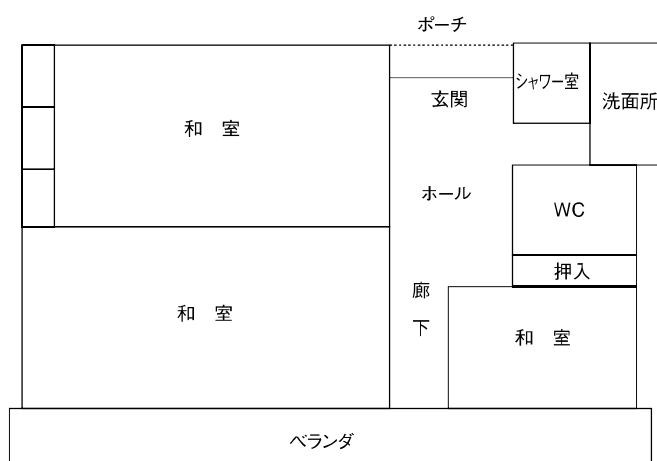




【自 彊 会 館】



【和 敬 館】



学校行事

行事名	内容
新入生オリエンテーション	1 年生全員を対象に入学直後に実施する。
体育祭	秋季に 1 日間全学生が参加して実施する。
学生祭	秋季に 2 日間程度全学生が参加して実施する。
スポーツ大会	春季に低学年を対象に 1 回実施する。
工場見学	各学科別に随時実施する。
健康診断	4 月に全学生を対象に学生定期健康診断を実施する。

令和7年度 香川高専行事予定表

1.2.○:授業・登校日

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
日	曜	共通	高松	説間	曜	共通	高松	説間	日	曜	共通	高松	説間	曜	共通	高松	説間
1	火				木			4	4	日	高校総体		12	金		前期末試験	○
2	水				金			4	4	月			12	土			
3	木				土					火			12	日			
4	金	入学式	開校・入寮式		日	憲法記念日				水	成績通知		13	月		前期末試験 試験返却日	○
5	土				月	子どもの日				木	四国地区高等 体育大会			火		試験返却日	○
6	日				火	振替休日				金	前期中間試験			水		試験返却日	○
7	月	休業式・対面式	新入生オリエンテーション 入学式・対面式 入学式・対面式 入学式・対面式		水		【月曜日授業】	4	4	土			13	木		試験返却日	○
8	火	前期授業開始	前期授業開始 クラブ紹介		木			5	【火曜日授業】	日			13	金		試験返却日	○
9	水				金	DCON025		5		月	前期中間試験			土	夏季休業(2日 まで)	前期末試験 オープンキャン パス	
10	木				土	DCON025				火	前期中間試験			日		オープンキャン パス	
11	金				日					水	前期中間試験			月		オープンキャン パス	
12	土				月			5		木	前期中間試験			火			特別開校
13	日				火			5		金				水			
14	月				水	身体測定		5		土	入試専攻科学 力・社会人			木			
15	火				木			○	学生総会	日			14	金			
16	水				金			6		月			14	土			
17	木				土					火			14	日			
18	金				日					水			15	月		特別開校	
19	土				月			6		木			15	火			
20	日				火			6		金	四国地区高等 体育大会			水			
21	月				水			6		土	四国地区高等 体育大会			木			
22	火				木			6		日			15	金			
23	水				金	学生総会		7		月			15	土			
24	木				土	学生総会 新②				火			15	日			
25	金				日					水			15	月			
26	土				月			7		木	第1回フットボール 大会			火			
27	日				火			7		金	四国地区高等 体育大会			水			
28	月				水			7		土	四国地区高等 体育大会			木			
29	火	昭和の日			木			7		日	四国地区高等 体育大会			金			
30	水				金			8		月			12	土			
31					土					火			13	日			
共通																	
高松																	
説間																	

令和7年度 香川高専行事予定表

1.2...○:授業・登校日

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
日	曜	共通	高松	詫間	高松	共通	高松	詫間	高松	共通	高松	日	曜	共通	高松	詫間	高松
1	水	後期授業開始		1	土	音楽祭	○	音楽祭	○	音楽祭	○	月	曜	音楽祭	○	音楽祭	○
2	木			2	日	音楽祭	○	音楽祭	○	音楽祭	○	火	曜	音楽祭	○	音楽祭	○
3	金			3	月	文化の日						水	曜				
4	土			4	火		4					木	曜				
5	日			5	水	体育祭予備日	5					金	曜				
6	月			6	木	【月曜日授業】	5	【月曜日授業】	5	【月曜日授業】	5	土	曜				
7	火			7	金		5					日	曜				
8	水			8	土	デザコン本選						月	曜				
9	木			9	日	デザコン本選						火	曜				
10	金			10	月		6					水	曜				
11	土	フロン本選		11	火		5					木	曜				
12	日	フロン本選		12	水		6					金	曜				
13	月	スポーツの日		13	木	試験発表 第2回ブリックハン ティング	6	試験発表	6	試験発表	6	土	曜				
14	火			14	金	【月曜日授業】	2					日	曜				
15	水			15	土		3					月	曜				
16	木			16	日		3					火	曜				
17	金			17	月		3					水	曜				
18	土			18	火		6					木	曜				
19	日	コロン 四国地区大会		19	水		7					金	曜				
20	月			20	土		7					日	曜				
21	火			21	月		7					火	曜				
22	水			22	火		7					水	曜				
23	木			23	日		4					木	曜				
24	金	大掃除		24	月		4					金	曜				
25	土			25	火		7					土	曜				
26	日			26	水		8					日	曜				
27	月			27	木		8					月	曜				
28	火			28	金		8					火	曜				
29	水			29	土		4					水	曜				
30	木			30	日		5					木	曜				
31	金	音楽祭準備		31	月		○					火	曜				
通	手																
高	松					月曜日授業 (6日)				金曜日授業 (17日)							
詫	間					月曜日授業 (6日)				金曜日授業 (17日)							

香川高等専門学校の連絡先(学生関係)

担当係	連絡先	内容
学務係	087-869-3832	授業, 試験, 成績に関すること
		欠席に関すること
		住所等の変更に関すること
		在学証明書, 学生証に関すること
		留学に関すること
		進学に係る各種証明書の発行
入試係	087-869-3866	入学者選抜個人成績開示に関すること
学生支援係	087-869-3833	通学に関すること, 学割証・通学証明書の発行
		課外活動に関すること
		入学料・授業料免除及び徴収猶予に関すること
		就学支援金及び修学支援金制度に関すること
		各種奨学金に関すること
		落とし物に関すること
財務係	087-869-3821	授業料等の納入に関すること
キャリアサポートセンター	087-869-3958	就職・インターンシップに関すること
		就職に係る各種証明書の発行
保健室	087-869-3834	健康面に関すること
		日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に関すること
図書館	087-869-3813	図書館に関すること
学生生活係	087-869-3835	清雲寮に関すること
学生相談室	087-869-3834 (保健室) soudan@t.kagawa-nct.ac.jp	メンタルヘルスに関すること
いじめ連絡窓口	 https://forms.office.com/r/zF8suzEq3n	

学校代表番号 087-869-3811